

第3回米国の関税措置に関する
中小企業支援機関の情報共有会議 次第

日 時 令和7(2025)年9月2日(火)
13:30~14:30
会 場 県庁3階大会議室

1 開 会

2 県からの報告

3 国等からの説明

4 各関係機関からの報告

(1) 支援機関

(2) 金融機関等

5 閉 会

第3回米国の関税措置に関する中小企業支援機関の情報共有会議
出席者機関

機関名	
(一社)岡山県商工会議所連合会	
岡山県商工会連合会	
岡山県中小企業団体中央会	
(公財)岡山県産業振興財団	
岡山県信用保証協会	
(株)日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業	
(株)日本政策金融公庫 岡山支店 中小企業事業	
(株)商工組合中央金庫 岡山支店	
(株)中国銀行	
(株)トマト銀行	
おかやま信用金庫	
国 等	中国経済産業局
	中国財務局 岡山財務事務所
	岡山労働局 職業安定部
	(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) 岡山貿易情報センター
岡山県	

米国の関税措置に伴う県内企業への支援策等

1 米国関税措置の概要

(1) 相互関税

7月23日合意内容：既存税率と合計で15%（15%以上の品目は既存税率）

※ 米国側は既存税率に一律15%を追加する内容で大統領令を発表【8月7日発動】

(2) 自動車等への追加関税

7月23日合意内容：自動車・自動車部品とも、既存税率と合計で15%

※ 自動車27.5%→15% 【発動時期不明】

(3) 鉄鋼・アルミ製品等への追加関税

・鉄鋼・アルミ製品へ50%の追加関税を適用【6月4日発動】

※ 3月12日発動の追加関税25%を拡大

・銅の半製品・派生品へ50%の追加関税を適用【8月1日発動】

→7月23日の合意内容には含まれず。

2 現在までの支援策

(1) 相談体制・情報提供等の強化

① 相談窓口の設置

・県中小企業支援センターに相談窓口を設置

② 専門家派遣

・事業者のニーズに応じて専門家を派遣

③ 情報提供

・米国関税に関する説明会（8月20日／岡山県立図書館）

・県内企業向け米国関税セミナー（8月25日／岡山コンベンションセンター）

・県ホームページ、情報共有会議の開催 等

(2) 資金繰り支援

県制度融資（経済変動対策資金）による資金繰りの支援

融資限度額：8,000万円

融資期間：10年以内（うち据置期間 2年以内）

融資利率：当初2年間 年0.50%以内、3年目以降 年1.15%以内

保証料率：年0.45～1.52%

3 県内企業への影響調査の実施

・中小企業

【別紙1】

・自動車関連企業

【別紙2】

4 今後の支援策

・令和7年度9月補正予算案（米国関税対応関連）

【別紙3】

第2回 県内中小企業を対象とした 米国の関税措置に係る影響調査

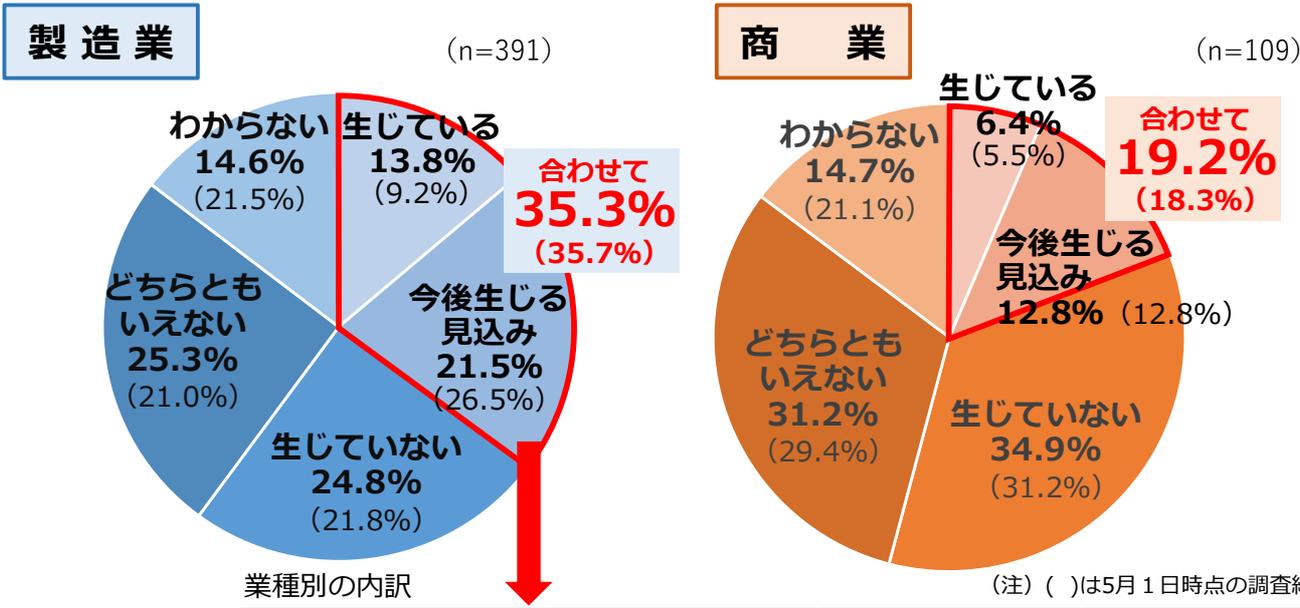
調査時点	令和7(2025)年8月1日
調査対象	製造業 580社 (※1) 商業 170社 (※2) 計 750社
回答状況	製造業 391社 (67.4%) 商業 109社 (64.1%) 計 500社 (66.7%)

(※1) 繊維工業、鉄鋼非鉄、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、プラスチック、その他

(※2) 卸売業、小売業

令和7(2025)年9月2日
岡山県産業労働部

Q1 米国の関税措置のマイナス影響は？

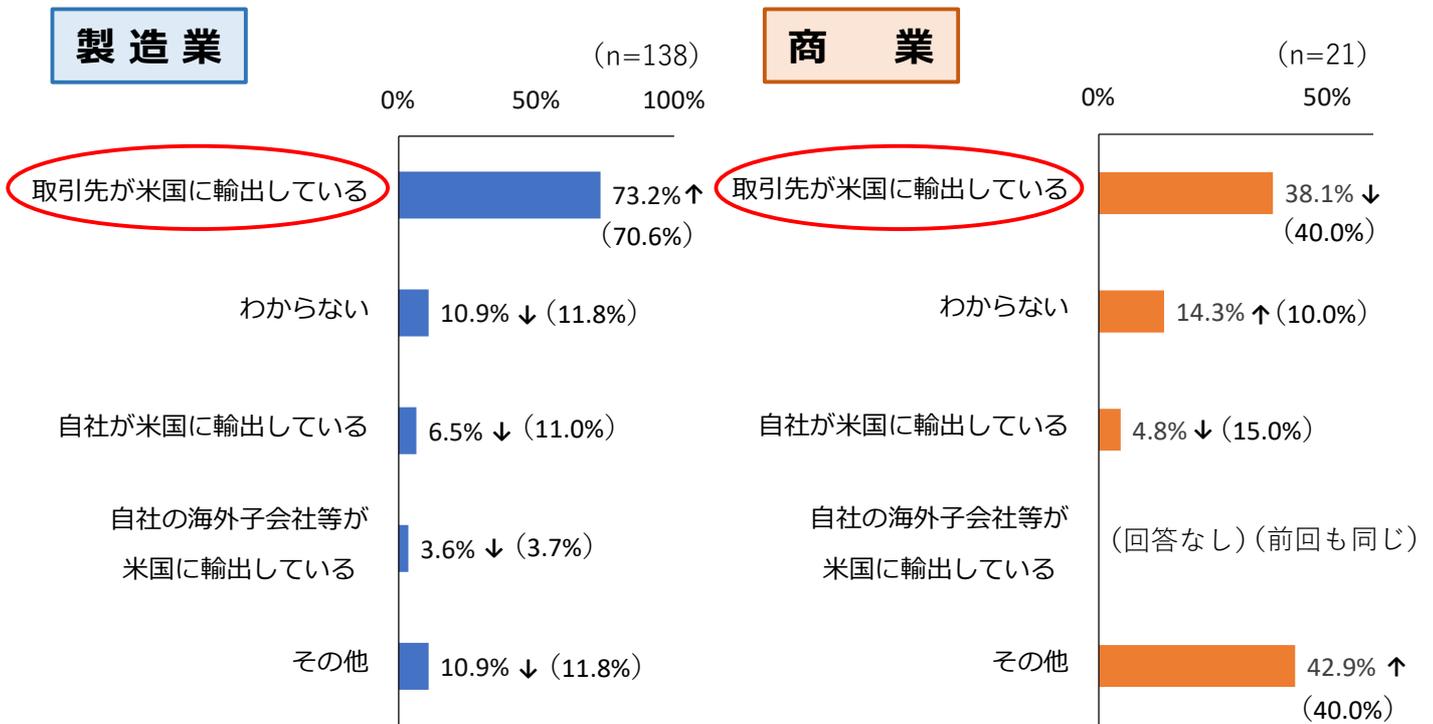


5月1日時点の調査結果と同様にマイナス影響の反応は製造業の方が顕著。また、製造業で関税の影響が「生じている」と回答した企業の割合は4.6ポイント増加した。

上位業種		生じている	今後生じる見込み	計
1 ↑ (2)	輸送機械	14.8% (0.0%)	37.0% (48.1%)	51.8% (48.1%)
2 ↓ (1)	一般機械	21.6% (15.9%)	21.6% (40.6%)	43.2% (56.5%)
3 → (3)	プラスチック	12.5% (4.5%)	29.2% (36.4%)	41.7% (40.9%)
4 ↑ (8)	電気機械	8.3% (3.7%)	33.3% (22.2%)	41.6% (25.9%)
⋮				
7 ↓ (4)	鉄鋼非鉄	7.7% (3.6%)	26.9% (35.7%)	34.6% (39.3%)

製造業の業種別では関税の影響が「生じている」又は「今後生じる見込み」と回答した企業の割合は「輸送機械」(51.8%)が最も高く、次いで「一般機械」(43.2%)が高い。

Q2 影響が生じる取引形態は？（複数選択可）



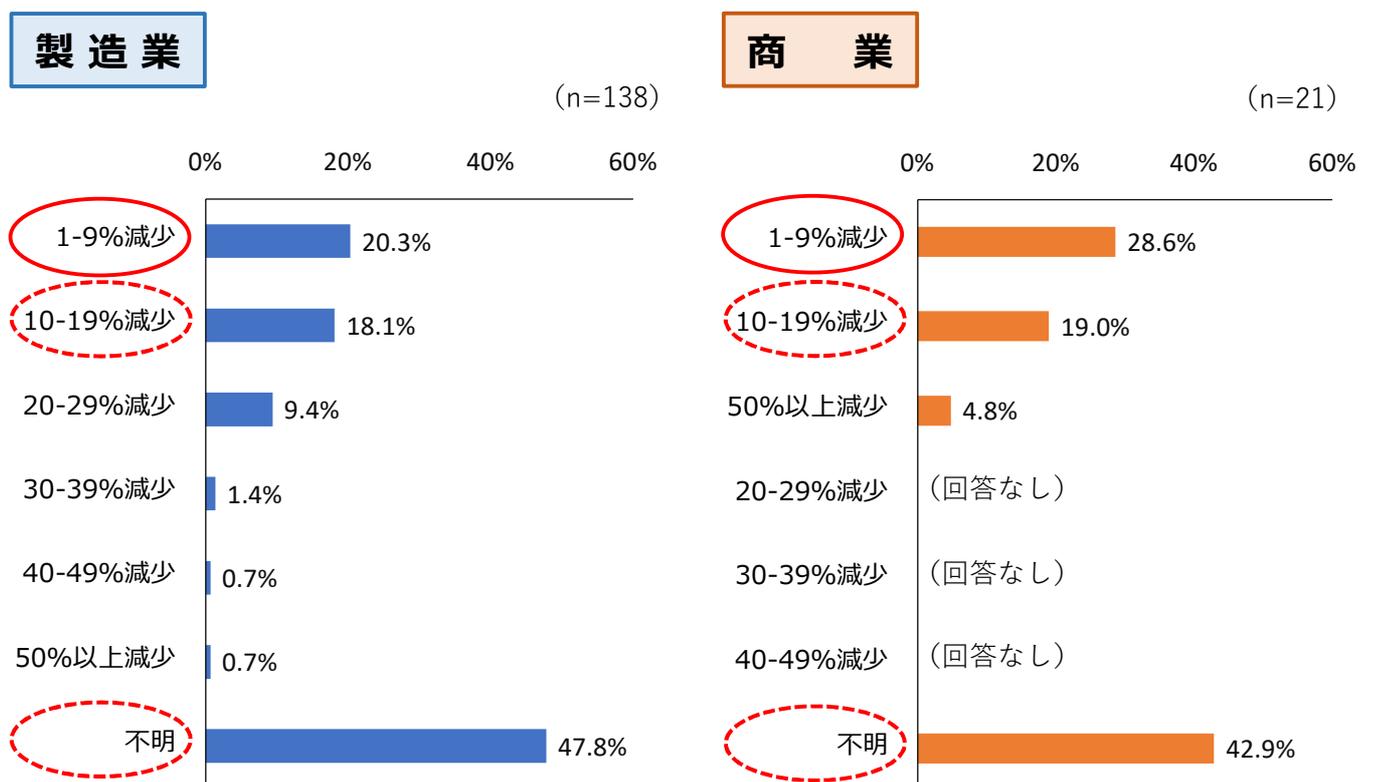
「その他（自由記入欄）」抜粋

(注1) 未回答は非表示
(注2) ()は5月1日時点の調査結果

製造業	取引先のさらに先が米国輸出関連の可能性あり／鉄工関連の関税が未決定
商業	客先に輸出大手の下請けが多い／国内景気の悪化が心配される

2

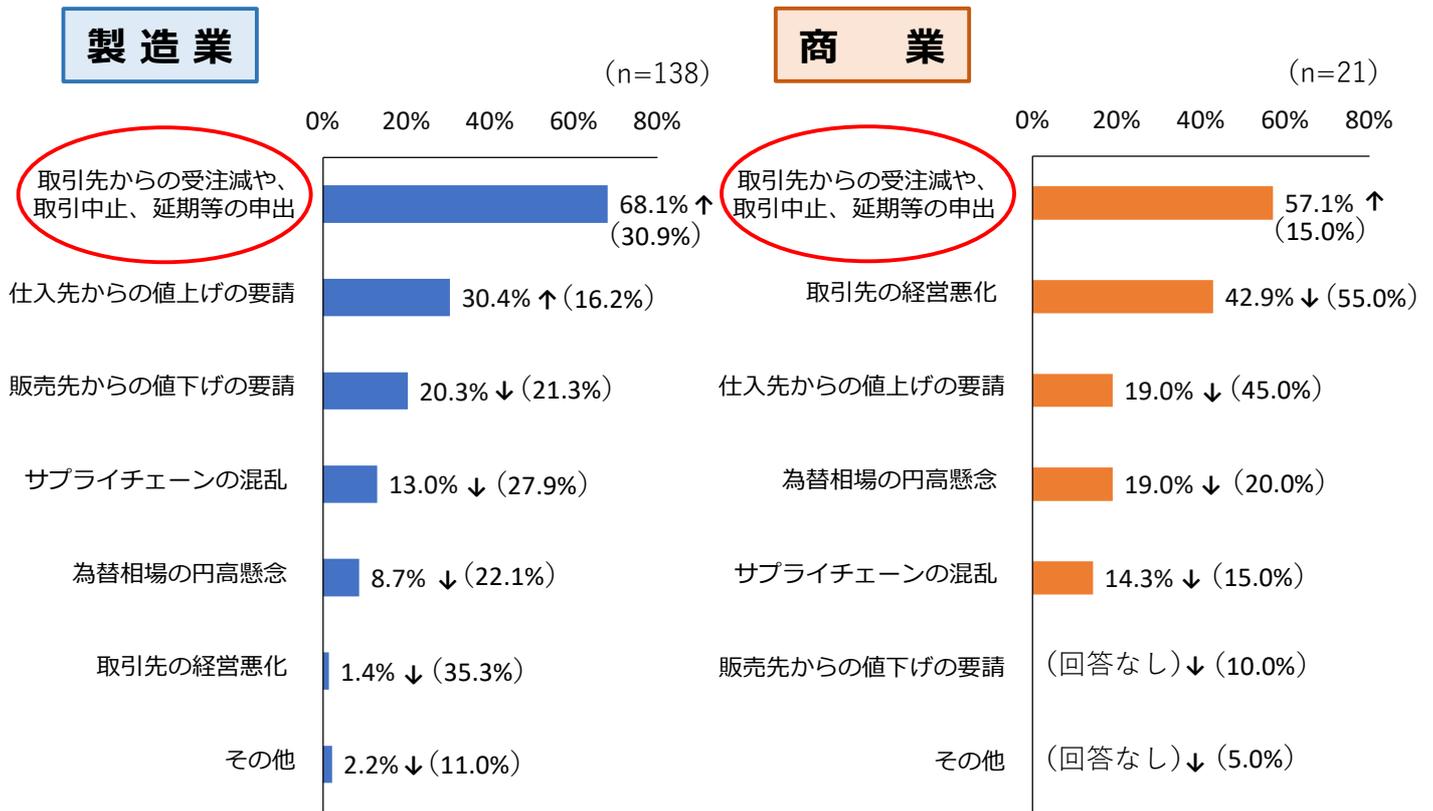
Q3 本年度の売上への影響は？（複数選択可） ※今回の新規設問



(注1) 未回答は非表示
(注2) ()は5月1日時点の調査結果

3

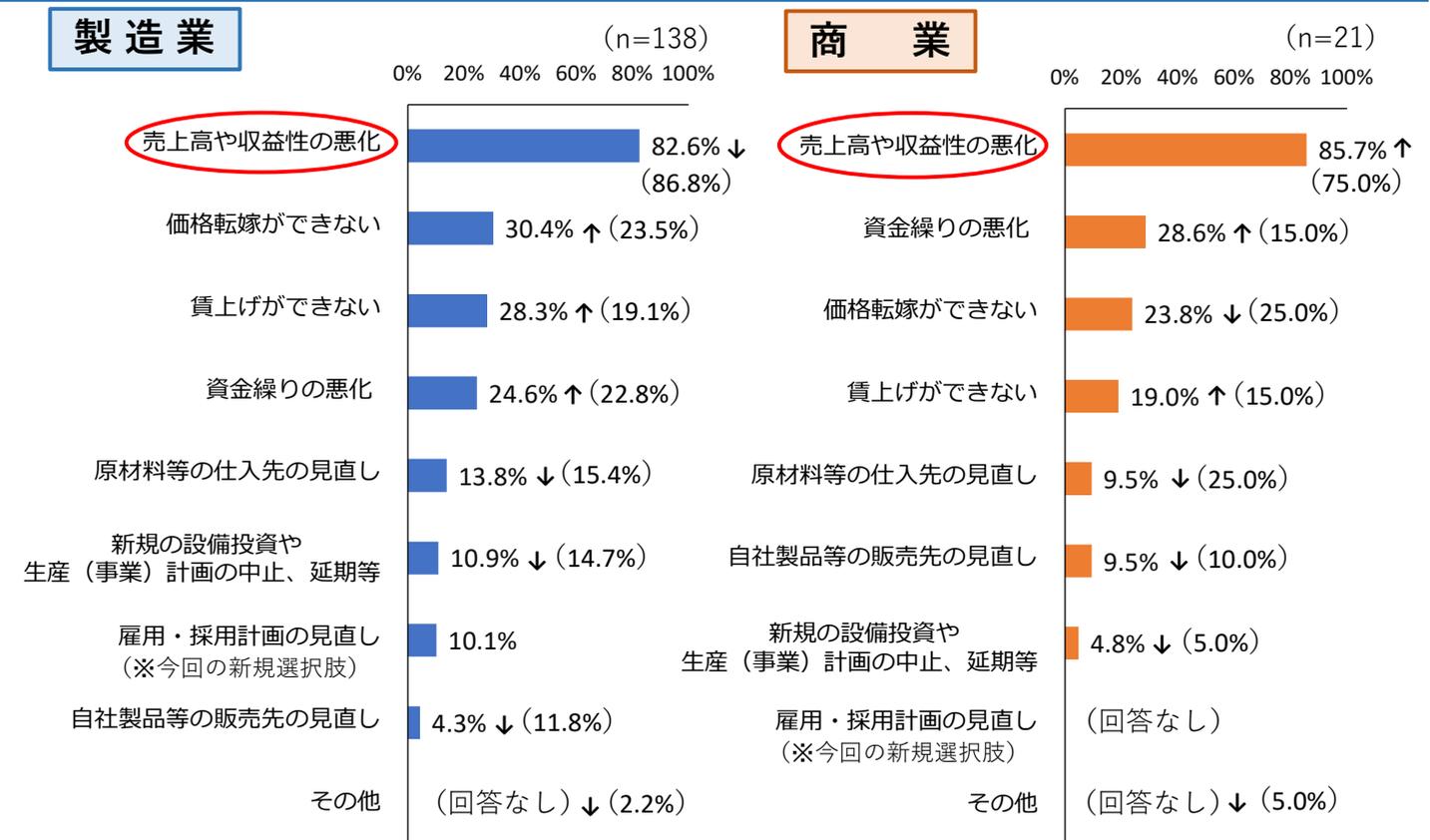
Q4 影響が生じる主な原因は？（複数選択可、3つ以内）



(注1) 未回答は非表示
(注2) ()は5月1日時点の調査結果

4

Q5 今後、見込まれる影響は？（複数選択可、3つ以内）



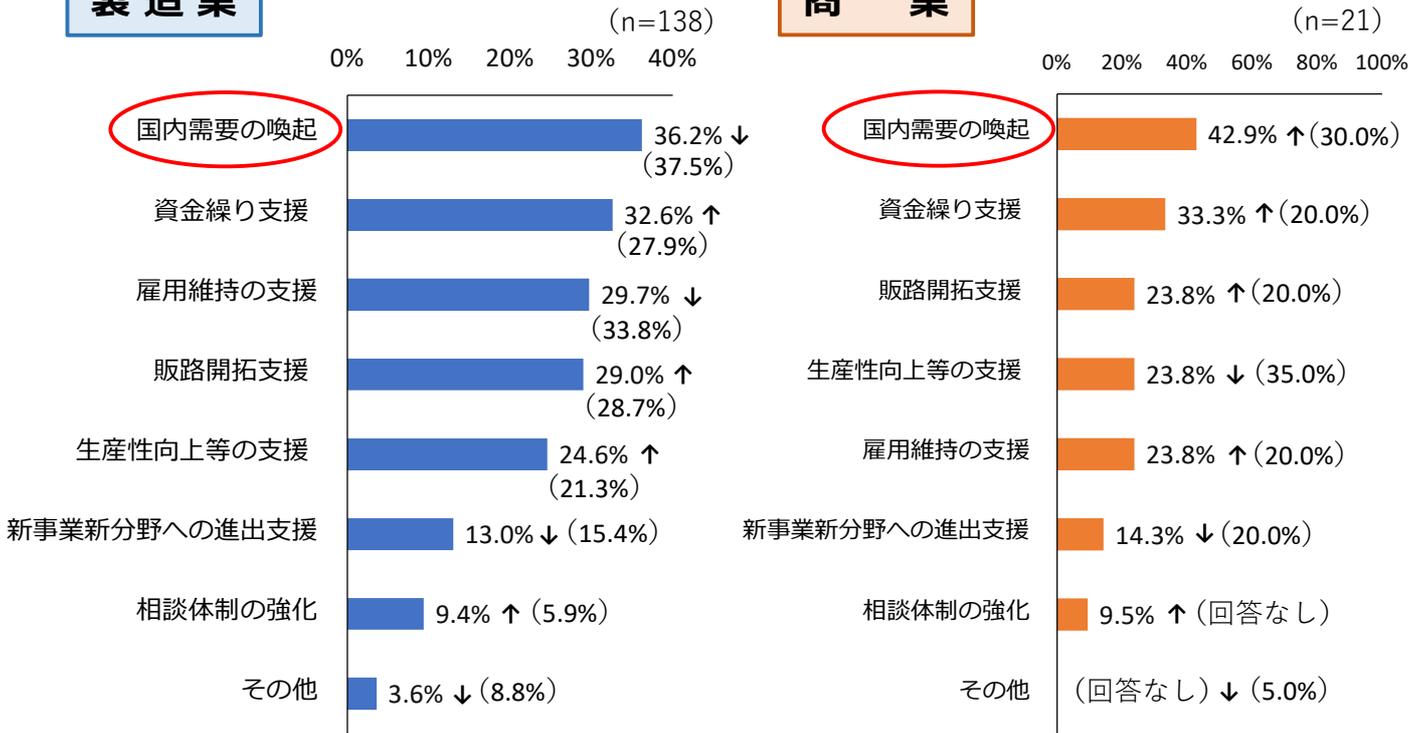
(注1) 未回答は非表示
(注2) ()は5月1日時点の調査結果

5

Q6 期待する支援策等は？（複数選択可、3つ以内）

製造業

商業



「その他（自由記入欄）」抜粋

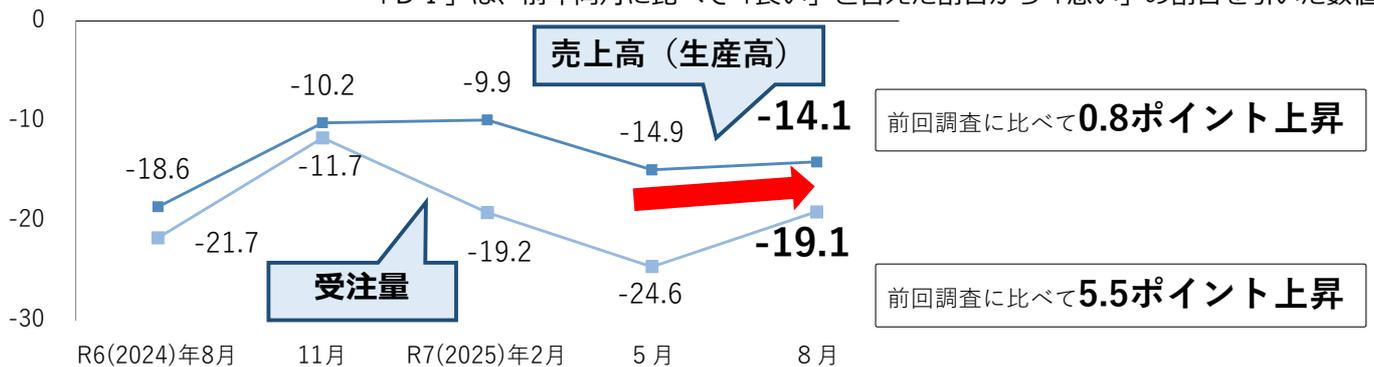
(注1) 未回答は非表示
(注2) ()は5月1日時点の調査結果

製造業	価格転嫁の実現と値下げ強要の取締り／補助金・助成金
商業	—

<参考> 県内中小製造業における景況状況

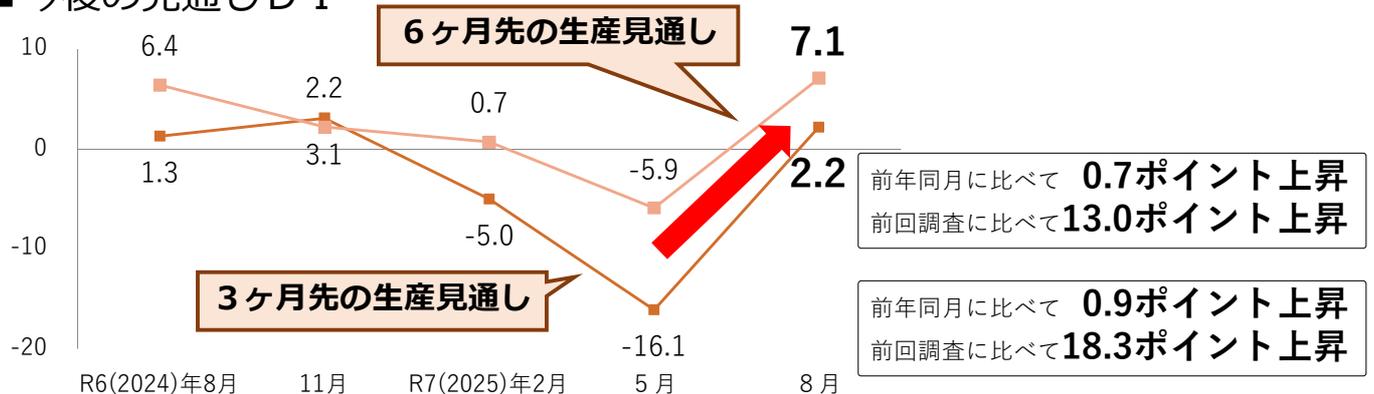
■ 景況 D I

(注) 「米国の関税措置に係る影響調査」は、「景況調査」に附帯して実施
「D I」は、前年同月に比べて「良い」と答えた割合から「悪い」の割合を引いた数値



● このほか **資金繰り D I (8.4)** については、前回調査に比べて **3.0ポイント低下**

■ 今後の見通し D I



第2回県内自動車関連企業を対象とした米国の関税措置に係る影響調査

岡山県自動車関連企業への影響調査結果

■「岡山県自動車関連企業ネットワーク会議」※会員企業に対し影響調査を実施。

※県内自動車関連企業が集まり、情報共有や意見交換を通じて技術力や生産性向上、人材育成等に主体的に取り組む組織

■調査時点:令和7(2025)年8月1日

対象企業:80社

回答率:42社(52.5%)

■調査結果

- ・売上への影響があると回答した企業の割合は、前回の15.9%から38.1%に倍増した。
- ・一方で、今後影響が予想される企業は68.2%から35.7%に半減しており、予測段階から移行し、影響が顕在化していることが見受けられた。
- ・また、生産調整等に関する連絡を受けた企業の割合は、前回の3割から約5割にまで増加した。
- ・影響が生じる主な原因としては、取引先からの受注減によるものが8割を占めており、経営の悪化を多くの企業が懸念している。

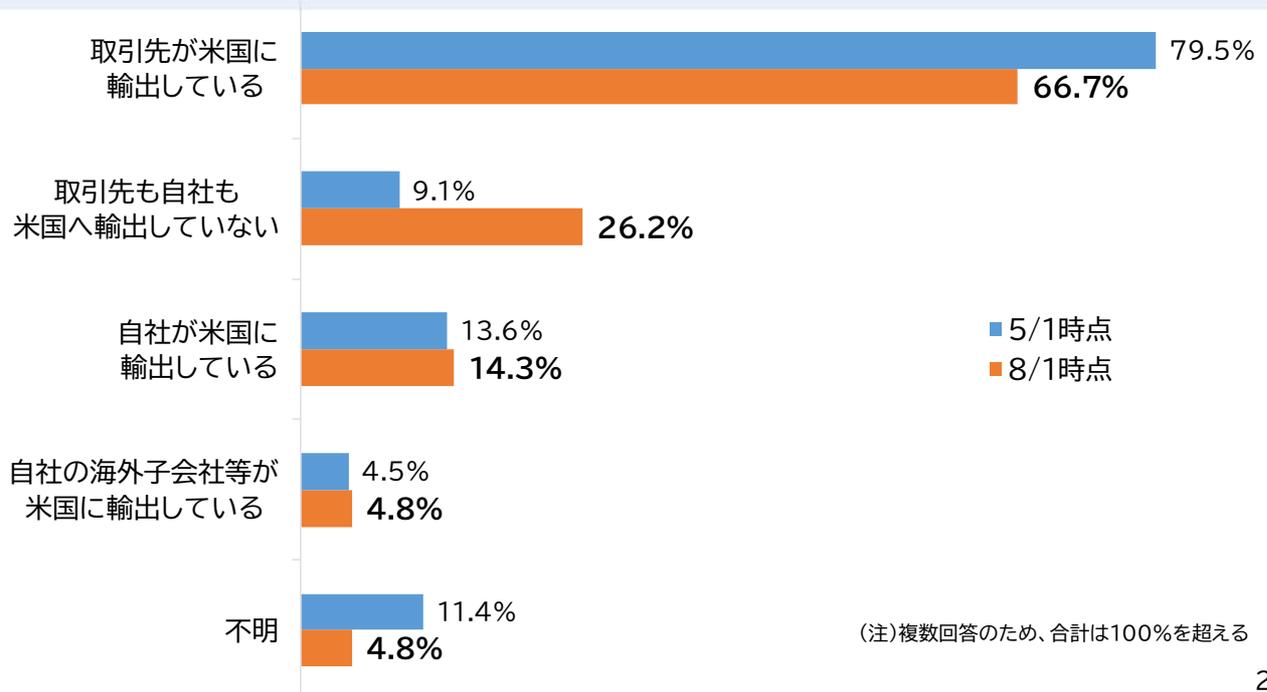
※詳細は次頁以降に記載

1

1. 米国への輸出状況について

Q1. 御社の取引形態を教えてください。(複数回答可)

- 有効回答数42社
- 取引先が米国に輸出している企業の割合が66.7%と最も高い
- 「取引先が米国に輸出している」及び「自社が米国に輸出している」を合わせると8割を超える

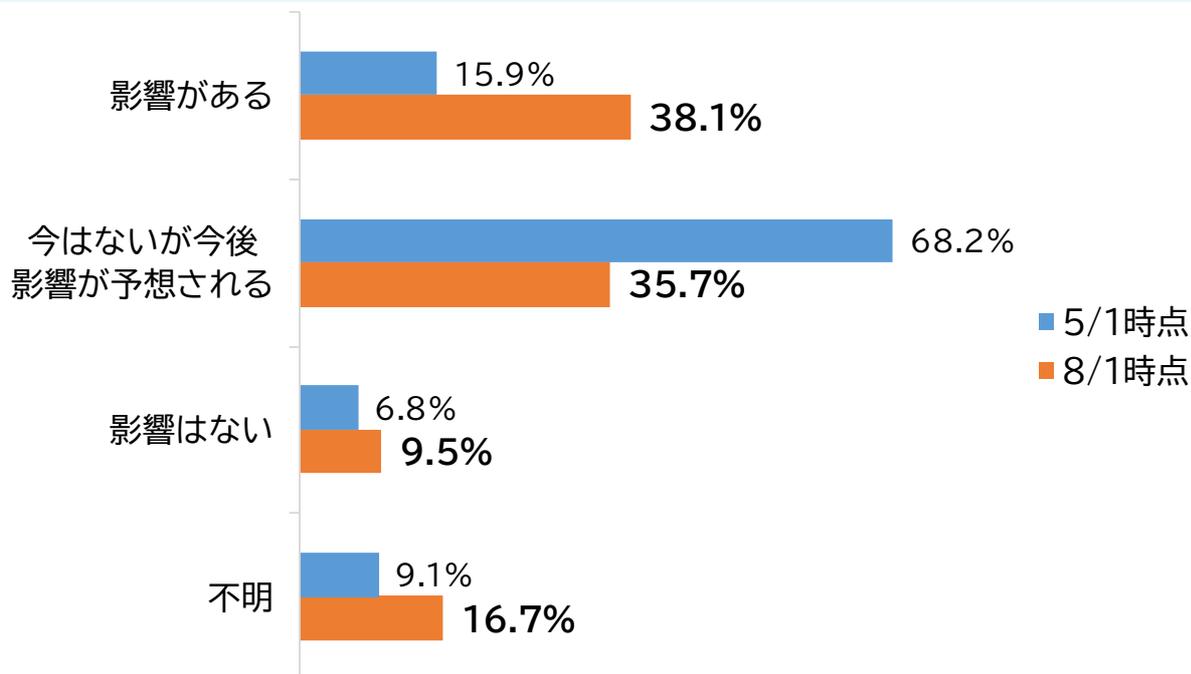


2

2-1. 米国関税措置による売上への影響について

Q2-1. 米国関税引上げによる売上への影響がありますか。

- 有効回答数42社
- 「影響がある」と回答した企業の割合は38.1%に上り、前回調査の15.9%から倍増
- 一方で、「今はないが今後影響が予想される」と回答した企業は68.2%から35.7%へ半減

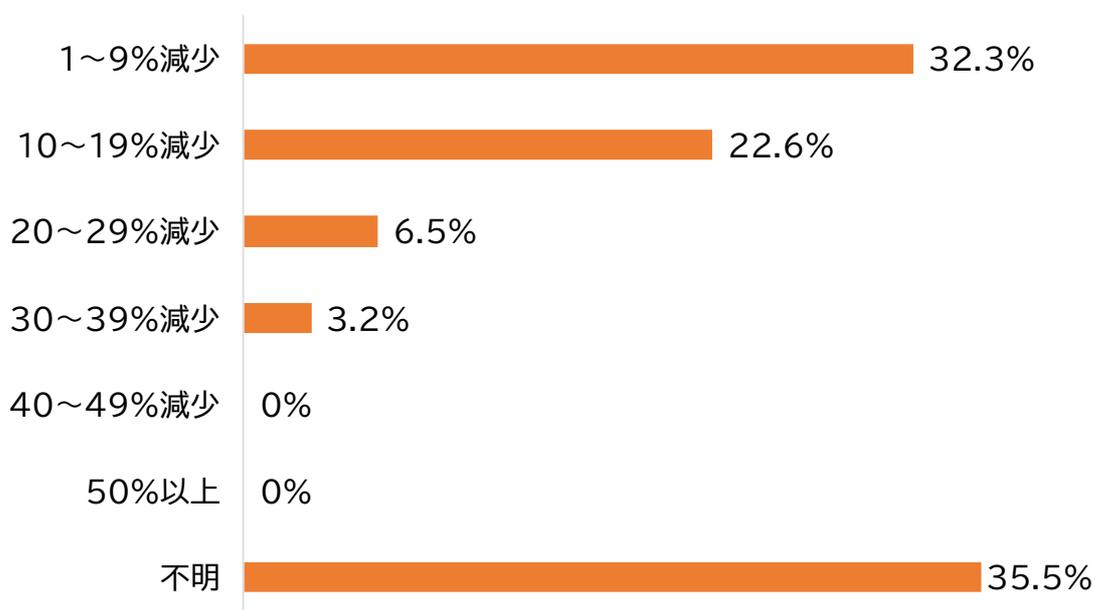


3

2-2. 米国関税措置による売上への影響について

Q2-2. 既に発効された関税により、本年度の売上にどの程度の影響が出そうですか。【新規設問】

- 有効回答数31社
- 本年度の売上への影響は、「1~9%減少」と回答した企業の割合が最も高く32.3%であり、次いで、「10~19%減少」が22.6%であった

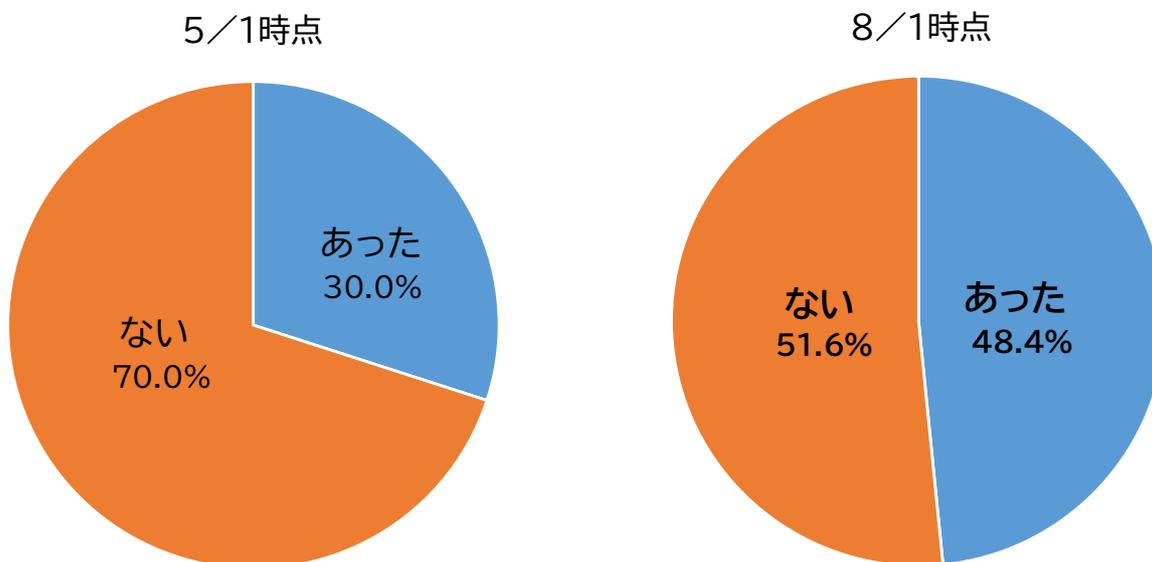


4

3. 取引先からの生産調整等に関する連絡について

Q3. メーカー・取引先から生産調整等に関する連絡はありましたか。

- 有効回答数31社
- 前回調査では3割の企業が既に取引先から生産調整等に関する連絡を受けていたが、今回調査では約5割まで増加

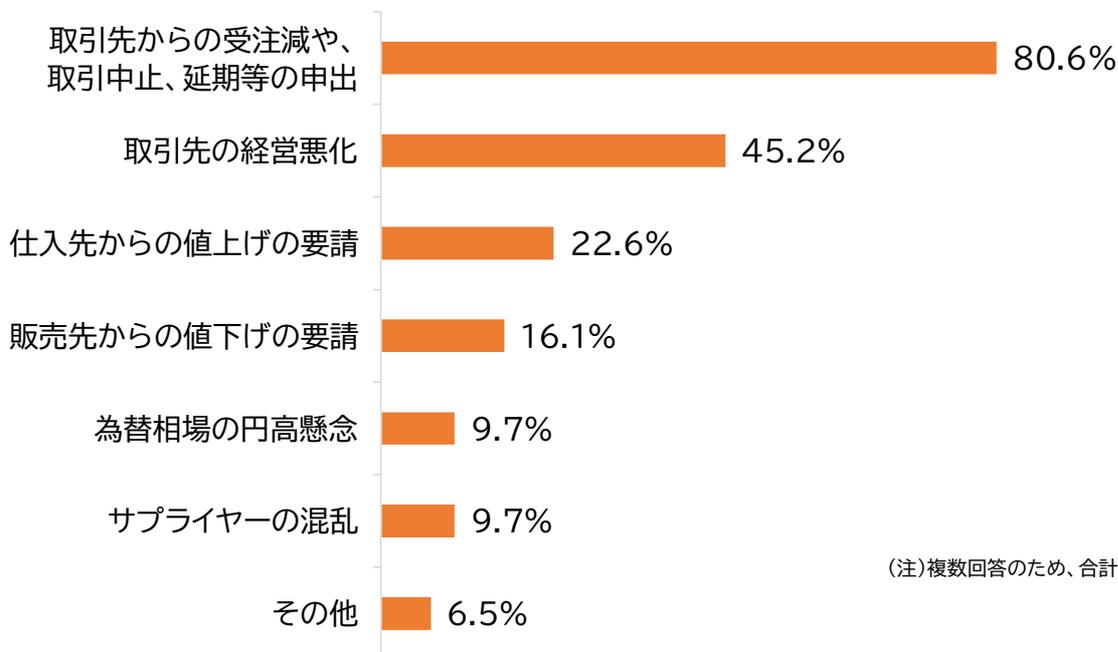


5

4. 影響が生じる主な原因について

Q4. 売上への「影響がある」または「今はないが今後影響予想される」主な原因は何ですか。(複数回答可)【新規設問】

- 有効回答数31社
- 売上に影響が生じる主な原因は、「取引先からの受注減や、取引中止、延期等の申出」と回答した企業の割合が最も高く80.6%であり、次いで、「取引先の経営悪化」が45.2%であった



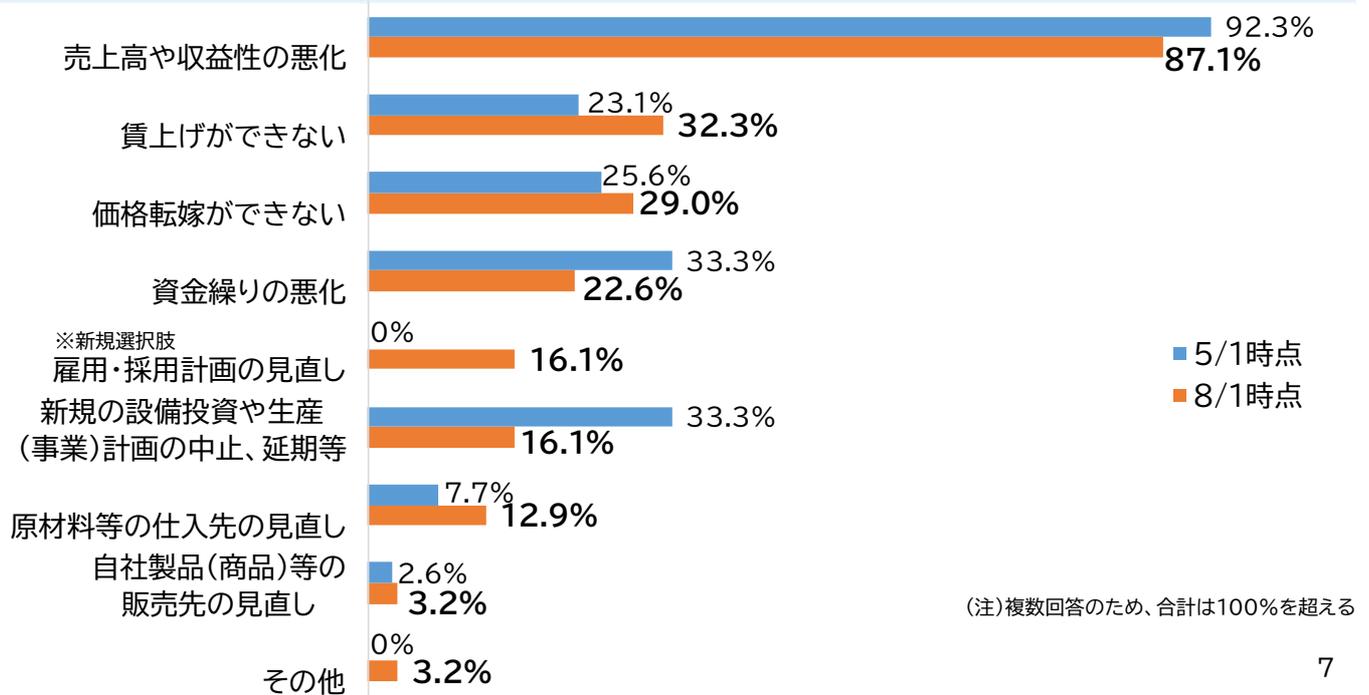
(注)複数回答のため、合計は100%を超える

6

5. 今後の想定される影響について

Q5. 今後どのような影響が見込まれますか。(複数回答可)

- 有効回答数31社
- 今後予想される影響については、前回調査と同様に「売上高や収益性の悪化」が87.1%と最も高い割合を占め、前回は「資金繰りの悪化」及び「設備投資等中止・延期」が33.3%と次点であったのに対し、今回は「賃上げができない」が32.3%と次いで高い結果となった

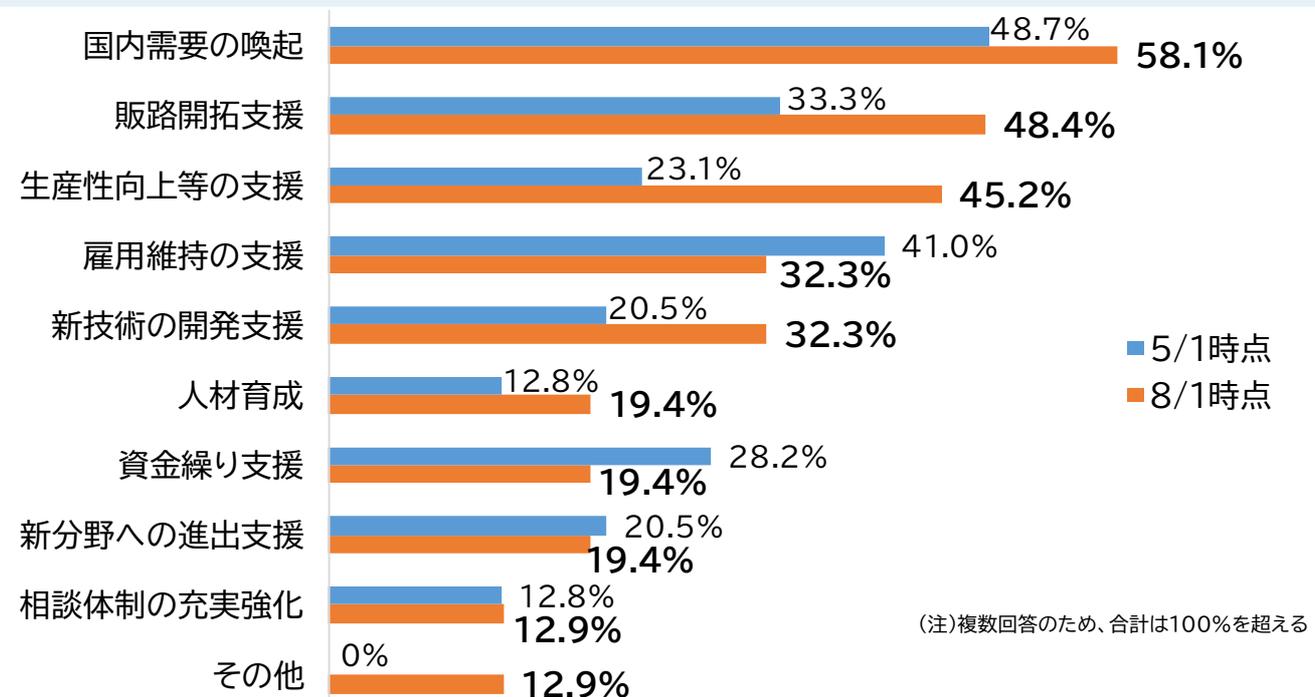


7

6. 関税引上げの影響への期待する支援策について

Q6. 本件の影響に対し、期待する支援策は何ですか。(複数回答可)

- 有効回答数31社
- 期待する支援策は、前回調査と同様に「国内需要の喚起」が58.1%と最も高い割合を占め、前回は「雇用維持の支援」が41%と次点であったのに対し、今回は「販路開拓支援」が48.4%と次いで高い結果となった



8

令和7年度9月補正予算案（米国関税対応関連）

1 資金繰り支援

(1) 概要

米国の関税措置の影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、既存の協調支援型特別資金の中に「米国関税特別対応」を創設する。

(2) 事業内容

資金名：協調支援型特別資金（米国関税特別対応）

融資対象者：国の協調支援型特別保証の対象者かつ、米国の関税措置の影響を受ける者

資金使途：販路開拓や事業構造改善等に必要な資金

融資限度額：8,000万円（既存の協調支援型特別資金との合計）

融資期間：10年以内（うち据置期間 1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金及び運転設備資金））

融資利率：年1.80%以内（保証付き融資部分に限る。）

保証料率：年0.23～1.43%

(3) 事業スケジュール（予定）

令和7(2025)年10月 取扱開始

令和8(2026)年3月末 取扱終了

(4) 補正予算額

2,595千円（融資枠50億円）

2 自動車部品サプライヤー展示会出展支援事業

(1) 概要

県内自動車関連中小企業を対象に異業種を含めた国内外で開催される大規模展示会への出展費用を一部補助し、様々なメーカーやサプライヤーに向けた技術提案の機会を創出することで、保有技術を活かして米国以外の国へも販路を開拓し、新たなサプライチェーンへの参画を支援する。

(2) 事業内容

対象者：県内自動車関連中小企業

補助対象経費：展示会出展に係る小間料、展示装飾費、展示物製作費 等

補助率：2/3 上限2,000千円

採択件数：50社程度

(3) 事業スケジュール（予定）

令和7(2025)年11月上旬 申請受付開始

11月～2月 順次交付決定・支払

令和8(2026)年2月末 補助事業完了

(4) 補正予算額

108,600千円

注) 令和7年度9月補正予算案（米国関税対応関連）は、令和7年9月岡山県議会定例会に上程予定のものであり、予算が議会において議決されることが事業実施の条件

米国関税措置に関する日米合意の概要 及び対応状況について

2025年9月

中国経済産業局

目次

- 1.米国の関税措置に関する日米間の合意の概要
- 2.米国関税措置への対応の状況について
- 3.参考資料

1. 米国の関税措置に関する日米間の合意の概要

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意(米国時間7/22)(概要)

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税** 追加関税25%（8月1日以降） → **15%（含：MFN税率）（注）**
（注）MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税** 追加関税25% → **15%（含：MFN税率）（注）**
（注）自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税** 仮に分野別関税が課される場合も **日本を他国に劣後する形で扱わない**

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等（注）について、**日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
（注）半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI／量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産物を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - M A 米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国产エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

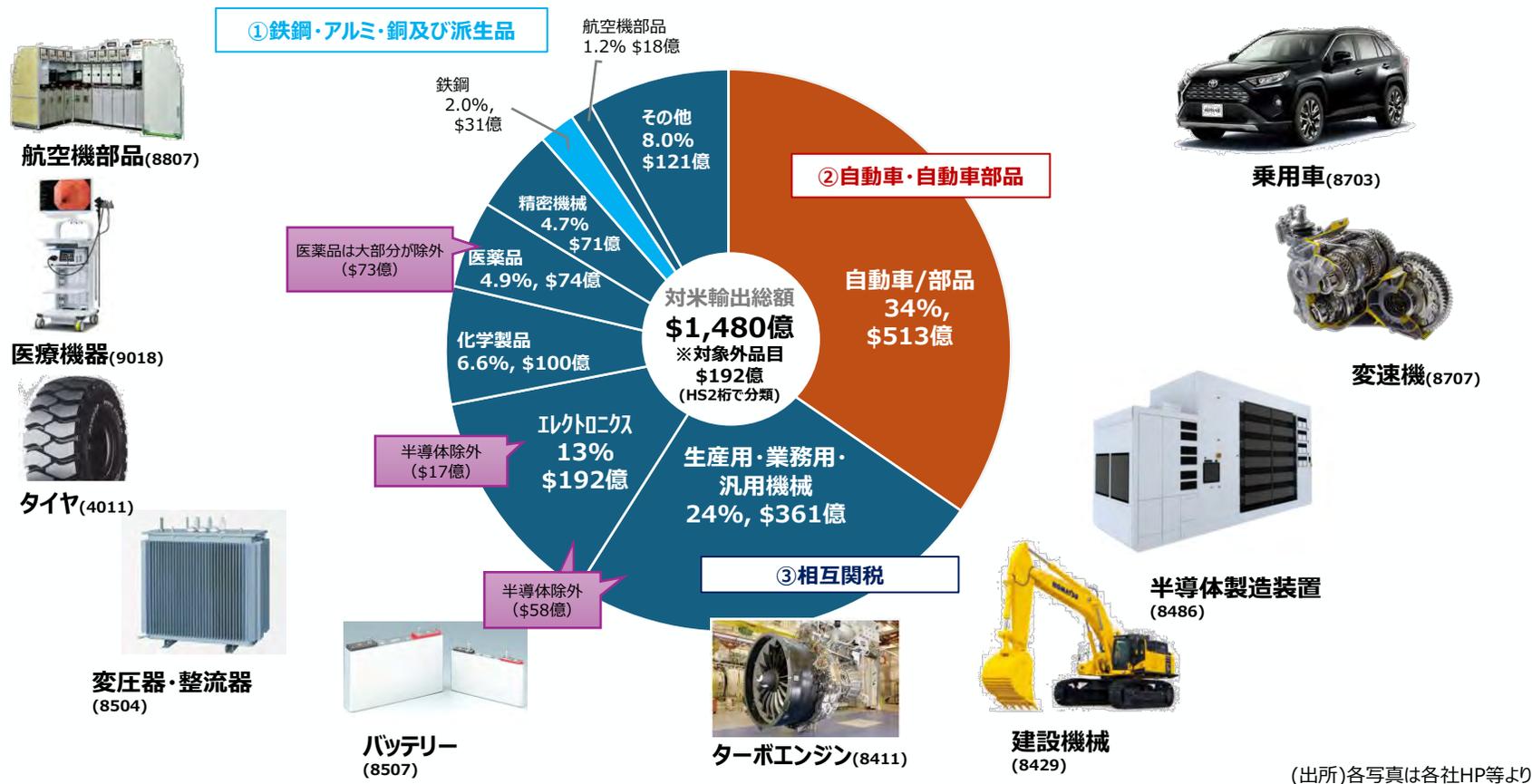
- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車（CEV）導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

（参考）石破総理大臣のぶら下がり会見（2025年7月23日）（抜粋）

- まさに、**関税より投資**。2月のホワイトハウスにおける首脳会談で私がトランプ大統領に提案して以来、一貫して米国に対し主張し、働きかけを強力に続けてきた結果であります。**守るべきものは守った上で、日米両国の国益に一致する形での合意**を目指してまいりました。今回、**トランプ大統領との間で、まさにそのような合意が実現**するということになったものと考えております。
- 今回の合意による、品目ごとの関税率につきましては、対米輸出品目がたくさんございますので、品目ごとの関税率については、**全国約1000カ所の特別相談窓口で、丁寧にお答えができるように速やかに措置**をいたします。そのような指示を出したところであります。**中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り等への支援**につきましても、丁寧にご相談に応じてまいるといの方針でございます。
- **緊密な日米関係は、日米両国のみならず、インド太平洋及び国際社会全体の安定と繁栄に不可欠なもの**あります。**私とトランプ大統領との間で、今般の合意の実施**に努めるとともに、**経済のみならず、あらゆる分野での日米関係を更に発展させ、自由で開かれたインド太平洋の実現**に向けて、更に取り組んでまいります。

米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

- 米国政府は、①鉄鋼・アルミ・銅及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。
- 相互関税除外品は、今後、個別に関税措置される可能性（半導体、医薬品等）。
- 日米両国は、米国の関税措置への対応について7月23日に合意。今後、米側において必要な措置がとられる見込み。



※米国輸入統計(2024)HS 2 桁で経産省作成。() 内はHS 4 桁。自動車部品及び鉄鋼・アルミ・銅派生品への関税は他分類品目も一部対象である点、相互関税に除外品目がある点を考慮してない。

※木材(3/1~)、中・大型トラック(4/22~)、重要鉱物(4/22~)、航空機・航空機部品(5/1~)、ポリシリコン (7/1~)、ドローン (7/1~) について232条調査が進行中

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（8月12日以降）

<国・地域別関税> 根拠法：IEEPA(国際緊急経済権限法)

相互関税	7月31日に公表された 新たな相互関税率 （7ページ参照）を適用 ・日本については、MFN税率を含み 15% （ただし、 15%を超えるものはMFN税率 ）で合意
対中国	追加関税率：30% （移民・薬物による追加関税20%+相互関税10%） →（ 11月10日から ） 相互関税の国別上乗せ関税（24%） を追加、計 54%
対カナダ	移民・薬物による 追加関税率：35% （USMCA適合品は免除）
対メキシコ	移民・薬物による 追加関税率：25% （USMCA適合品は免除） ・7月31日から90日間、追加関税の30%への引き上げを延期中
対ブラジル	追加関税率：50% （対ブラジル関税40%+相互関税10%）
対インド	追加関税率：25% →（ 8月27日から ） ロシア産石油の輸入に関する関税（25%） を追加、計 50%

<分野別関税> 根拠法：通商拡大法232条

鉄鋼・アルミ・銅	追加関税率：50% （派生品については含有分に対して課税）
自動車・自動車部品	追加関税率：25% ・ メキシコ、カナダ からのUSMCA適合 自動車 は非米国部分のみ課税、同適合 自動車部品 は現在無税 ・ 英国 は最初の10万台までMFN込みで10%、以降25%。 ・ 日本・EU・韓国 については、 MFN税率を含み15% で合意
半導体・医薬品	232条調査を実施中 ・ 日本 は、仮に分野別関税が課される場合も他国に劣後する形で扱わないことで合意
その他	木材、中・大型トラック、重要鉱物、航空機・航空機部品、ポリシリコン、ドローンについて232条調査を実施中

※相互関税は、分野別関税が適用されている品目、今後適用の可能性のある品目（半導体・医薬品等）等には課されない。

※中国に対する移民・薬物による追加関税は、分野別関税の対象品目にも課される。

※カナダ、メキシコに対する移民・薬物による追加関税は、自動車・自動車部品関税、鉄鋼・アルミ関税の対象品目には課されない。

※対ブラジル関税は、分野別関税の対象品目には課されない。

相互関税率の改定（8月7日～） ※7月31日公表の大統領令から作成

国・地域	関税率	国・地域	関税率	国・地域	関税率
アフガニスタン	+15%	アイスランド	+15%	ナイジェリア	+15%
アルジェリア	+30%	インド	+25%	北マケドニア	+15%
アンゴラ	+15%	インドネシア	+19%	ルウエー	+15%
バングラデシュ	+20%	イラク	+35%	パキスタン	+19%
ボリビア	+15%	イスラエル	+15%	パプアニューギニア	+15%
ボスニアヘルツェゴビナ	+30%	日本	+15%	フィリピン	+19%
ボツワナ	+15%	ヨルダン	+15%	セルビア	+35%
ブラジル	+10%	カザフスタン	+25%	南アフリカ	+30%
ブルネイ	+25%	ラオス	+40%	韓国	+15%
カンボジア	+19%	レソト	+15%	スリランカ	+20%
カメルーン	+15%	リビア	+30%	スイス	+39%
チャド	+15%	リヒテンシュタイン	+15%	シリア	+41%
コスタリカ	+15%	マダガスカル	+15%	台湾	+20%
コートジボワール	+15%	マラウイ	+15%	タイ	+36%
コンゴ民主共和国	+15%	マレーシア	+19%	トリニダード・トバゴ	+15%
エクアドル	+15%	モーリシャス	+15%	チュニジア	+25%
赤道ギニア	+15%	モルドバ	+25%	トルコ	+15%
EU（一般税率>15%）	+0%	モザンビーク	+15%	ウガンダ	+15%
EU（一般税率<15%）	+15%-(一般税率)	ミャンマー(ビルマ)	+40%	英国	+10%
フォークランド諸島	+10%	ナミビア	+15%	バヌアツ	+15%
フィジー	+15%	ナウル	+15%	ベネズエラ	+15%
ガーナ	+15%	ニュージーランド	+15%	ベトナム	+20%
ガイアナ	+15%	ニカラグア	+18%	ザンビア	+15%
				ジンバブエ	+15%

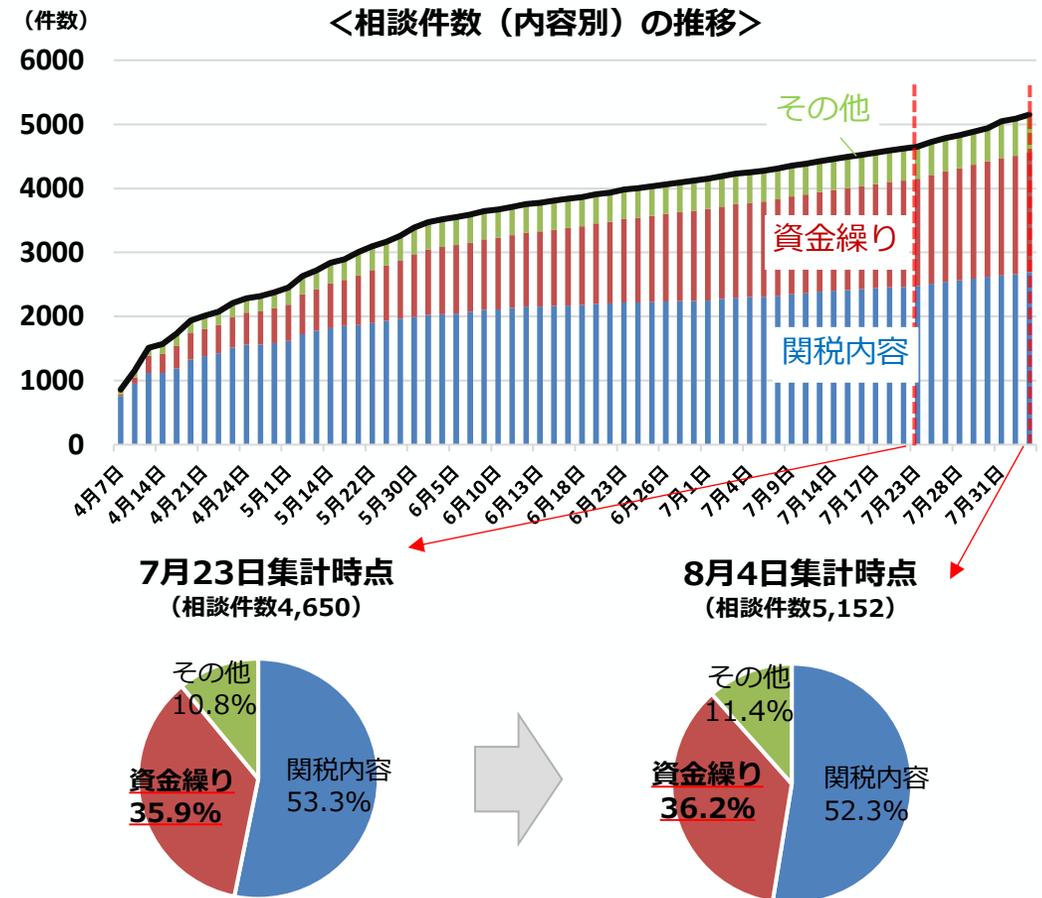
訪米中の赤澤経済再生担当大臣は、8月6日11時から約90分間、8月7日10時30分から約180分間、ラトニック米国商務長官と協議を行った。また、8月7日16時15分から約30分間、ベッセント米国財務長官と協議を行った（時間付けは全て現地時間）。

- 日米間の合意の内容を改めて確認し、その誠実かつ速やかな実施が重要であることを確認。
- 相互関税に関する大統領令の適用が開始されたが、過去一貫して、相互関税に係る合意の内容についての日米間の認識に齟齬はない（既存の関税率が15%以上の品目には課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%が課される）。この点について米側閣僚との間で改めて確認。
- 相互関税に関する大統領令を発出する際の米側内部の事務処理にあたって、日米間の合意に沿っていない内容の大統領令が発出され、適用が開始されたことは極めて遺憾。米側閣僚からも、今回の米側の手続きは遺憾であったとの認識の表明があった。
- 米側から、今後適時に大統領令を修正する措置をとること、及び、その際には8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意の内容を上回る部分について、8月7日に遡って払い戻すこと（遡及効）としたいとの説明があった。
- 米側が、相互関税に関する大統領令を修正する措置をとると同じタイミングで、自動車・自動車部品関税を引き下げる大統領令を発出することも確認。

2. 米国関税措置への対応の状況について

1. 特別相談窓口への相談状況

- 全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、JETROを中心にこれまで計**5,152件**の問合せがあった（8/4時点、製造産業局まとめ）。
- ※中国管内では、経済産業局、政府系金融機関、商工団体等に105箇所の特別相談窓口を設置。
- 相談内容は、依然として関税措置の詳細に関する問合せが中心。足元では資金繰りに関する相談も若干増加（計1,892件）しているが、融資・保証承諾に至ったのは約3割（617件）。



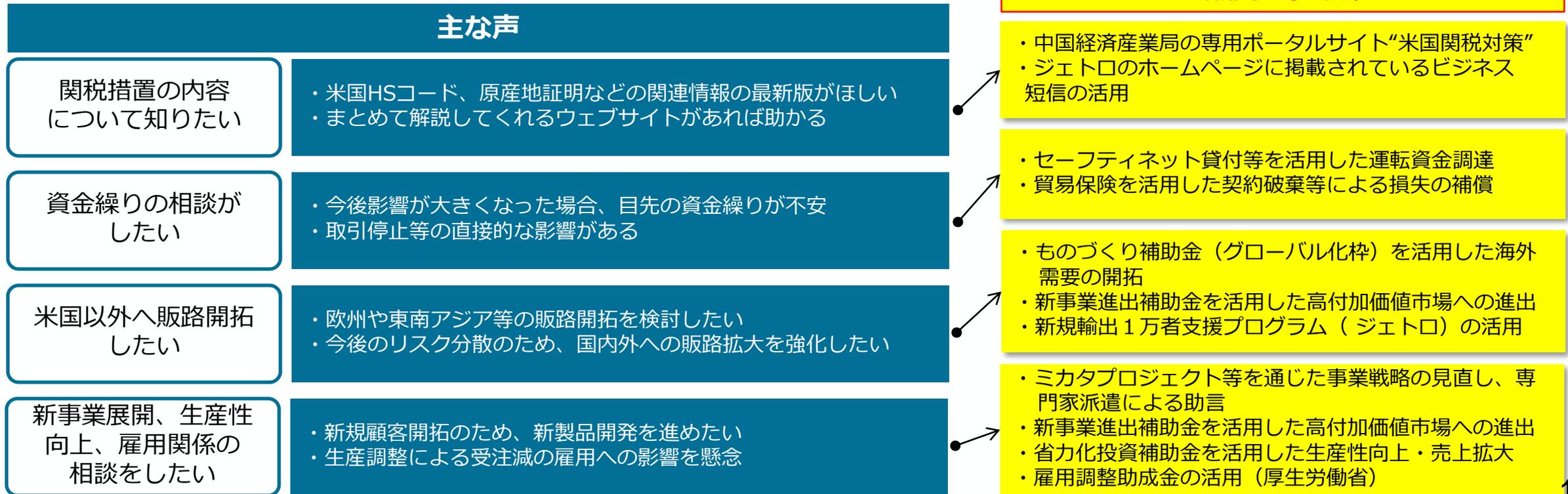
※関税内容の相談件数 = JETROでの相談件数
 ※資金繰りの相談件数 = 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会での相談件数

資料：経済産業省製造産業局作成

2. プッシュ型ヒアリングにおける声や支援策の紹介例

- 4月3日以降、当局では、自動車関連、その他製造業等計 **74社** に対してプッシュ型ヒアリングを行い、米国の関税措置の影響、懸念、**今後の対応方針や支援ニーズ等を聞き取っている。**
- その際、各社の状況に応じて活用可能な支援策のアドバイスや当局ホームページ（次頁）の内容を紹介している。

主な声と活用可能な支援策



【参考】中国経済産業局 専用ポータルサイト“米国関税対策”



米国関税対策

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施しています。

本ページでは、米国による関税措置の内容に関する情報と、経済産業省や管内関係機関の支援策の情報を提供します。



掲載ラインナップ

- 新着情報
- 相談窓口関係
- 支援策についてお知りになりたい方はこちら
- 米国関税措置についてお知りになりたい方はこちら
- 参考リンク

3. 米国の関税措置を踏まえた国内企業向けサポートの概要

1. 特別相談窓口の設置

参考①

2025年4月3日から、各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設。

【中国地域の相談窓口105か所】

中国経済産業局（地域経済課）、中小機構中国本部、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、日本貿易保険

※JETRO（日本貿易振興機構）においても2月2日に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」をJETROの北米およびメキシコ、中国事務所、本部および国内事務所（中国地域は鳥取・島根・岡山・広島・山口）に設置。

2. 自動車産業「ミカタプロジェクト」

参考②

中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。全国各地の支援拠点による伴走支援を行う。

【中国地域の支援拠点】

中小企業基盤整備機構中国本部、岡山県産業振興財団、ひろしま産業振興機構

3. セーフティネット貸付の要件緩和

日本政策金融公庫及び商工中金が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和。

支援対象を米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大。

【緩和内容】「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

【実施時期】2025年4月3日～

※中国5県においても、融資制度により支援。

参考③

4. 日本貿易保険(NEXI)による貿易保険の対象拡充及び運転資金調達支援

①今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする（関税措置決定前に有効な保険契約が対象）。②北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援する。②は別途詳細が決定次第、発表予定。

参考④

5. 補助金の優先的採択

「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた中小企業が出てきた場合には、優先的に採択。

参考⑤⑥

3. 參考資料

【参考①】 特別相談窓口の設置

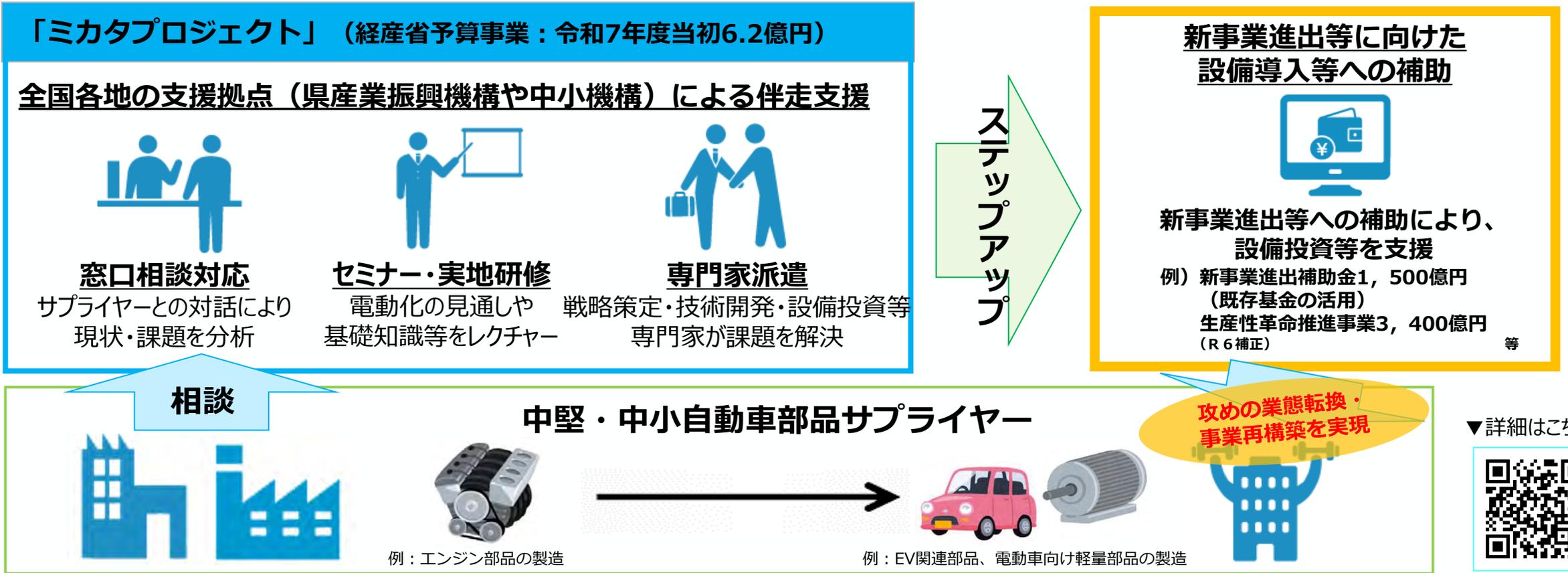
- 本年4月3日、中国経済産業局に特別相談窓口を設置。また、中国5県の政府系金融機関、商工団体、中小機構中国本部など、中国地域105カ所にも相談窓口を設置。
- 中小・小規模事業者の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。
- なお、JETROや中国5県においても相談窓口を設置しているほか、「ミカタプロジェクト【参考②】」において自動車部品サプライヤーに対して支援を実施。市町村や民間金融機関も随時相談窓口を開設中。

設置機関	支店・営業所名
中国経済産業局	地域経済部 地域経済課 (082-224-5615)
日本政策金融公庫	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、津山、倉敷、広島、尾道、福山、呉、山口、下関、徳山、岩国 (計20カ所) ※鳥取、松江、岡山、広島、下関は、中小企業事業と国民生活事業の2事業別に窓口設置
商工中金	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、広島、広島西部、福山、下関、徳山 (計10カ所)
信用保証協会	各県 (計5カ所)
商工会議所	管内の全商工会議所 (計51カ所)
商工会連合会	各県 (計5カ所)
中小企業団体中央会	各県 (計5カ所)
よろず支援拠点	各県 (計5カ所)
中小企業基盤整備機構	中国本部
全国商店街振興組合連合会	— ※全国対応
日本貿易保険	大阪支店 ※西日本対応

設置機関	各県事務所
JETRO (日本貿易振興機構)	鳥取 (0857-52-4335) 島根 (0852-27-3121) 岡山 (086-224-0853) 広島 (082-535-2511) 山口 (083-231-5022)
ミカタプロジェクト	担当支援拠点
岡山県	岡山県産業振興財団
広島県	ひろしま産業振興機構
鳥取県、島根県、山口県	中小企業基盤整備機構 中国本部
設置自治体	担当課
鳥取県	経営支援課
島根県	中小企業課
岡山県	経営支援課
広島県	経営革新課
山口県	経営金融課

【参考②】自動車産業「ミカタプロジェクト」

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。



セーフティネット貸し付けの要件緩和

- ・ 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- ・ 「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- ・ 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

【対象者】

- ・ 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

【対象要件】

- ・ 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等→特別相談窓口が設置された事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

【制度内容】

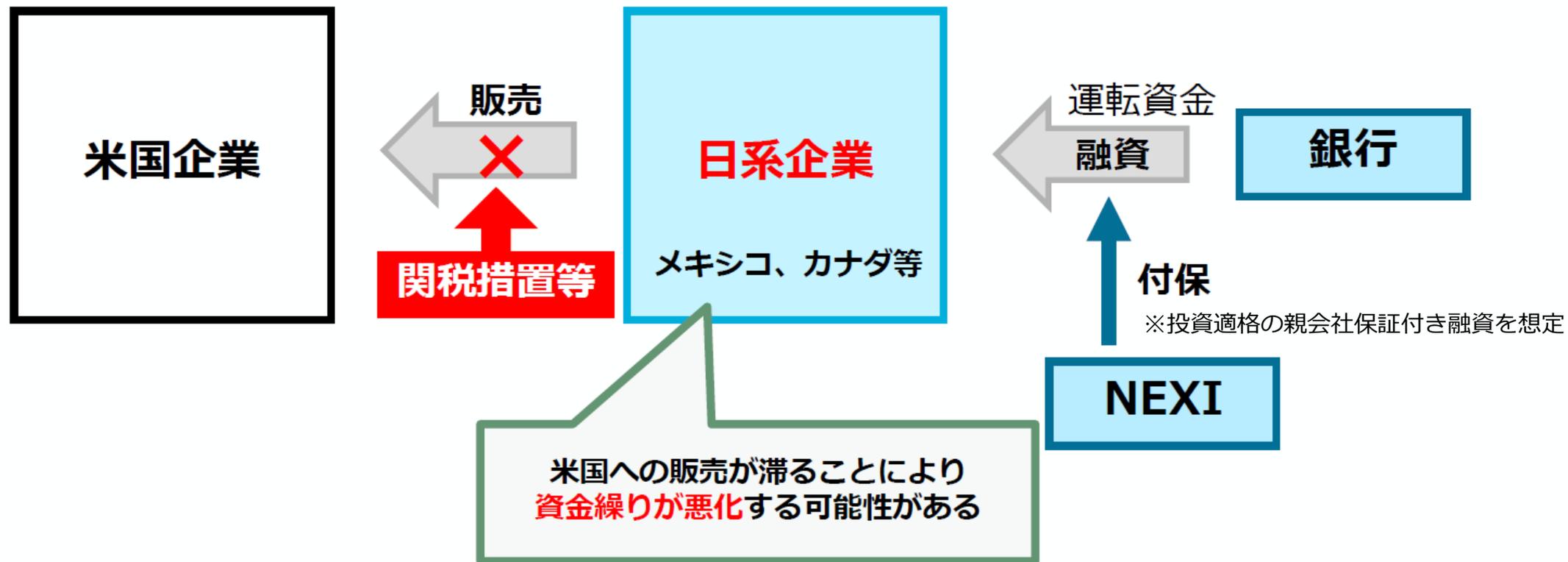
対象資金	設備資金及び運転資金
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円
貸付期間	設備資金15年以内、運転資金8年以内
据置期間	3年以内
貸付利率	基準利率（中小企業事業：2.05% 国民生活事業：2.70%） ＜令和7年4月現在＞

県 (担当課)	電話番号	支援策	対象者	限度額	使途 融資期間	貸出利率 ①信用保証付き ②信用保証なし	信用保証利率
鳥取県 (企業支援課)	0857-26-7249	「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動」にかかる融資	アメリカの関税引き上げによる経済変動により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの ア) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者 イ) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者 ウ) 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者	2億8,000万円	運転・設備 10年以内 (措置3年以内)	年1.50% (変動金利)	年0.23% ~0.68%
島根県 (中小企業課)	0852-22-5883	協調支援型経営課題対応特別資金	次の①または②のいずれかに該当する中小企業者 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円	10年以内 (設備資金・運転設備資金は据置期間は据置期間3年以内。運転資金は据置期間1年以内)	年1.40% (固定金利) ※責任共有利率での利用のみになります。	①年 0.23%~ 0.95% ②年 0.34%~ 1.43%
岡山県 (経営支援課)	086-226-7361	経済変動対策資金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている中小企業者又は組合 1) 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者 ※不況業種に該当(直近の売上高が減少)し、経営の安定に支障を生じている中小企業者 2) 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3) 最近3か月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油価格・物価高騰の影響により、最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者	8,000万円	運転・設備 10年 (措置2年以内)	融資対象者 1~3 : 年1.65% 融資対象者4 : 当初2年間 0.50% : 3年目以降 1.15%	年0.45% ~1.52%
広島県 (経営革新課)	082-513-3321	緊急経営基盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア) 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが中長期的(概ね3年)には業状が回復する見込みのある者 イ) 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者 ウ) 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じているもの【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業者の所在地を管轄する市長の認定が必要	4,000万円	運転 10年 (措置1年以内)	① 3年以内: 0.9 5年以内: 1.1 10年以内: 1.3 ②対象者ア 上記に+0.3	年0.40% ~1.23%
山口県 (経営金融課)	083-933-3188	経営安定資金	・ 中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき市町長の認定を受けている中小企業者等 ・ 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等 ・ 取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっている中小企業者等 ・ 経営の安定に著しい支障が生じ、倒産の危機に直面している企業で商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等が必要とする資金	8,000万円	10年以内 (据置2年以内)	5年以内: 年1.7% 5年超10年以内: 年1.8%	年0.34% ~1.76%

【参考④】 貿易保険

参考④

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の貿易保険を通じて日本企業を支援。

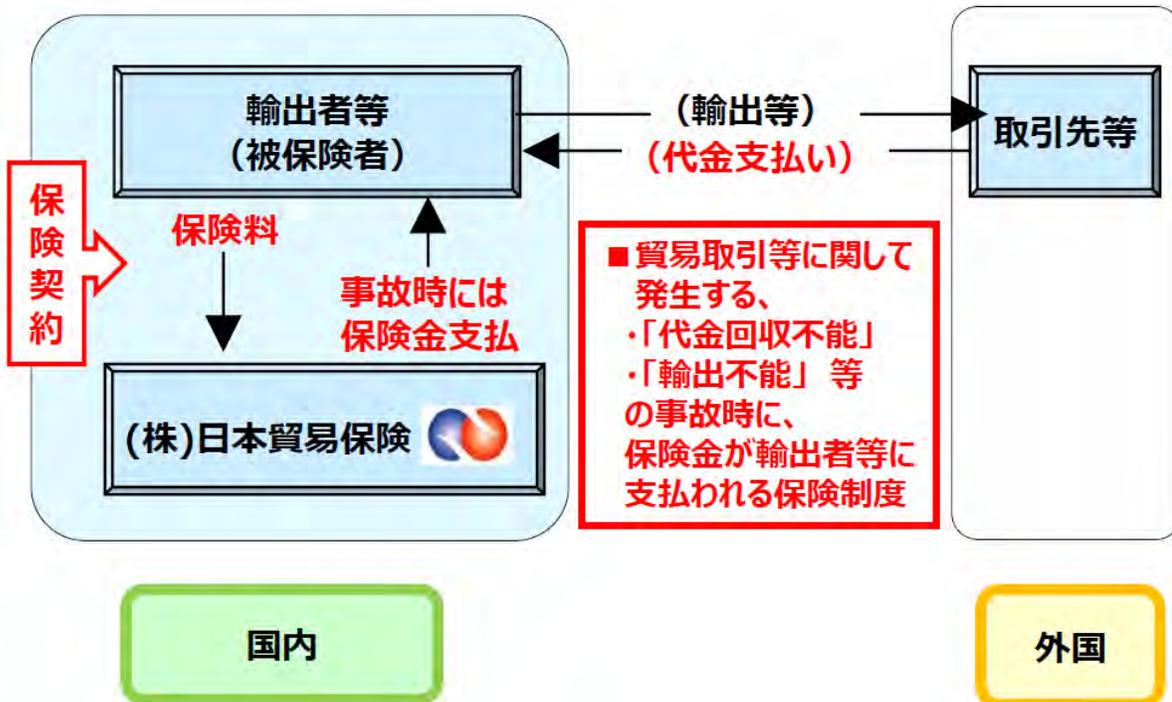


【参考④】 貿易保険

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

＜貿易保険のスキーム＞



＜米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例＞

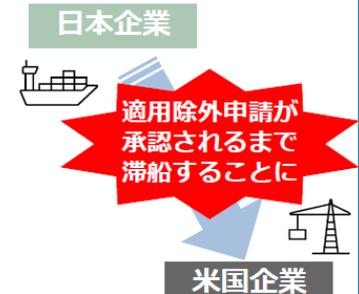
【ケース1】 代金回収不能

- 米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ 回収不能となった損失について保険金を支払い。



【ケース2】 輸送費用(滞船料等)の増加

- 船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として追加費用部分の損失について保険金を支払い。



【参考⑤】ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

参考⑤



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援

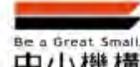


たとえば…
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…
海外市場獲得のための、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要	
予算額	
令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数	
基本要件	
中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が <u>+3.0%以上増加</u> ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は 給与支給総額の年平均成長率が <u>+2.0%以上増加</u> ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。	
※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。	

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ>海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。
 ※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
 ※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
 ※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。
 最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。
 ※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
 ※小規模・再生事業者は除きます。



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、優先的に採択
 <公募期間：10/3～10/24>

【参考⑥】 中小企業新事業進出補助金

参考⑥

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

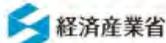
【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅値上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、
優先的に採択
〈次回公募時期未定〉

【事業スキーム】



問い合わせ先 新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)
<https://shinijigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

参考 中小企業省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に **カタログ注文型** **補助率 1/2[※]** **補助上限額 1,500万円**

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月、随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択幅が広がり、より使いやすくなりました!

補助対象 (カタログ掲載) 製品の カテゴリ別 ▶

とんとん追加中!

清掃ロボット、赤先機、無人搬送車AGV-AMR、オートラベラー、遠隔操作マニピュレータ、スチームパンナッシュ、煎茶機、測定機、印刷用インク自動供給装置、パレット吊り装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※一部の省力化製品は、働き方改革推進型技術認定を受けています。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金がさらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 NEW! **補助率[※] 1/2[※] (小企業) 2/3[※] (大企業)** **補助上限額 1億円**

オーダーメイドで設備導入が可能

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅買上げ特例(補助上限額アップ)、最低資金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、遠隔監視等で エンタテインメントの顧客体験向上の推進を図るため、自動接客と顧客管理システムをオーダーメイドで導入

例えば、自動車道運送品搬送等で 深夜や暑い・寒い等の時間帯を効率的に行うため、現場に合わせて、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動車道運送装置を導入

機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

※補助金額1,500万円以下は1/2、もしくは2/3(小規模・高生業業種)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつながることを目的とした補助金です。

Be a Great Small 中小機構

カタログ注文型 **随時申請受付中** **一般型** **公募回制**

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性(年平均成長率3%向上)を目指す事業計画」に取り組みむのが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムを導入し、「労働生産性(年平均成長率4%向上)を目指す事業計画」に取り組みむのが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅買上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

従業員数	補助率 [※]	補助上限額	大幅買上げを行う場合
5名以下	1/2 小規模・高生業業種 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2、もしくは2/3(小規模・高生業業種)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

①給与支払総額の年平均成長率+5%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施期間中における最低賃金+50円以上の水準

※本特例は、①②の両方を満たす必要があり、③(2/3にアップ)を行う場合は、④(補助率の引き上げ特例)と併用はできません。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3ヶ月以上地域別最低賃金+50円以内で採用している従業員が生産業務の30%以上いること

※この特例は、①②③を同時に満たす必要があり、④(補助率の引き上げ特例)と併用はできません。

申請から事業完了までの流れ

1. 公募(同時) 2. 補助事業実施期間 3. 終了後

4. 公募(公募回制) 5. 交付手続き 6. 補助事業実施期間 7. 終了後

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業業・製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録 サポートセンター **03-6746-1530** でご相談受付中!

事業名	I 中堅・中小大規模成長投資補助金 ※中堅企業利用可	II 中小企業成長加速化補助金	III 中小企業新事業進出補助金	IV ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	V 中小企業省力化投資補助金（一般型）	V 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）
予算額	総額3,000億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	1,500億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	3,000億円	
目的	生産性向上や事業規模拡大のために行う工場等の新設など大規模な設備投資を支援	売上高100億円を目指す成長指向型の中小企業の大胆な設備投資を支援	新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援	生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援	業務プロセス自動化や生産プロセス改善、DX等の設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進	人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログから選択・導入し、簡易で即効性がある省力化投資を促進
補助上限 補助率	・50億円 ・中堅・中小企業1/3	・5億円 ・中小企業1/2	・2,500万円～7,000万円 (3,000万円～9,000万円) ・中小企業等1/2 ■大幅賃上げ特例 (補助上限額を上乘せ) : 500万円～2,000万円	【製品・サービス高付加価値化枠】 ・750万円～2,500万円 (850万円～3,500万円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 【グローバル枠】 ・3,000万円 (3,100～4,000万円) ・中小企業1/2、小規模2/3 ■大幅賃上げ特例（補助上限額を上乘せ） : もの補助100万円～1,000万円、省力化投資250万円～2,000万円 ■最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ、小規模・再生事業者は除く） : もの補助、省力化投資(一般型)	・750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3	・200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円) ・中小企業1/2
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費等	【共通】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等 【グローバル枠のみ】海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等	人手不足解消に効果があるロボットやIoT等カタログに登録された省力化製品（自動券売機、無人搬送車等）の導入に要する費用
要件	・従業員数2,000人以下 ・投資額10億円以上 ・賃上げ要件あり	・投資額1億円以上 ・売上高100億円の実現を目指す宣言を行っていること ・賃上要件あり	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦、付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件あり	付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性向上や賃上げ等の要件を満たす事業計画に基づいて、販売事業者と共同で取り組む事業
公募	4次公募終了	1次公募終了 2次公募実施予定	次回公募時期未定	7月 第21次公募要領公開 開始：10月3日(金) 締切：10月24日(金) 17時	6月 第3回公募要領公開 開始：8月4日(月) 締切：8月29日(金) 17時	随時受付中

米国による一連の関税措置について

2025年8月12日

経済産業省

留意事項

- 本資料は、米国政府からの公式発表等、2025年8月12日時点の情報に基づき作成しています。最新情報は、米国政府の発表資料等を参照してください。
- 今後、米国側の措置の内容については、米国政府により変更される可能性があります。
- 個別品目の関税率については、最終的には、米国側関税分類等を基に、米国側税関において判断されます。

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（8月12日以降）

<国・地域別関税> 根拠法：IEEPA(国際緊急経済権限法)

相互関税	7月31日に公表された 新たな相互関税率 （13ページ参照）を適用 ・日本については、MFN税率を含み 15% （ただし、15%を超えるものはMFN税率）で合意
対中国	追加関税率：30% （移民・薬物による追加関税20%+相互関税10%） →（8月12日から）相互関税の 国別上乗せ関税（24%） を追加、計 54%
対カナダ	移民・薬物による 追加関税率：35% （USMCA適合品は免除）
対メキシコ	移民・薬物による 追加関税率：25% （USMCA適合品は免除） ・7月31日から90日間、追加関税の30%への引き上げを延期中
対ブラジル	追加関税率：50% （対ブラジル関税40%+相互関税10%）
対インド	追加関税率：25% →（8月27日から）ロシア産石油の輸入に関する 関税（25%） を追加、計 50%

<分野別関税> 根拠法：通商拡大法232条

鉄鋼・アルミ・銅	追加関税率：50% （派生品については含有分に対して課税）
自動車・自動車部品	追加関税率：25% ・ メキシコ、カナダ からのUSMCA適合 自動車 は非米国部分のみ課税、同適合 自動車部品 は現在無税 ・ 英国 は最初の10万台までMFN込みで10%、以降25%。 ・ 日本・EU・韓国 については、 MFN税率を含み15% で合意
半導体・医薬品	232条調査を実施中 ・ 日本 は、仮に分野別関税が課される場合も他国に劣後する形で扱わないことで合意
その他	木材、中・大型トラック、重要鉱物、航空機・航空機部品、ポリシリコン、ドローンについて232条調査を実施中

※相互関税は、分野別関税が適用されている品目、今後適用の可能性のある品目（半導体・医薬品等）等には課されない。

※中国に対する移民・薬物による追加関税は、分野別関税の対象品目にも課される。

※カナダ、メキシコに対する移民・薬物による追加関税は、自動車・自動車部品関税、鉄鋼・アルミ関税の対象品目には課されない。

※対ブラジル関税は、分野別関税の対象品目には課されない。

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（詳細版・経緯）

<国別関税> 根拠法：IEEPA(国際緊急経済権限法)

・ 移民・薬物による追加関税

- －対中国 2/4～ 追加関税10%を賦課。3/4～ 追加関税を**20%**に引き上げ。
- －対カナダ 3/4～ 追加関税25%を賦課（USMCA適合品は除外）。8/1～ 追加関税を**35%**に引き上げ。
- －対メキシコ 3/4～ 追加関税**25%**を賦課（USMCA適合品は除外）。7月31日から90日間、追加関税の30%への引き上げを延期中。

・ 相互関税 4/5～ **全世界一律**で追加関税**10%**を賦課（カナダ・メキシコ等は除外）。4/9～ 国・地域別の上乗せ関税（日本は上記10%と合わせ計24%）を賦課。4/10 国・地域別の上乗せ関税を一時停止（～7/9）。7/7 国・地域別の上乗せ関税の一時停止を8/1まで延長。**7/31 相互関税率の更なる修正に関する大統領令を公表、8/7から適用。**

（対中国）4/9 追加関税34%を84%に引き上げ。4/10 追加関税を125%に引き上げ。5/14 追加関税を34%に引き下げた上で、国別上乗せ関税(24%)を90日間停止。**8/11 国別上乗せ関税(24%)の停止を11月12日まで延期。**

- ・ **対ブラジル** 8/6～ 追加関税**40%**を賦課（相互関税は別途10%賦課）。
- ・ **対インド** 8/27～ 追加関税**25%**を賦課（相互関税は別途25%賦課）。

<分野別関税> 根拠法：通商拡大法232条

- ・ **鉄鋼・アルミ** 3/12～ 日本含め各国との既存の例外措置を停止破棄し、鉄鋼・アルミ及びこれらの派生品に追加関税25%を賦課。6/4～ 追加関税を**50%**に引き上げ。
- ・ **自動車・自動車部品** 4/3～ 自動車に追加関税**25%**を賦課（カナダ、メキシコからのUSMCA適合品は、非米国製部品の価値にのみ賦課）、5/3～ 自動車部品に追加関税**25%**を賦課（カナダ、メキシコからのUSMCA適合品は、当面の間無税）。4/29、米国製自動車に対する自動車部品関税の減免措置を公表。5/8、米英合意（自動車10万台/年について7.5%(MFN2.5%と合わせ10%)の関税割当枠を措置。英国産自動車に必要な自動車部品についてもMFNと合わせ10%の関税を適用。）
- ・ **銅** 8/1～ 銅の半製品及び派生品に対し、追加関税**50%**を賦課。

<未実施の措置>

- ・ 木材(3/10～)、医薬品(4/1～)、半導体(4/1～)、トラック(4/22～)、重要鉱物(4/22～)、航空機(5/1～)、ポリシリコン（7/1～）、ドローン（7/1～）について232条調査が進行中。
- ・ ベネズエラ産石油の購入国に追加関税25%を賦課すると公表。具体的な課税有無は国務長官が判断。
- ・ 中国製半導体(12/23～)、フランス・オーストリア・イタリア・スペイン・トルコ・イギリスのデジタルサービス税(2/21～)、ブラジル（7/15～）について301条調査が進行中。中国の海事・造船の301条調査には4/17に入港料賦課を柱とする措置公表済み。180日後から徴収開始。

相互関税、国・地域別関税

相互関税に関する大統領令

- 2025年4月2日、米国政府は、米国の貿易赤字が毎年大きくかつ持続的に拡大している状況を踏まえ、**国際緊急経済権限法（IEEPA）**等に基づき、各国・地域に対する**相互関税の賦課**を発表。
- 4月5日から10%の関税を賦課、4月9日から国・地域別税率を適用。

「貿易赤字に寄与する貿易慣行を是正するための相互関税による輸入規制」（4月2日、大統領令）【概要】

- 米国の貿易赤字が毎年大きくかつ持続的に拡大している状況を踏まえ、国家緊急事態を宣言。
- すべての貿易相手国からのすべての輸入品に対する追加の従価税は**10%から開始**し、その後まもなく、本命令の**附属書Iに列挙された貿易相手国**については、附属書Iに従い税率を**引き上げ**。これらは、問題の根本的条件が満たされ、解決され、または緩和されたと判断するまで適用される。
- 2025年**4月5日**午前12時1分以降に追加の**10%**の従価税率の関税が課される。2025年**4月9日**午前12時1分に、**国・地域別税率**が課される。
- **232条関税の対象となる鉄鋼・アルミニウムおよび派生物、自動車および自動車部品**、銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要な鉱物、エネルギーおよびエネルギー製品など附属書IIに列挙されたその他の製品、IEEPAに基づいて既存の大統領令により関税が賦課されている**カナダ、メキシコ**については**対象外**。
- 追加関税は、対象物品の非米国産材料のみに適用される。ただし、対象物品の価値の少なくとも20%が米国原産である場合に限る。「米国産材料」とは、米国で完全に生産された、または実質的に加工された部品に起因する物品の価値を指す。
- カナダ、メキシコに対してはIEEPAに基づく25%の追加関税が終了した場合、USMCA対象産品以外の物品に対して12%の追加関税を課す。中国に対してはIEEPAによる追加関税に加えて適用される。

注) 4月11日、**相互関税の除外措置を受ける「半導体」の対象を明確化**する大統領覚書を発表。相互関税では、半導体、医薬品等が除外措置を受けていたが、そのうち「**半導体**」について、**その対象範囲を再確認及び拡大**したもの。自動データ処理機械、スマートフォン等が除外品目に含まれる。なお、4/5以降に既に徴収された追加関税については返還される。

相互関税の一部停止

- 2025年4月9日、米国政府は、**相互関税の一部の90日間停止**することを発表。
- 4月10日午前12時1分から、日本を含む相互関税適用国・地域に対して、**7月9日午前12時1分まで税率10%を適用**。

相互関税率

	適用期間	税率
日本を含む相互関税対象国	4月10日午前12時1分～ 7月9日午前12時1分	10%

「貿易相手国の報復と調整を反映するための相互関税率の修正」（4月9日、大統領令）【概要】

- **2025年4月10日午前12時1分**以降に消費のために入国した、または消費のために倉庫から引き出された商品に関して、相互関税の国・地域別税率の施行は、**2025年7月9日午前12時1分まで一時停止**。
- 2025年4月10日午前12時1分から2025年7月9日午前12時1分まで、附属書I（注：国・地域別の税率を記載した附属書）に記載された貿易相手国からアメリカ合衆国の関税領域に輸入されるすべての品目は、法律に従って、**10%の追加の課税率の対象**となる。

メキシコ・カナダへの関税措置

- 2025年2月1日、米国政府は、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、移民・麻薬への脅威を理由に、メキシコ・カナダへの25%の追加関税を賦課する大統領令を公表。

「南部/北部国境を通る不法薬物の流入に対処するための関税賦課」（2月1日大統領令）【概要】

- 移民・麻薬への脅威に対抗するため、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、国家緊急事態を宣言。
- カナダとメキシコからの輸入に対して25%の追加関税を賦課。なお、カナダからのエネルギー資源には10%の関税を適用。
- 現地時間2月4日午前12時1分から実施。→その後、3月4日から課税開始に変更。
- これらの国々が報復措置を講じた場合、追加関税の対象の拡大又は関税率の引き上げを実施。
- これらの国々が危機を緩和するために十分な措置を講じた場合、追加関税は撤廃。逆に危機への十分な緩和措置を講じない場合、必要に応じて追加措置を勧告。

- 2025年3月6日、米国政府は、メキシコ・カナダへの関税措置について、3月7日から、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に適合するカナダ・メキシコ産品への適用を免除することを発表。

「麻薬の不正流入に対処するための関税の修正」（3月6日、大統領令）【概要】

- メキシコ・カナダからUSMCAに基づいて輸入される全ての品目は、3月4日から適用されているメキシコ・カナダに対する関税措置の対象とはならない。
- USMCA対象外のカリウム塩（注：肥料用に用いられる）に対する関税率は、25%から10%に引き下げられる。
- 上記については、3月7日午前12時1分から適用される。

中国への関税措置

- 2025年2月1日、米国政府は、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、移民・麻薬への脅威を理由に、中国への**10%の追加関税を賦課する大統領令を公表**。3月3日には**追加関税率を20%に引き上げ**。
- 更に4月8日には、別途課されている**相互関税の税率を34%から84%に引き上げ**。4月9日には**84%から125%に引き上げ**。

「中国における合成オピオイドの供給網に対処するための関税の賦課」（2月1日、大統領令）【概要】

- 中国政府が化学原料供給業者やマネーロンダリング事業者等、薬物の押収や阻止等を怠ったことによる脅威に対処するため、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、国家緊急事態を宣言。
- 中国の輸入に対して**10%の追加関税を賦課**。2月4日午前12時1分から実施。
→その後、3月3日からは追加関税率を20%に引き上げ。
- 中国が報復措置を講じた場合、追加関税の対象の拡大又は関税率の引き上げを実施。

「中国からの低額輸入品に適用される相互関税の更新」（4月8日、大統領令）【概要】

- 対中相互関税率を**34%から84%に引き上げ**。4月9日午前12時1分から適用。

「相手国の報復関税との整合性を反映させるための相互関税率の変更」（4月9日、大統領令）【概要】

- 対中相互関税率を**84%から125%に引き上げ**。4月10日午前12時1分から適用。

中国に対する追加関税率（注：5月の米中合意前まで）

	適用日	税率
移民・麻薬に関する追加関税	2月4日～	10%
	3月4日～	20%
相互関税	4月9日 0時1分～	(34%→) 84%
	4月10日 0時1分～	(84%→) 125%
合計		145%

米中合意を踏まえた中国への関税措置

- 2025年5月12日、米国政府と中国政府は、**経済貿易協議に関する共同声明を公表**。
- 5月14日から、中国産物品に対する**相互関税について10%を維持し、国別税率24%を90日間停止**する。また、**相互関税に修正追加された税率（91%）を撤廃**することに合意。
- 5月12日、米国政府は、中国との協議結果を踏まえ、**中国への追加関税を一時引き下げる大統領令を公表**。
- 中国側は、米国産物品に対する従価税の適用を、90日間、24%を一時停止し、従価税率10%を維持。米国産物品に対する修正従価税率を撤廃する。また、2025年4月2日以降に米国に対して取られた非関税対抗措置を停止または撤廃するために必要なすべての行政措置を採用。

「中華人民共和国との協議を反映した相互関税率の修正」（5月12日、大統領令）【概要】

- 香港およびマカオを含む中国から米国に輸入されるすべての物品は、**追加税率10%**を適用。（相互関税のベースライン部分）
- **対中相互関税率は、124%から34%に改正し、2025年5月14日午前12時1分から90日間適用を停止**する。

中国に対する追加関税率（注：5月14日以降）

		税率	変更
移民・麻薬に関する関税		20%	据え置き
相互関税	全世界基本税率	10%	据え置き
	国別加算税率	24%	90日間一時停止
	後から追加した税率	91%	撤廃
合計		145% → 30%（5月14日～）	

- 8月11日、米国政府は、対中**相互関税について一時停止期限を11月12日まで延長**する大統領令を公表。

「中国との継続的な協議を反映するため相互関税率をさらに改定」（8月11日、大統領令）【概要】

- **中国に対する相互関税の上乗せ措置は、2025年11月10日午前12時1分まで引き続き停止**される。

相互関税の一時停止の延長

- 2025年7月7日、米国政府は、7月9日に上乗せ税率の一時停止期限を迎える**相互関税について、一時停止期限を8月1日まで延長**する大統領令を公表。

「相互関税率の修正の延長」（7月7日、大統領令）【概要】

- 貿易相手国との協議の進捗状況を含め、シニアオフィシャルから得た追加情報と提言に基づき、相互関税の上乗せ税率の一時停止措置を、2025年8月1日午前12時1分まで延長することが必要かつ適切であると判断した。
- **相互関税の上乗せ措置は**、2025年7月9日午前12時1分以降に輸入され消費目的で輸入された貨物、または同日以降に倉庫から消費目的で引き出された貨物について、**2025年8月1日午前12時まで停止**する。
- **中国に関する別個の関税の停止措置は、本命令により変更されず、引き続き有効。**

「貿易相手国の報復と調整を反映するための相互関税率の修正」（大統領令）（再掲、4/9）

- **2025年4月10日午前12時1分以降に消費のために入国した、または消費のために倉庫から引き出された商品に関して**、相互関税の国別税率の施行は、**2025年7月9日午前12時1分まで一時停止**。
- 2025年4月10日午前12時1分から2025年7月9日午前12時1分まで、附属書I（注：国別の税率を記載した附属書）に記載された貿易相手国からアメリカ合衆国の関税領域に輸入されるすべての品目は、法律に従って、**10%の追加の課税率の対象**となる。

関税賦課に関する書簡の公表

- 2025年7月7日以降、トランプ大統領は自身のSNSに、8月1日以降に各国・地域に課す関税率を記載した書簡を公表。なお、書簡において分野別関税（自動車、鉄鋼・アルミなど）の関税率に関する言及はなし。
- 書簡の内容は、ほとんど全ての国・地域への内容は同一だが、メキシコ、カナダ及びブラジルについてはそれぞれ独自の内容が記載。

日本宛書簡【概要】

- **2025年8月1日**から、アメリカに送られる**全ての日本製品に対して25%の関税**を課す。上記関税は、**全ての分野別関税とは別に適用**される。
- 高い関税を回避するために再輸送された商品には、その高い関税が適用される。
- もし何らかの理由で日本が（対米）関税の引き上げを決定した場合、日本が選択した引き上げ幅は、米国が課す25%に加算される。
- これらの**関税は、日本との関係に応じて、上方または下方に修正される可能性**がある。

（参考）

- カナダ宛の書簡では、フェンタニルの流入、カナダの報復関税、米国の酪農家への関税に言及。
- メキシコ宛の書簡では、フェンタニルの流入に言及。
- ブラジル宛の書簡では、ボルソナロ前大統領への司法対応、デジタル貿易に言及。

相互関税率の修正

- 2025年7月31日、米国政府は、**相互関税率の更なる修正に関する大統領令**を公表。
- 8月7日から、**上乗せ税率の一時停止を終了し、新たな関税率を適用**。

「相互関税率の更なる修正」（7月31日、大統領令）【概要】

（関税率の改定）

- 新たな関税率は、**本大統領令署名から起算して7日後（注：8月7日）午前12時1分に発動**される。
- **本大統領令の附属書I**に記載された一部の貿易相手国・地域は、**米国との意義のある貿易及び安全保障合意を結んだ又は結ぶ間近**。これらの国からの輸入品には、合意が正式に成立し、大統領令でその内容が明記されるまでは、**附属書Iに定められた追加の従価関税が適用**される。（注：日本の新たな関税率は**15%**と記載。）
- **EU**からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表(HTSUS)の一般税率（**MFN税率**）が**15%未満**であれば合計税率が**15%**になるよう追加課税し、**15%以上であれば追加関税は課されない**。
- **附属書Iに記載されていない貿易相手国・地域**は、明示的な例外がない限り、「米国による相互的な貿易及び関税に関する大統領覚書」(14257号)の条件に従い、**追加の従価税率10%**が適用される。

（迂回）

- 米国税関・国境警備局(CBP)が**関税回避のために積み替えられたと判断した製品**は以下の措置が適用：
 - 原産国の通常の追加関税率に代わり、**40%の追加従価税が適用**される。
 - その他罰則、罰金、制裁が適用される可能性がある。
- **商務長官及び国土安全保障長官**は、米国税関・国境警備局長官を通じて米国通商代表(USTR)と協議の上、**6か月ごとに迂回策略に使用されている国及び特定の施設のリストを公表**する。

（進捗の監視）

- **商務長官及びUSTR**は、米国の対応が効果的でない場合、**外国の貿易相手国が緊急事態への適切な対応を怠った場合や、米国の対応に対し報復措置をとった場合に、追加措置を大統領に提言**する。

相互関税率の改定（8月7日～） ※7月31日公表の大統領令から作成

国・地域	関税率	国・地域	関税率	国・地域	関税率
アフガニスタン	+15%	アイスランド	+15%	ナイジェリア	+15%
アルジェリア	+30%	インド	+25%	北マケドニア	+15%
アンゴラ	+15%	インドネシア	+19%	ルウエー	+15%
バングラデシュ	+20%	イラク	+35%	パキスタン	+19%
ボリビア	+15%	イスラエル	+15%	パプアニューギニア	+15%
ボスニアヘルツェゴビナ	+30%	日本	+15%	フィリピン	+19%
ボツワナ	+15%	ヨルダン	+15%	セルビア	+35%
ブラジル	+10%	カザフスタン	+25%	南アフリカ	+30%
ブルネイ	+25%	ラオス	+40%	韓国	+15%
カンボジア	+19%	レソト	+15%	スリランカ	+20%
カメルーン	+15%	リビア	+30%	スイス	+39%
チャド	+15%	リヒテンシュタイン	+15%	シリア	+41%
コスタリカ	+15%	マダガスカル	+15%	台湾	+20%
コートジボワール	+15%	マラウイ	+15%	タイ	+36%
コンゴ民主共和国	+15%	マレーシア	+19%	トリニダード・トバゴ	+15%
エクアドル	+15%	モーリシャス	+15%	チュニジア	+25%
赤道ギニア	+15%	モルドバ	+25%	トルコ	+15%
EU（一般税率>15%）	+0%	モザンビーク	+15%	ウガンダ	+15%
EU（一般税率<15%）	+15%-(一般税率)	ミャンマー(ビルマ)	+40%	英国	+10%
フォークランド諸島	+10%	ナミビア	+15%	バヌアツ	+15%
フィジー	+15%	ナウル	+15%	ベネズエラ	+15%
ガーナ	+15%	ニュージーランド	+15%	ベトナム	+20%
ガイアナ	+15%	ニカラグア	+18%	ザンビア	+15%
				ジンバブエ	+15%

ブラジルに対する関税措置

- 2025年7月30日、米国政府は、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、**ブラジル政府による最近の政策、慣行および行動**が、米国に対する**異常な脅威を構成**すると判断し、その脅威に関して**国家緊急事態を宣言**。
- ブラジルから輸入される製品に対して、**8月6日から相互関税とは別に40%の追加関税**を賦課。

「ブラジル政府によるアメリカ合衆国に対する脅威への対応」（7月30日、大統領令）【概要】

- ブラジル政府による最近の政策、慣行、および行動の範囲と重大性が、その全部または大部分が米国外に原因を有する、米国の国家安全保障、外交政策、および経済に対する異常な脅威を構成すると判断し、その脅威に関して**国家緊急事態を宣言**。（具体的には、**オンラインプラットフォームに対する検閲、ボルソナロ前大統領など政治的反対派に対する司法権の濫用を問題視**）
- ブラジルから輸入される製品に対して、**40%の追加関税**を賦課。発令日から7日後(注：8月6日)午前12時1分以降の輸入に適用。
- ただし、**付属書 1 に掲げる物品には適用しない**。（付属書 1 には、**特定の金属シリコン、銑鉄、民間航空機およびその部品、アルミニウム、錫鉱石、木材パルプ、貴金属、エネルギーおよびエネルギー製品、肥料等**が掲げられている）
- また、**通商拡大法232条による追加関税品目に対しては適用しない**。相互関税(10%)に対しては、追加して課される。（**すなわち合計50%**となる）
- ブラジル側が報復措置を講じた場合には、税率を引き上げる。

ロシア産石油輸入に対する関税措置（対インド）

- 2025年8月6日、米国政府は、国際緊急経済権限法（IEEPA）等に基づき、ロシア政府の行動と政策を理由として、**ロシアから石油等を輸入しているインドに対して、8月27日から25%の追加関税を課す**ことを発表。

「ロシア連邦政府による米国への脅威への対処」（8月6日、大統領令）【概要】

- ロシア連邦政府の行動と政策が、米国の国家安全保障と外交政策に異常な脅威をもたらし続けており、国家緊急事態が継続。このため、**直接的または間接的にロシア連邦の石油を輸入しているインドの物品の輸入に従価関税を課すことが必要かつ適切であると判断。**
- **インドから輸入される製品**に対して、**25%の従価税率**を賦課。**発令日から21日後（8月27日）の午前12時1分以降**の輸入に適用。
- 当該関税は、既存の税率に追加される。ただし、**232条による既存及び将来の追加関税品目に対しては適用しない。（注：相互関税（8/7より25%）に対しては、追加して課され、合計50%）**
- 「ロシア連邦の石油」とは、原油又は石油製品の生産又は販売に関与するような**事業体の国籍に関係なく、ロシア連邦から抽出、精製、または輸出された原油または石油製品**を意味する。
- 「間接輸入」とは、石油の原産地がロシアに合理的に追跡できる仲介者または第三者を通じてロシア連邦石油を購入することが含まれる。
- 将来的に、米国政府の判断により、**措置を講じるべき対象国が追加される可能性**がある。

各国との合意 (日米合意を除く)

米英合意（米英経済繁栄協定）

- 2025年5月8日、**米国政府及び英国政府**は、二国間の貿易合意について発表。その後、6月16日、**米国政府は、英国と合意の実施に関する大統領令**を発表。
- 二国間合意に基づく措置は、**6月30日から適用開始**（鉄鋼・アルミニウムに関する関税割当の詳細については未公表）。

「米英経済繁栄協定（EPD）の一般条項の実施」（6月16日、大統領令）【概要】

●自動車

- 英国産の乗用車(関税分類8703)に、**年間の関税割当量を10万台を設定**
- 対象物品に対する**自動車追加関税は7.5%を適用（MFN2.5%と合わせて10%）**
- 2025年の関税割当期間は2025年6月30日から2025年12月31日まで（2025年の割当数量は、5月8日のEPDの発効日を基に65,205台）
- 2026年以降は、年間10万台に設定され、四半期ごとに管理される

●自動車部品

- **英国産自動車用の部品**に対する追加関税は、**MFNと合わせて10%を適用**

●航空機

- WTO航空機協定の対象となる物品に対しては、相互関税、鉄鋼・アルミ関税を課さない

●アルミニウム

- イギリス産のアルミ及びアルミ派生品に対する関税割当を設計し、設定【詳細未公表】

●鉄鋼

- イギリス産の鉄鋼及び鉄鋼派生品に対する関税割当を設計し、設定【詳細未公表】

米EU合意（相互的で公平、均衡ある貿易に関する協力協定）

- 2025年7月27日、トランプ大統領は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と会談し、米EU間での貿易ディールに合意したと発表。
- 7月28日、米国政府は合意内容に関するファクトシートを公表。

「アメリカ合衆国と欧州連合が大規模な貿易協定に合意」（7月28日、ファクトシート）【概要】

米国及びEUは「相互的で公平、均衡ある貿易に関する協力協定」に合意。

【関税】

- EUは、米国に対する**工業製品関税**をすべて撤廃。その他の製品に対する**対米割当枠**も設定。
- EUは、米国に**自動車および自動車部品、医薬品、半導体を含む15%の関税率**を支払う
- 鉄鋼、アルミニウム、銅のセクター別関税は変更されず、EUは米国に50%を支払う

【貿易拡大】

- EUは、**2028年までに7,500億ドルの米国産エネルギー**を購入
- EUは、米国の**軍事装備**を大量に購入
- EUと米国は、エネルギー・半導体を含めた民間企業による対EU輸出を承認

【投資拡大】

- EUは、**6,000億ドルの新規投資**を米国に行う

【その他】

- EUは、豚肉や乳製品に関する衛生上の認証を含め、非関税障壁に対応
- EUと米国は、電子的送信へのゼロ関税等を含めデジタル貿易における障壁に対応
- EUと米国は経済安全保障上の協力を強化。対内投資および対外投資の審査、輸出管理、関税回避について協力。

米韓合意

- 2025年7月30日、トランプ大統領は、韓国との間で**貿易ディールに合意**したと発表（米国側ファクトシートは未公表）。

トランプ大統領のTruth Social投稿

- 私は、アメリカ合衆国が大韓民国との間で完全かつ包括的な貿易協定に合意したことをお知らせいたします。この協定の内容は、大韓民国がアメリカ合衆国が所有し管理する**投資プロジェクトに対し、3500億ドルを拠出**することです。これらのプロジェクトは、私、大統領が選定するものです。さらに、韓国は**1000億ドルのLNGまたは他のエネルギー製品を購入**し、さらに**韓国は自国の投資目的のために多額の資金を投資することに同意**しました。この金額は、韓国大統領の李在明氏がホワイトハウスで二国間会談を行う際に、今後2週間以内に発表されます。新大統領の選挙勝利を心よりお祝い申し上げます。また、**韓国はアメリカ合衆国との貿易を完全に開放し、自動車やトラック、農業製品を含むアメリカ製品を受け入れることに合意**しました。**韓国に対する関税率は15%**に設定され、アメリカには関税は課せられません。本日出席された貿易代表の皆様にご挨拶申し上げます。お会いでき、貴国の偉大な成功について議論できたことは光栄でした！

この他、ラトニック商務長官は、Xにおいて以下の内容を投稿

- 韓国への相互関税・自動車関税は15%。半導体・医薬品関税は他国に劣後せず。
- 鉄・アルミ・銅はディールに含まれない。
- 韓国が、トランプ大統領が指示する投資のために3500億ドルを米国に提供し、利益の90%が米国国民にもたらされる。

一方、韓国政府はプレス向けブリーフで以下のとおり発言。

- 3500億ドルのうち、**造船協力ファンドが1500億ドル、半導体、原発、2次電池、バイオ**など韓国企業が競争力を保有した分野に対する**対米投資ファンドが2000億ドル**。プロジェクトから生まれた産出物は米国政府が買収の責任を負う。
- 韓国の農畜産物市場開放に対する強い要求があったが、国内のコメと牛肉市場は追加開放せず。

対米二国間合意進捗状況（日本を除く）

国名	日付	合意概要（米側関税率）	備考
英国	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車：10%の低関税枠 10万台/年 自動車部品：10% 鉄鋼・アルミニウム：関税割当について議論中（関税率25%で据え置き） 	6月30日 発効
中国	5月12日	<ul style="list-style-type: none"> 国別税率24%を90日間停止 相互関税に修正追加された税率を撤廃（91%相当） 	
	6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ラトニック商務長官が、米中合意文書に署名と発言 	詳細未公表
ベトナム	7月2日	<ul style="list-style-type: none"> 相互関税率：原則20%（ベトナムで積み替えられる製品については40%） （ベトナムの対米関税は無税） 	詳細未公表
カンボジア	7月4日	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア政府が、貿易協定の枠組みに合意と発表 	詳細未公表 米国側未発表
インドネシア	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> 相互関税率：19%（米国で生産されていない特定の品目について、さらなる引き下げを検討する可能性） 尼側の対米関税を99%撤廃、商品バランス制度を含む輸入ライセンス制度から免除、ローカルコンテンツ要件の免除、自動車安全基準および排出ガス基準の受け入れ、医療機器および医薬品の受け入れ等 	発効日未定
フィリピン	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> 相互関税率：19% （フィリピンの対米関税は無税） 	詳細未公表
欧州連合（EU）	7月27日	<ul style="list-style-type: none"> 米側関税率：15% 	詳細未公表
韓国	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 米側関税率：15% 	詳細未公表
パキスタン	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> トランプ大統領が、SNSで合意について発信 	詳細未公表

品目別関税

鉄鋼・アルミニウムに対する関税措置

- 2025年2月10日、米国政府、通商拡大法232条に基づき、**鉄鋼・アルミニウム（派生品を含む）**に対する、**通商拡大法232条に基づく関税措置についての大統領布告**を公表。
- **3月12日**から、既存の**適用除外措置を終了**するとともに、**アルミニウムの関税率を10%から25%に引き上げ**。

「米国への鉄鋼輸入の調整」（2月10日、大統領布告）【概要】

- **3月12日**午前12時1分から、通商拡大法232条に基づき、一時停止されない限り、**全ての国**からの鉄鋼製品および派生品の輸入に追加関税を課す。（アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、**日本**、メキシコ、韓国、英国の**適用除外措置は無効**。）
- 追加関税率は25%。
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

「米国へのアルミニウム輸入の調整」（2月10日、大統領布告）【概要】

- **3月12日**午前12時1分から、通商拡大法232条に基づき、全ての国からのアルミニウム製品および派生の輸入に追加関税を課す。（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、メキシコ、EU、英国の適用除外措置は無効。）
- **追加関税率は10%から25%に引き上げる**（ロシア原産品は現状の200%に据え置き）
- **製品別除外プロセスは終了**し、追加関税の例外は設けない。

鉄鋼・アルミニウムに対する関税の引き上げ

- 2025年6月3日、米国政府は、通商拡大法232条に基づき、**鉄鋼・アルミニウム（派生品を含む）**に対する**追加関税を25%から50%に引き上げる大統領布告**を公表。
- 関税引き上げは**6月4日から適用**。なお、**英国については25%で据え置き**。

アルミニウムおよび鉄鋼の輸入調整（6月3日、大統領布告）【概要】

- **鉄鋼・アルミニウムに関する25%の追加関税を、50%に引き上げ**。
- 引き上げ措置は、**6月4日午前12時1分以降**の輸入に適用。
- **英国製品に対する関税率**については、**25%の関税率を維持**。また、2025年7月9日以降、5月8日の米英合意に従い、鉄鋼およびアルミニウムの適用関税率を調整し、**輸入割当を設定することができる**。または、英国が米英合意を遵守していないと判断した場合、適用関税率を50%に引き上げることができる。

自動車・自動車部品に対する関税措置

- 2025年3月26日、米国政府は、通商拡大法232条に基づき、**自動車及び自動車部品に対する関税賦課**に関する大統領布告を公表。
- **自動車については4月3日から、自動車部品については5月3日から25%の追加関税を適用。**

自動車および自動車部品のアメリカ合衆国への輸入調整（3月26日、大統領布告）【概要】

- 2019年2月、商務長官は、通商拡大法第232条に基づき、**乗用車（セダン、SUV、クロスオーバー、ミニバン、貨物バン）及び小型トラック（以下「自動車」）並びに特定の自動車部品**について、米国の国家安全保障に関する調査を実施し大統領に報告。
- 自動車及び特定の自動車部品の輸入が引き続き米国の国家安全保障を損なう脅威となっていると判断し、関税を課して、かかる輸入が国家安全保障を損なう脅威とならないよう、自動車及び特定の自動車部品の輸入を調整することが必要かつ適切。
- **自動車については2025年4月3日午前12時1分以降、自動車部品については5月3日午前12時1分より、その他の関税に加えて25%の関税を賦課。**
※乗用車の追加関税賦課後の関税率は、27.5%（従来の関税率2.5% + 追加関税25%）
- **カナダ・メキシコからのUSMCAに基づく優遇関税の適用対象となる自動車については、非米国製部品の価値のみに関税を適用。USMCAに基づく優遇措置の対象となる自動車部品については、商務長官が、非米国製コンテンツの価値のみに当該関税を適用するプロセスを確立し、官報に通知を公表するまでの間は適用されない。**
- この布告の日付から90日以内に、商務長官は、当該関税の対象範囲に追加の自動車部品品目を加えるための手続きを確立する。

自動車及び自動車部品に対する関税措置の修正

- 2025年4月29日、米国政府は、米国内での自動車生産に応じ、自動車部品にかかる追加関税の相殺措置を講じるとの大統領布告を発表。

自動車及び自動車部品の輸入調整に関する改正（4月29日、大統領布告）【概要】

- 米国で組み立てられた**自動車の価値の15%**を占める**自動車部品**に対する関税を**1年間減免**
- 具体的には、2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に**米国で組み立てられたすべての自動車の製造者希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%**に相当する**輸入調整相殺額**を受けることができる（※「3.75%」は、MSRPの15%に相当する25%追加関税額）
- その後1年間、**自動車の価値の10%**に相当する**自動車部品**に対する関税を減免
- 具体的には、2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に**米国で組み立てられたすべての自動車のMSRPの合計額の2.5%**に相当する**輸入調整相殺額**を受けることができる（※「2.5%」は、MSRPの10%に相当する25%追加関税額）
- 製造者の輸入調整相殺額は、当該製造者から承認を受けた輸入業者にのみ使用可能であり、**自動車部品にかかる追加関税にのみ使用可能**

追加関税の重複適用の調整措置

- 2025年4月29日、米国政府は、「自動車及び自動車部品関税」と「対カナダ・メキシコ関税」「鉄鋼アルミ関税」が重複して適用されないことを定めた大統領令を発表。
- 当該運用は、2025年3月4日に遡って適用。

輸入品に対する特定の関税措置（4月29日、大統領令）【概要】

- **自動車及び自動車部品に関する追加関税の対象物品には、対カナダ追加関税、対メキシコ追加関税、鉄鋼アルミニウム追加関税は課さない。**
- **鉄鋼アルミニウム追加関税の対象物品には、対カナダ又は対メキシコに関する追加関税は課さない。**
- **アルミニウムに関する追加関税の対象物品には、追加関税の要件を満たす場合に限り、鉄鋼に関する追加関税を課す。**
- **鉄鋼に関する追加関税の対象物品には、追加関税の要件を満たす場合に限り、アルミニウムにかかる追加関税を課す。**
- 上記に必要な執行メカニズム等の変更措置を東部夏時間2025年5月16日午前12時1分までに実施し、3月4日以降に輸入されたものについて**遡及適用**する。**還付**は標準的な手続きに従って処理される。

銅に対する関税措置

- 2025年7月30日、米国政府は、通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品及び派生品**に関税を賦課するとの大統領布告を発表。
- **8月1日から、銅の半製品及び派生品**に対して、**50%の追加関税**を適用。

「銅の輸入の調整」（7月30日、大統領布告）【概要】

- 銅の輸入量と世界的な銅生産能力の過剰状況が、国内の銅生産施設の一時閉鎖の継続的な脅威を引き起こしており、国家安全保障を損なうおそれがあると判断。
- **銅の半製品（銅線、銅棒等）及び派生品（ケーブル等）**に対し、**50%の追加関税**を賦課。
2025年8月1日午前12時1分以降の輸入に適用。
- **追加関税は銅成分にのみ課す**こととし、銅製品の非銅成分に対しては、相互関税、対メキシコ関税、対カナダ関税、対中国関税を課す。
- **自動車・自動車部品関税が課される製品には、追加関税は課さない。**
- 銅スクラップの輸出規制についても別途検討する。

その他品目に関する232条調査

- 米国政府は、**木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中型・大型トラック、航空機、ポリシリコン及びドローン**に関し、それぞれ**通商拡大法232条に基づく調査を実施中**。

品目	調査開始日	対象	備考
木材	3月10日 (同日付大統領令)	木材、製材、およびその派生製品	紙製品、家具、キャビネットなどを含む
半導体	4月1日 (4/16付官報公示)	半導体、半導体製造装置、派生製品	半導体基板およびベアウェーハ、レガシーチップ、最先端チップ、マイクロエレクトロニクス、および半導体製造装置コンポーネント等を含む
医薬品	4月1日 (4/16付官報公示)	医薬品および医薬品原料、派生製品	ジェネリックおよび非ジェネリックの完成医薬品、医療対策、活性医薬品成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む
重要鉱物	4月15日 (同日付大統領令)	重要鉱物およびその派生製品	①重要鉱物、②レアアース、③加工重要鉱物、④派生製品（半導体ウェハ、陽極、陰極、永久磁石、モーター、電気自動車、電池、スマートフォン、マイクロプロセッサ、レーダーシステム、風力タービン・部品、光学機器等）
中・大型トラック	4月22日 (4/25付官報公示)	中型トラック、大型トラック、中型・大型トラック部品、派生品	①中型トラック：総重量が10,000ポンドを超え26,001ポンド未満のトラック、②大型トラック：総重量が26,001ポンド以上のトラック
航空機	5月1日 (5/13付官報公示)	航空機・ジェットエンジン及びそれらの部品	—
ポリシリコン	7月1日 (7/16付官報公示)	ポリシリコン及びその派生品	—
ドローン	7月1日 (7/16付官報公示)	ドローン(UAS)及びその部品	UAS: Unmanned Aircraft System（無人航空機システム）

参考資料

【JETRO】

米国トランプ政権の 関税政策の要旨 (JETRO作成・対外使用可)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/us_tariff/pdf/00_20250801.pdf

米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/9ee6ccdc1091f34b.html>

【米国政府】

ホワイトハウスウェブサイト

<https://www.whitehouse.gov/>

米国連邦官報

<https://www.federalregister.gov/>

米国国土安全保障省 税関・国境取締局 (CBP)

<https://www.cbp.gov/trade/automated/cargo-systems-messaging-service>

米国通商代表部 (USTR) 対中301条対象品目検索データベース

<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/search>

米国国際貿易委員会 (USITC) 関税率検索データベース

<https://hts.usitc.gov/>

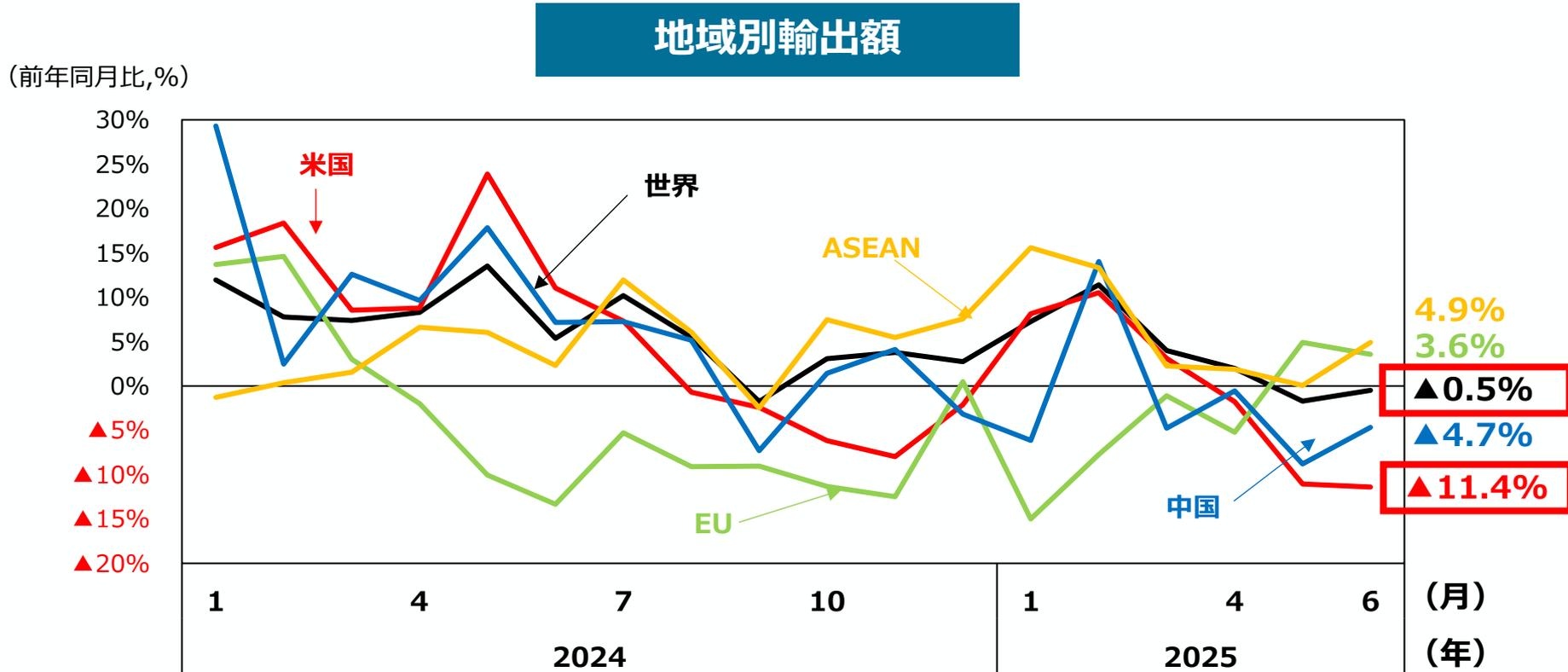
米国関税措置の影響と支援策

2025年8月6日

製造産業局

1. 全産業 貿易統計 (地域別輸出)

- 2025年6月の貿易統計によると、日本からの米国向け輸出額は前年同月比▲11.4%。
- 全世界向け輸出額も前年同月比▲0.5%と減少。



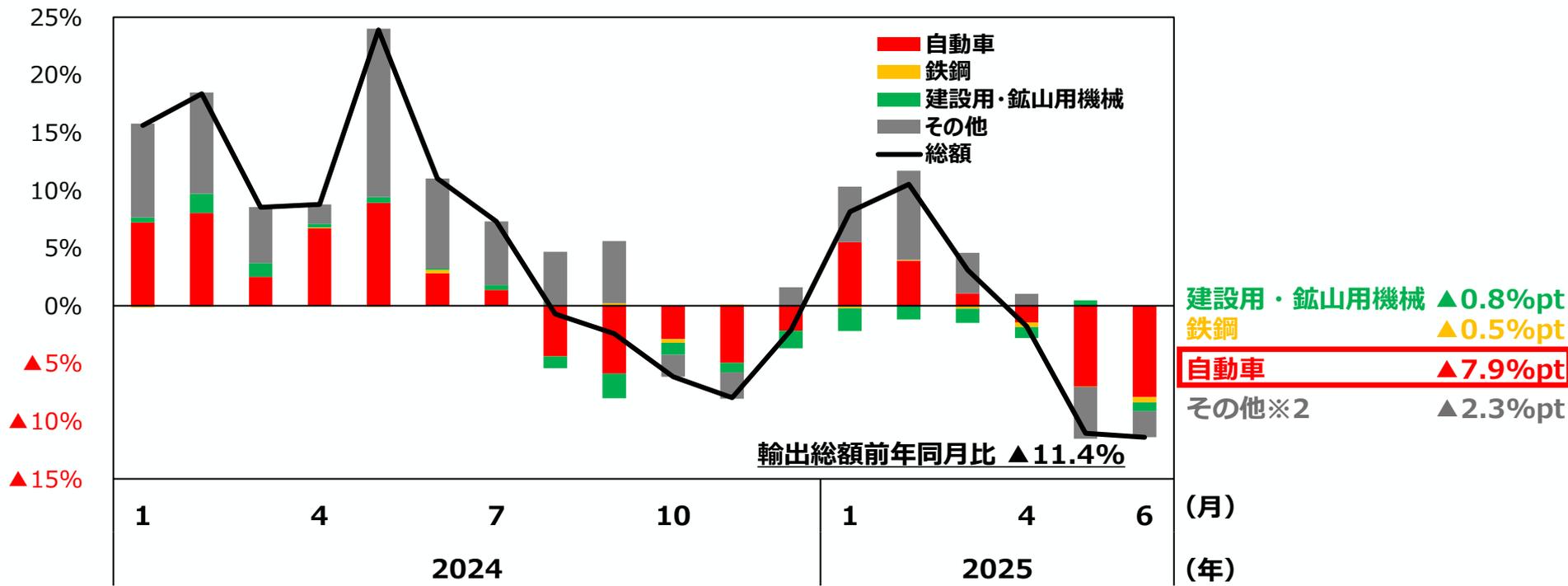
(資料) 財務省「貿易統計速報」2025年7月17日公表

1. 全産業 貿易統計 (対米国輸出)

- 2025年6月における日本からの米国向け輸出額が減少 (前年同月比▲11.4%)。
- 品目別にみると自動車の輸出額減少の影響が最も大きい。

米国向け輸出額の品目別寄与度

寄与度※1: %pt
(前年同月比,%)



(資料) 財務省「貿易統計速報」2025年7月17日公表

※1 寄与度は、全体の輸出額増減率に対してある特定の品目がどれだけ影響したかを定量化した値。

※2 「その他」は自動車、鉄鋼、建設用・鉱山用機械以外の品目を合算したもの。

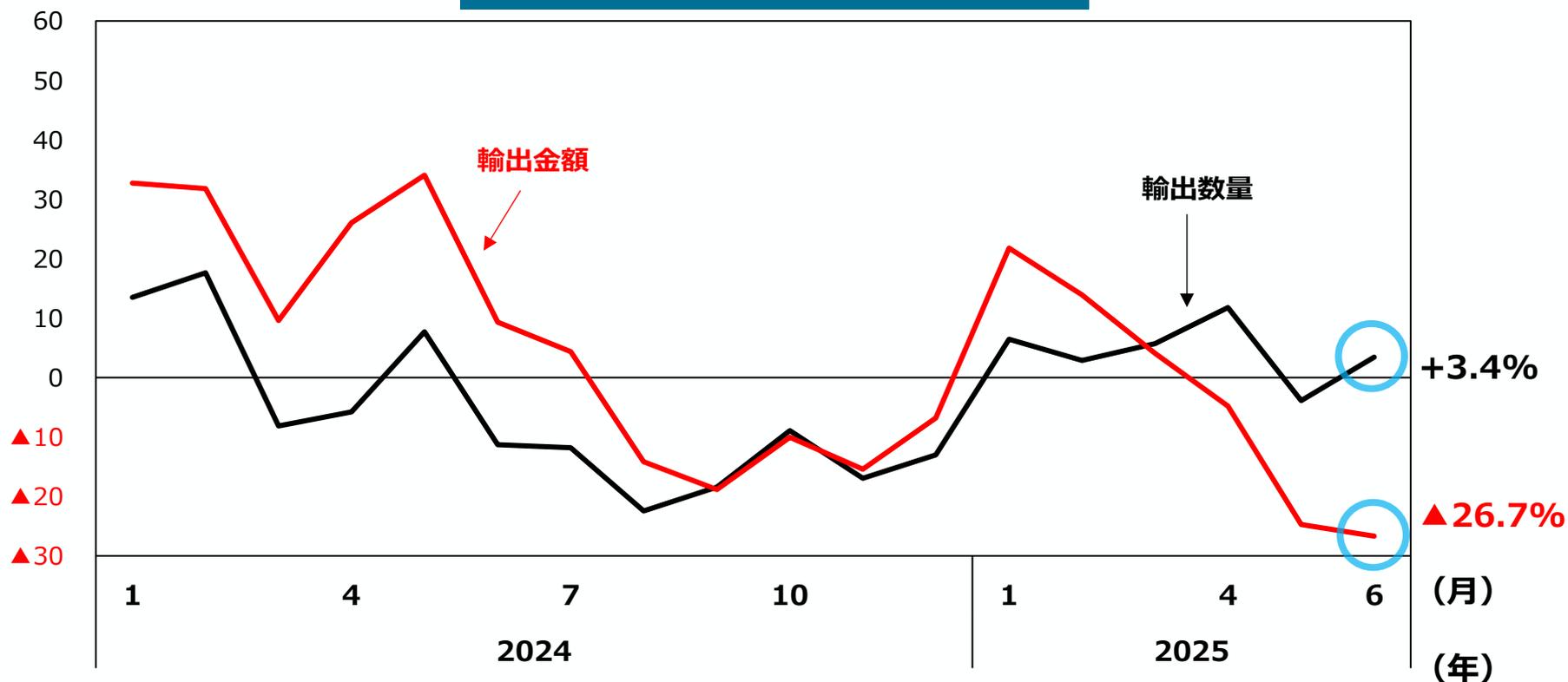
※3 端数処理の影響で、寄与度の合計は必ずしも全体の輸出額増減率と一致しない。

2. 産業別の状況 ①自動車 対米国輸出

- 2025年6月の日本からの米国向け輸出台数は、12.4万台（前年同月比+3.4%）。
- 輸出額は、4,194億円（前年同月比▲26.7%）。

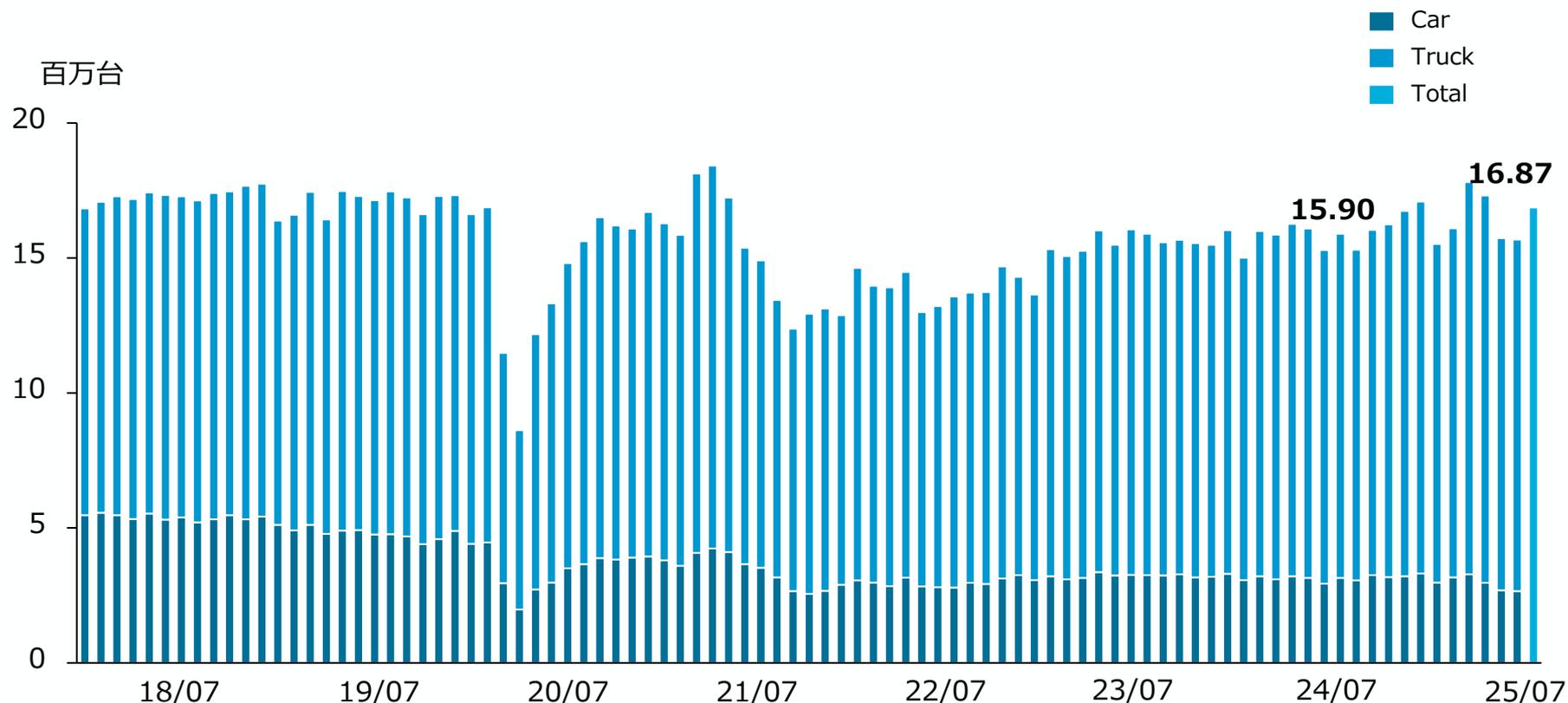
(前年同月比,%)

自動車 (2025年6月)



米国市場における自動車販売台数

- 2025年7月の米国市場の年間販売台数（季節調整*済み年率換算値）は1,687万台（前月比+7.6%）。



(資料) Marklines、Motor Intelligenceより作成

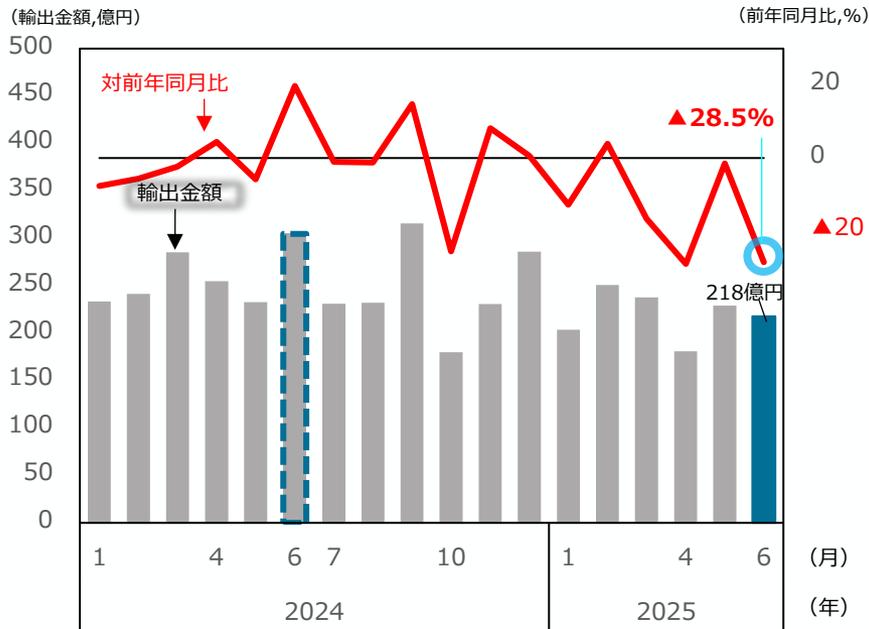
※季節調整：原数値から、季節変動（営業日等を起因として発生）を取り除いた数値

注：25年7月の値のみCar/Truckの内訳なし

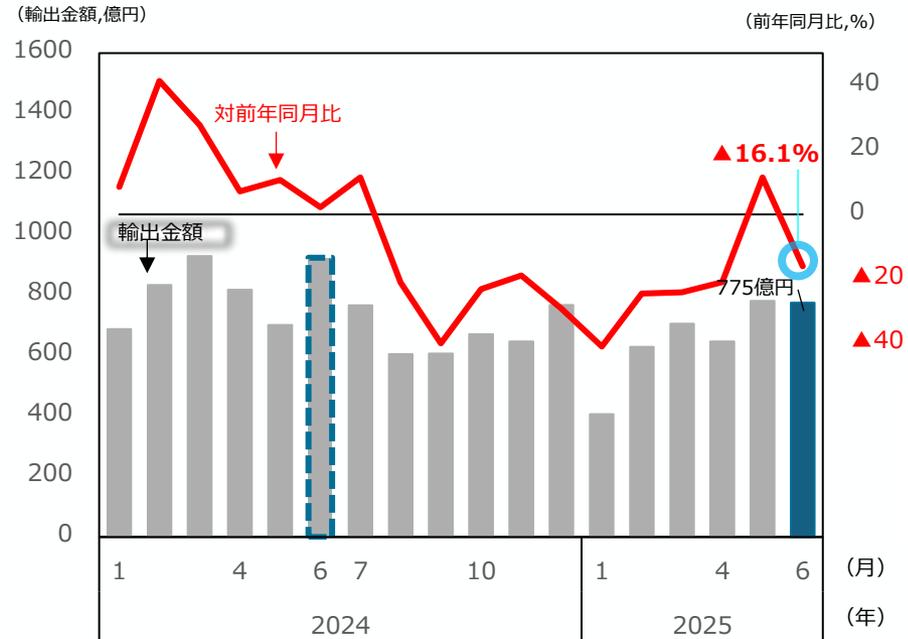
2. 産業別の状況 ②鉄鋼・建設機械等 対米国輸出

- 2025年6月の鉄鋼輸出額は218億円（前年同月比▲28.5%）。
- 2025年6月の建設用機械・鉱山用機械の輸出額は、775億円（前年同月比▲16.1%）。
ただし、建設機械は受注から納品までのリードタイムが長い製品もあるため、影響については引き続き注視が必要。

鉄鋼（2025年6月）



建設用・鉱山用機械（2025年6月）



（資料）財務省「貿易統計速報」2025年7月17日公表

4. 政府の支援策①

米国関税措置を受けた緊急対応策

今般の米国関税措置を受けて、
政府は、国民生活への影響を分析し、必要な支援を行います。

1 特別相談窓口の設置



全国約**1,000**か所の特別相談窓口

事業者に寄り添い
相談にきめ細かく対応



全国各地に相談内容に
応じた相談窓口を整備

2 資金繰り支援



日本公庫・沖縄公庫の
セーフティネット貸付が利用できる
要件を緩和



関税措置の影響を
受けた場合、要件である
「売上高5%以上減」等
を不要に

3 経営課題への伴走支援



「ミカタプロジェクト」を通じた
自動車部品サプライヤーへの経営
アドバイス・施策紹介

新事業進出に向けた設備導入や
省力化投資への補助等の
支援に円滑につなぐ



4 雇用維持への支援



雇用調整助成金等の
手続きの**迅速化・活用促進**

全国のハローワーク等
において丁寧に
相談対応



5 電気・ガス料金支援 ガソリン等の価格抑制



標準的な家庭の
電気・ガス代を
3,000円程度引下げ
(7月～9月の合計)

電気・ガス代



ガソリン・軽油について
定額**10円/L**の価格引下げ
※灯油等は**5円/L**引下げ

ガソリン・軽油等



6 中小企業向け補助金の 優先採択



影響を受ける中小企業を
優先的に採択

ものづくり補助金

ものづくり補助金や
新事業進出補助金で実施

新事業進出補助金

他の補助金に拡大予定



※上記は2025年8月1日時点の情報です。

(内閣官房HP)

主な取組の詳細は、[こちら](#)



4. 政府の支援策②

電気・ガス料金支援

標準的な家庭の

電気・ガス代を3000円程度引下げ

(7月～9月の合計)

<値下げ支援単価>

	電気	都市ガス
7月 9月	低圧:2.0円/kWh 高圧:1.0円/kWh	8円/m ³
8月	低圧:2.4円/kWh 高圧:1.2円/kWh	10円/m ³

▼資源エネルギー庁HP



ガソリン等の価格の抑制

**ガソリン・軽油について
定額10円/Lの価格引下げ**

※灯油等は5円/L引下げ

※需要期の7-8月は、ガソリン価格を全国平均175円/L前後に抑える措置を追加



▼資源エネルギー庁HP



重点支援地方交付金

地方自治体が地域の実情に応じた対策を行うための

重点支援地方交付金を活用

【交付金を活用した支援の例】

- ・中小企業や病院等の特別高圧電気料金の引下げ
- ・ご家庭や中小企業のLPガス料金の引下げ



資金繰り支援など

1. 日本公庫・沖縄公庫による融資制度の要件緩和

関税措置の影響を受けた事業者の方は、**売上減少・利益減少**といった要件を満たさなくとも対象となります。

- * 詳細：【貸付期間】 8年以内（運転資金）
15年以内（設備資金）
【限度額】 7.2億円 等



▲相談窓口一覧

2. 民間金融機関からの資金調達への支援（信用保証）

関税措置等の影響を受け、不況業種として指定された業種（全体1169業種のうち557業種を指定中）に属する事業者の方が**民間金融機関から資金調達をする際に信用保証協会が支援します。**



▲指定業種はこちら

詳しくはお近くの信用保証協会や金融機関まで御相談ください。

3. 日本貿易保険（NEXI）による保険金支払い

関税措置の影響を受けて、**輸出取引がキャンセルされる等により生じた損失を保険金支払いの対象とし、輸出を行う事業者を支援します。**



▲詳細はこちら

4. 中小企業向け補助金の優先採択

関税措置の影響を受けた事業者に対し、**ものづくり補助金と新事業進出補助金において優先的に採択**します。

ものづくり補助金

- ・補助上限額：最大4,000万円（従業員規模等により異なる）
- ・補助率：中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3



新事業進出補助金

- ・補助上限額：最大9,000万円（従業員規模等により異なる）
- ・補助率：1/2



米国関税に関する説明会 開催概要

- 米国の関税措置に関する合意を受けて、影響を受ける事業者の声を直接把握するため、8/6に石破総理大臣が広島を訪問。
- その際に総理からは「8月に集中的に関係省庁の閣僚や幹部が地方や業界団体に対する丁寧な説明を行っていく」、「関税という「ピンチ」を新たな市場開拓等の「チャンス」に変えるべく、地方経済産業局長がハブ役となってJETRO等の地域支援機関の旗振り役として総力を結集し、関係省庁と連携して支援を進めていく」というご発言があった。
- これを踏まえ、当局においては以下の説明会を開催。

【米国関税に関する説明会】

- 中国経済産業局では、8月末までに14回の説明会を実施。450名超が参加。
- 商工会議所、商工会、中央会の全会員企業をはじめとする事業者を対象に、JETRO及び中国5県との共催により、管内5県の各会場、及びオンラインにて、地域説明会を6回実施。
- 地域説明会以外にも、自治体（県庁・市町村）、協同組合、産業振興財団向けの個別説明を8回実施。
- 説明会においては、新たな市場開拓の必要性は理解しつつも、その難しさに対する懸念の声等があった。
- 今後も、事業者や支援機関に対して関税措置に関する情報や支援策等を丁寧に説明するとともに、県や支援機関と連携しつつ、意欲的な事業者を後押しして海外市場の開拓や新事業展開等についての成功事例の創出につなげていく。

〈説明会における主なコメント〉

【支援策関連】

- ・ 新たな市場開拓等の取組は必要だが、地方の中小企業にとってはハードルが高い。
- ・ 国内需要喚起策について検討頂きたい。
- ・ 米国子会社の現地での価格転嫁交渉についてアドバイスを受けてたい。
- ・ ものづくり補助金、新事業進出補助金の採択要件を緩和して欲しい。

【合意内容関連】

- ・ 投資分野に関する合意は履行できるのか。約束どおり投資がなされていないとして、米側が合意を覆すことを懸念。
- ・ 自動車部品に対する分野別関税が引き下げられる時期の目処は。

【その他】

- ・ 日本よりも関税率の高い国から日本に生産が移管されるなど、今回の関税措置は、日本にとってもメリットがあるのではないか。

第3回米国の関税措置に関する
中小企業支援機関の情報共有会議

**財務省・金融庁における米国の関税
措置への対応・対策について**

令和7年9月2日

岡山財務事務所

米国関税措置を受けた緊急対応策

今般の米国関税措置を受けて、
政府は、国民生活への影響を分析し、必要な支援を行います。

1 特別相談窓口の設置



全国約**1,000か所**の特別相談窓口

事業者に寄り添い
相談にきめ細かく対応

全国各地に相談内容に
応じた相談窓口を整備



2 資金繰り支援



日本公庫・沖縄公庫の
セーフティネット貸付が利用できる
要件を緩和

関税措置の影響を
受けた場合、要件である
「売上高5%以上減」等
を不要に



3 経営課題への伴走支援



「ミカタプロジェクト」を通じた
自動車部品サプライヤーへの経営
アドバイス・施策紹介

新事業進出に向けた設備導入や
省力化投資への補助等の
支援に円滑につなぐ



4 雇用維持への支援



雇用調整助成金等の
手続の**迅速化・活用促進**

全国のハローワーク等に
おいて丁寧に
相談対応



5 電気・ガス料金支援 ガソリン等の価格抑制



標準的な家庭の
電気・ガス代を
3,000円程度引下げ
(7月～9月の合計)

電気・ガス代



ガソリン・軽油について
定額**10円/L**の価格引下げ
※灯油等は**5円/L**引下げ

ガソリン・軽油等



6 中小企業向け補助金の 優先採択



影響を受ける中小企業を
優先的に採択

ものづくり補助金

ものづくり補助金や
新事業進出補助金で実施



新事業進出補助金

他の補助金に拡大予定



※上記は2025年8月1日時点の情報です。

(内閣官房HP)

主な取組の詳細は、[こちら](#)



令和7年7月

岡山労働局 職業安定部 職業安定課

雇用情勢

■ 雇用情勢のポイント

令和7年7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.40倍で、前月と比べ0.03ポイント低下した。

前月と比較して、有効求人数(季節調整値)は2.2%減少し、有効求職者数(季節調整値)は1.3%増加した。

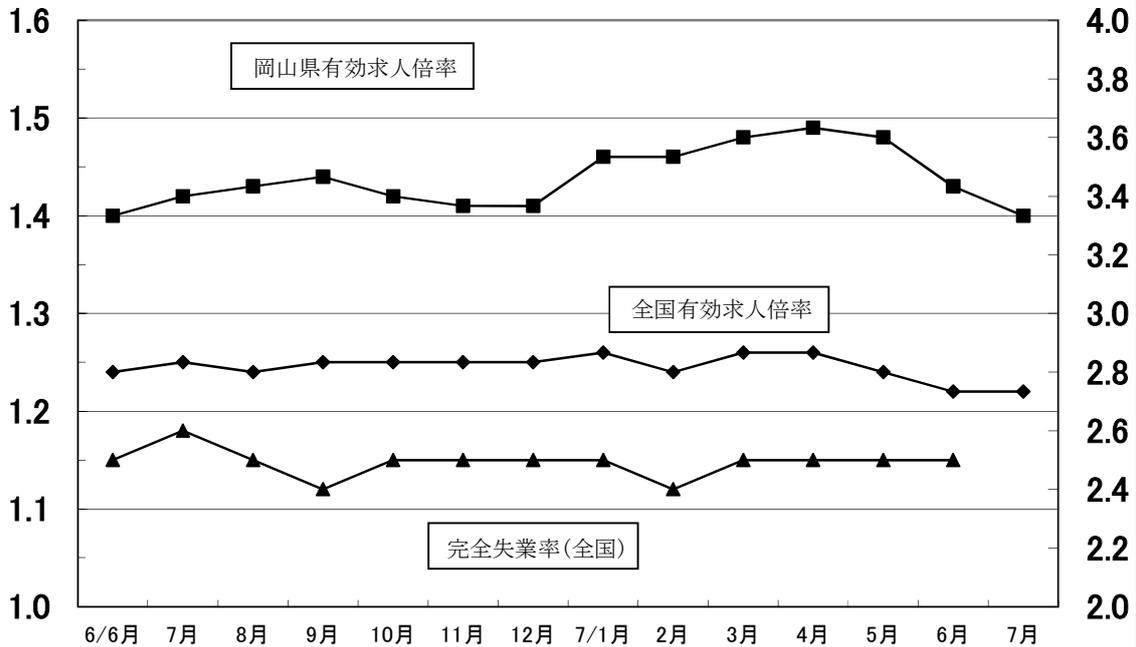
新規求人数(原数値)を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では、建設業(2.0%減)、製造業(3.4%減)、運輸業・郵便業(3.6%減)、卸売業・小売業(4.2%減)、宿泊業・飲食サービス業(10.7%減)、医療・福祉(8.9%減)、サービス業(他に分類されないもの)(4.6%減)が減少し、全体では前年同月比で5.3%減となり、4か月ぶりに減少した。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で4.8%減となり、2か月ぶりに減少した。

雇用情勢は「求人が求職を上回って推移しており、求人の動きに底堅さもみられるが、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断した。



有効求人倍率(倍) ■有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値) 完全失業率(%)



	6/6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
岡山県有効求人倍率	1.40	1.42	1.43	1.44	1.42	1.41	1.41	1.46	1.46	1.48	1.49	1.48	1.43	1.40
全国有効求人倍率	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22
完全失業率(全国)	2.5	2.6	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	

- ・有効求人倍率は新規学卒者を除き、パートタイムを含む。
 - ・令和3年9月以降についてはオンライン求職登録者にかかる件数を含む。
- * いずれも季節調整値

Contents

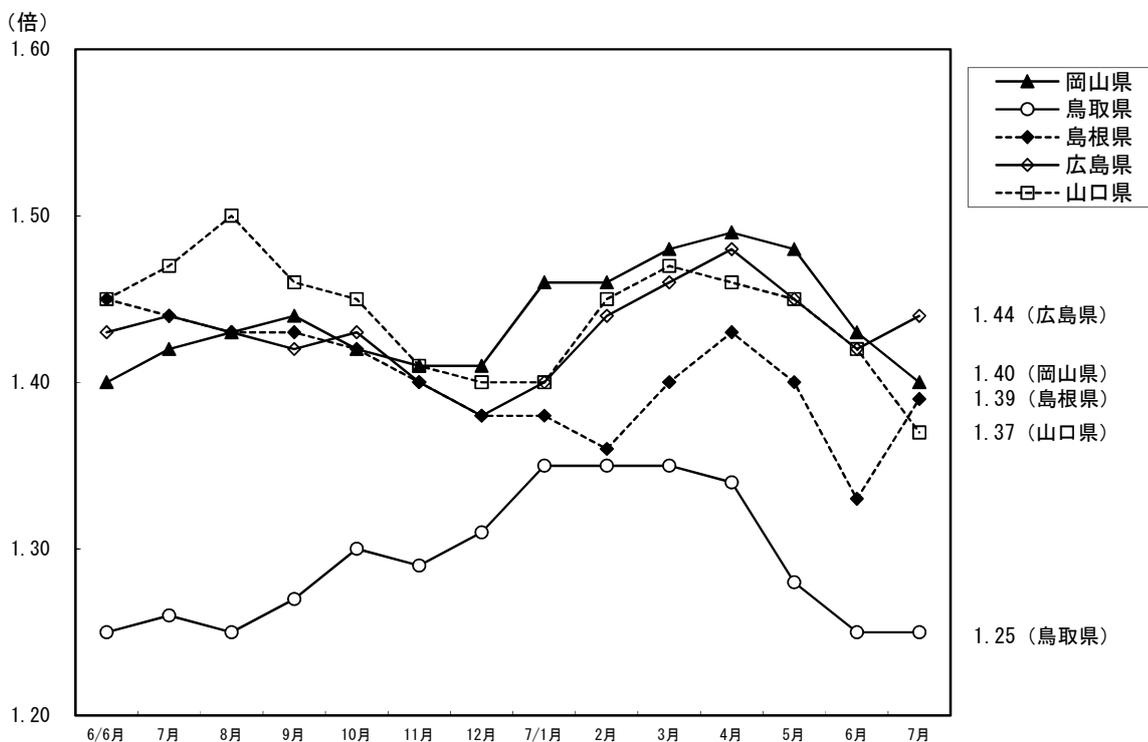
■ ハローワーク別有効求人倍率	1
■ 中国地方の有効求人倍率	1
■ 一般労働市場の動向	2
■ 中高年齢求職者（45歳以上）の動向	4
■ パートタイムの状況	6
■ 正社員求人倍率等の推移	7
■ 新規求職者（常用）の態様別の状況	8
■ 新規求職者（常用）の年齢別の状況	9
■ 産業別・規模別新規求人状況	10
■ 都道府県別有効求人倍率の状況	11
■ 岡山県の就業地別求人状況	11
■ 雇用保険業務状況	12
■ 全国の雇用失業情勢	14

ハローワーク別有効求人倍率7月 原数値

	岡山県計	岡山	津山	倉敷中央	玉野	和気	高梁	笠岡	西大寺
求人倍率	1.40*	1.43	1.37	1.38	1.62	0.91	1.54	1.09	0.93
有効求人	41,023	15,554	4,370	12,656	1,245	1,202	1,204	2,495	2,297
有効求職	30,809	10,857	3,180	9,143	768	1,316	783	2,296	2,466

*岡山県計の求人倍率は季節調整値

中国5県の有効求人倍率 季節調整値



一般労働市場の動向

項目 年度 年月	新 規						有 効					
	求 人		求 職		求人倍率		求 人		求 職		求人倍率	
	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	原数値 (倍)	季調値 (倍)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	原数値 (倍)	季調値 (倍)				
2年度	14,801	-20.6	6,347	-2.8	2.33	—	42,258	-21.6	28,834	6.7	1.47	—
3年度	15,386	3.9	6,443	1.5	2.39	—	43,396	2.7	30,852	7.0	1.41	—
4年度	16,239	5.5	6,420	-0.3	2.53	—	46,567	7.3	30,053	-2.6	1.55	—
5年度	15,728	-3.1	6,294	-2.0	2.50	—	45,273	-2.8	29,639	-1.4	1.53	—
6年度	15,055	-4.3	6,089	-3.3	2.47	—	42,997	-5.0	29,956	1.1	1.44	—
5/4～6	15,766	-0.0	7,257	-2.1	2.17	2.56	44,815	-0.9	31,328	-4.4	1.43	1.56
5/7～9	15,822	-0.8	6,016	-0.8	2.63	2.53	44,872	-2.0	29,744	-1.9	1.51	1.55
5/10～12	15,738	-5.4	5,483	-0.8	2.87	2.50	45,922	-3.5	28,856	0.6	1.59	1.51
6/1～3	15,586	-6.1	6,418	-3.9	2.43	2.41	45,485	-4.6	28,629	0.7	1.59	1.49
6/4～6	14,346	-9.0	7,085	-2.4	2.02	2.35	41,409	-7.6	31,534	0.7	1.31	1.44
6/7～9	14,895	-5.9	5,897	-2.0	2.53	2.46	42,214	-5.9	30,265	1.7	1.39	1.43
6/10～12	15,193	-3.5	5,295	-3.4	2.87	2.47	43,531	-5.2	29,421	2.0	1.48	1.41
7/1～3	15,787	1.3	6,078	-5.3	2.60	2.63	44,836	-1.4	28,606	-0.1	1.57	1.47
7/4～6	14,690	2.4	6,949	-1.9	2.11	2.46	42,614	2.9	31,781	0.8	1.34	1.47
6年4月	15,092	-0.7	8,590	0.1	1.76	2.44	42,113	-5.7	31,266	0.5	1.35	1.47
5月	14,550	-9.5	6,946	-0.9	2.09	2.27	41,852	-5.9	31,935	0.8	1.31	1.45
6月	13,396	-16.3	5,720	-7.4	2.34	2.35	40,261	-11.1	31,402	0.6	1.28	1.40
7月	15,654	0.9	6,227	6.6	2.51	2.49	41,599	-6.9	30,711	2.5	1.35	1.42
8月	14,421	-7.1	5,430	-8.6	2.66	2.45	41,853	-6.0	29,980	1.3	1.40	1.43
9月	14,610	-11.1	6,033	-3.7	2.42	2.44	43,190	-4.9	30,103	1.4	1.43	1.44
10月	16,067	-1.8	6,278	0.1	2.56	2.41	43,561	-5.5	30,606	2.5	1.42	1.42
11月	15,265	-1.8	5,297	-3.5	2.88	2.39	43,736	-5.6	29,716	2.0	1.47	1.41
12月	14,248	-7.0	4,310	-8.1	3.31	2.63	43,295	-4.5	27,940	1.3	1.55	1.41
7年1月	17,504	2.2	6,282	-5.8	2.79	2.68	45,136	-2.4	28,095	0.4	1.61	1.46
2月	15,370	2.4	5,829	-7.8	2.64	2.62	45,035	-1.7	28,502	-0.5	1.58	1.46
3月	14,487	-0.9	6,122	-2.3	2.37	2.59	44,336	-0.1	29,221	-0.1	1.52	1.48
7年4月	15,898	5.3	8,580	-0.1	1.85	2.58	43,145	2.5	31,552	0.9	1.37	1.49
5月	14,768	1.5	6,412	-7.7	2.30	2.37	43,002	2.7	32,010	0.2	1.34	1.48
6月	13,405	0.1	5,856	2.4	2.29	2.43	41,696	3.6	31,782	1.2	1.31	1.43
7月	14,823	-5.3	5,925	-4.8	2.50	2.37	41,023	-1.4	30,809	0.3	1.33	1.40
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
8年1月												
2月												
3月												

注1 計上数及び指数は新規学卒者を除きパートタイムを含む。

注2 年度、四半期の数値は月平均である。

項目 年度 年月	就 職							高 年 齢 求 職 者					
	合 計		就 職 率 (%)	雇用保険受給者		高年齢者		新 規			有 効		
		対前年 増減率 (%)			対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)
2年度	1,974	-11.9	31.1	592	-7.7	505	-9.1	1,927	5.0	30.4	8,976	15.7	31.1
3年度	1,983	0.5	30.8	589	-0.5	537	6.3	2,030	5.4	31.5	10,176	13.4	33.0
4年度	1,931	-2.6	30.1	568	-3.5	561	4.4	2,065	1.7	32.2	9,802	-3.7	32.6
5年度	1,884	-2.4	29.9	563	-0.9	574	2.3	2,179	5.5	34.6	10,101	3.0	34.1
6年度	1,769	-6.1	29.1	533	-5.3	590	2.8	2,219	1.9	36.4	10,670	5.6	35.6
5/4～6	2,018	-3.7	27.8	562	-6.8	612	5.6	2,643	4.9	36.4	10,976	-2.1	35.0
5/7～9	1,769	-4.4	29.4	583	1.8	507	-3.1	1,902	5.1	31.6	9,829	0.9	33.0
5/10～12	1,831	-0.2	33.4	571	3.2	555	1.6	1,853	6.5	33.8	9,684	5.5	33.6
6/1～3	1,917	-1.2	29.9	536	-1.4	621	4.4	2,316	5.7	36.1	9,914	9.2	34.6
6/4～6	1,950	-3.4	27.5	546	-3.0	637	4.1	2,700	2.2	38.1	11,603	5.7	36.8
6/7～9	1,693	-4.3	28.7	547	-6.2	555	9.5	2,046	7.6	34.7	10,566	7.5	34.9
6/10～12	1,718	-6.2	32.4	537	-6.0	568	2.5	1,896	2.4	35.8	10,317	6.5	35.1
7/1～3	1,716	-10.5	28.2	504	-6.0	598	-3.7	2,233	-3.6	36.7	10,194	2.8	35.6
7/4～6	1,900	-2.6	27.3	540	-1.1	666	4.5	2,739	1.4	39.4	12,013	3.5	37.8
6年4月	2,101	3.9	24.5	527	6.7	698	11.0	3,711	6.2	43.2	11,575	6.7	37.0
5月	1,908	-5.5	27.5	551	-4.3	639	4.8	2,425	1.1	34.9	11,733	5.5	36.7
6月	1,842	-8.5	32.2	559	-9.4	575	-3.8	1,965	-3.5	34.4	11,502	4.9	36.6
7月	1,817	1.5	29.2	561	-4.9	620	17.2	2,198	15.8	35.3	10,749	7.2	35.0
8月	1,580	-5.3	29.1	529	-5.0	502	8.2	1,886	1.9	34.7	10,447	7.6	34.8
9月	1,683	-9.0	27.9	550	-8.6	543	2.8	2,053	4.9	34.0	10,503	7.7	34.9
10月	1,827	-6.6	29.1	598	-2.6	614	12.0	2,214	2.1	35.3	10,664	7.6	34.8
11月	1,663	-8.1	31.4	482	-15.9	562	-3.8	1,856	2.0	35.0	10,397	5.8	35.0
12月	1,663	-3.7	38.6	532	0.9	529	-0.6	1,619	3.2	37.6	9,890	6.2	35.4
7年1月	1,405	-8.4	22.4	450	-3.2	496	5.8	2,266	-6.5	36.1	9,947	3.7	35.4
2月	1,783	-13.0	30.6	542	-5.7	604	-8.3	2,111	-8.3	36.2	10,125	2.4	35.5
3月	1,960	-9.5	32.0	519	-8.6	695	-5.4	2,322	4.5	37.9	10,510	2.5	36.0
7年4月	1,990	-5.3	23.2	530	0.6	745	6.7	3,715	0.1	43.3	11,981	3.5	38.0
5月	1,865	-2.3	29.1	533	-3.3	640	0.2	2,409	-0.7	37.6	12,108	3.2	37.8
6月	1,845	0.2	31.5	556	-0.5	613	6.6	2,094	6.6	35.8	11,949	3.9	37.6
7月	1,728	-4.9	29.2	582	3.7	629	1.5	2,111	-4.0	35.6	11,097	3.2	36.0
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
8年1月													
2月													
3月													

注3 高年齢求職者とは55歳以上の求職者である。

注4 高年齢求職者欄の構成比は新規及び有効求職者総数に対する構成比である。

注5 就職率＝就職件数/新規求職者数

中高年齢求職者（45歳以上）の動向

項目 年度 年月	新規求職者						有効求職者			
			55歳以上							
	対前年 増減率 (%)	構成比	対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)	対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)	対前年 増減率 (%)	構成比		
2年度	3,183	3.5	50.1	1,927	5.0	30.4	14,847	14.2	51.5	
3年度	3,320	4.3	51.5	2,030	5.4	31.5	16,508	11.2	53.5	
4年度	3,350	0.9	52.2	2,065	1.7	32.2	15,942	-3.4	53.0	
5年度	3,429	2.4	54.5	2,179	5.5	34.6	16,176	1.5	54.6	
6年度	3,431	0.1	56.3	2,219	1.8	36.4	16,737	3.5	55.9	
5/4～6	4,018	2.2	55.4	2,643	4.9	36.4	17,175	-3.1	54.8	
5/7～9	3,159	4.0	52.5	1,902	5.1	31.6	15,955	0.1	53.6	
5/10～12	2,982	3.6	54.4	1,853	6.6	33.8	15,759	4.4	54.6	
6/1～3	3,558	0.1	55.4	2,316	5.7	36.1	15,814	5.3	55.2	
6/4～6	4,080	1.5	57.6	2,700	2.2	38.1	17,796	3.6	56.4	
6/7～9	3,234	2.4	54.8	2,046	7.6	34.7	16,722	4.8	55.3	
6/10～12	2,961	-0.7	55.9	1,896	2.3	35.8	16,340	3.7	55.5	
7/1～3	3,448	-3.1	56.7	2,233	-3.6	36.7	16,089	1.7	56.2	
7/4～6	4,015	-1.6	57.8	2,739	1.4	39.4	18,128	1.9	57.0	
6年4月	5,249	4.1	61.1	3,711	6.2	43.2	17,718	3.7	56.7	
5月	3,820	1.3	55.0	2,425	1.1	34.9	17,979	3.8	56.3	
6月	3,170	-2.1	55.4	1,965	-3.5	34.4	17,692	3.4	56.3	
7月	3,422	10.7	55.0	2,198	15.8	35.3	16,983	5.3	55.3	
8月	2,961	-4.1	54.5	1,886	1.9	34.7	16,537	4.8	55.2	
9月	3,319	0.7	55.0	2,053	4.9	34.0	16,645	4.3	55.3	
10月	3,481	2.0	55.4	2,214	2.1	35.3	16,961	5.2	55.4	
11月	2,895	-3.3	54.7	1,856	2.0	35.0	16,482	3.2	55.5	
12月	2,507	-1.2	58.2	1,619	3.2	37.6	15,578	2.6	55.8	
7年1月	3,536	-3.9	56.3	2,266	-6.5	36.1	15,760	2.1	56.1	
2月	3,327	-6.0	57.1	2,111	-8.3	36.2	16,050	1.5	56.3	
3月	3,482	0.8	56.9	2,322	4.5	37.9	16,457	1.6	56.3	
7年4月	5,119	-2.5	59.7	3,715	0.1	43.3	18,052	1.9	57.2	
5月	3,662	-4.1	57.1	2,409	-0.7	37.6	18,238	1.4	57.0	
6月	3,264	3.0	55.7	2,094	6.6	35.8	18,093	2.3	56.9	
7月	3,303	-3.5	55.7	2,111	-4.0	35.6	17,265	1.7	56.0	
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

注1 計上数及び指数はパートタイムを含む。

注2 構成比は新規及び有効求職者数に対する構成比である。

項目 年度 年月	有効求職者			就 職						就職率	
	55歳以上			55歳以上						55歳 以上 (%)	
	対前年 増減率 (%)	構成 比 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)			
2年度	8,976	15.7	31.1	969	-7.5	49.1	505	-9.1	25.6	30.4	26.2
3年度	10,176	13.4	33.0	1,004	3.7	50.7	537	6.3	27.1	30.3	26.5
4年度	9,802	-3.7	32.6	1,015	1.1	52.6	561	6.5	29.1	30.3	27.2
5年度	10,101	3.0	34.1	1,022	0.7	54.3	574	2.3	30.5	29.8	26.3
6年度	10,670	5.6	35.6	1,003	-1.8	56.7	590	2.8	33.3	29.2	26.6
5/4～6	10,976	-2.1	35.0	1,090	1.5	54.0	612	5.6	30.3	27.1	23.2
5/7～9	9,829	0.9	33.0	931	-3.3	52.6	507	-3.1	28.7	29.5	26.7
5/10～12	9,686	5.5	33.6	997	1.6	54.5	555	1.6	30.3	33.4	29.9
6/1～3	9,914	9.2	34.6	1,070	2.7	55.8	621	4.4	32.4	30.1	26.8
6/4～6	11,603	5.7	36.8	1,100	0.9	56.4	637	4.1	32.7	27.0	23.6
6/7～9	10,566	7.5	34.9	950	2.0	56.1	555	9.5	32.8	29.4	27.1
6/10～12	10,317	6.5	35.1	969	-2.9	56.4	568	2.5	33.1	32.7	30.0
7/1～3	10,194	2.8	35.6	995	-7.0	58.0	598	-3.7	34.9	28.8	26.8
7/4～6	12,013	3.5	37.8	1,094	-0.5	57.6	666	4.5	35.1	27.2	24.3
6年4月	11,575	6.7	37.0	1,197	6.6	57.0	698	11.0	33.2	22.8	18.8
5月	11,733	5.5	36.7	1,087	-0.4	57.0	639	4.8	33.5	28.5	26.4
6月	11,502	4.9	36.6	1,016	-3.7	55.2	575	-3.8	31.2	32.1	29.3
7月	10,749	7.2	35.0	1,052	9.1	57.9	620	17.2	34.1	30.7	28.2
8月	10,447	7.6	34.8	855	-0.2	54.1	502	8.2	31.8	28.9	26.6
9月	10,503	7.7	34.9	942	-3.2	56.0	543	2.8	32.3	28.4	26.4
10月	10,664	7.6	34.8	1,050	0.6	57.5	614	12.0	33.6	30.2	27.7
11月	10,397	5.7	35.0	964	-4.6	58.0	562	-3.8	33.8	33.3	30.3
12月	9,890	6.1	35.4	892	-4.8	53.6	529	-0.6	31.8	35.6	32.7
7年1月	9,947	3.7	35.4	842	1.6	59.9	496	5.8	35.3	23.8	21.9
2月	10,125	2.4	35.5	1,006	-12.5	56.4	604	-8.3	33.9	30.2	28.6
3月	10,510	2.5	36.0	1,136	-7.7	58.0	695	-5.4	35.5	32.6	29.9
7年4月	11,981	3.5	38.0	1,175	-1.8	59.0	745	6.7	37.4	23.0	20.1
5月	12,108	3.2	37.8	1,065	-2.0	57.1	640	0.2	34.3	29.1	26.6
6月	11,949	3.9	37.6	1,042	2.6	56.5	613	6.6	33.2	31.9	29.3
7月	11,097	3.2	36.0	1,000	-4.9	57.9	629	1.5	36.4	30.3	29.8
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
8年1月											
2月											
3月											

注 就職率＝就職件数/新規求職者数

パートタイムの状況

項目 年度 年月	新 規					有 効					就 職		
	求 人	対前年 増減率 (%)	求 職	対前年 増減率 (%)	求人 倍率 (倍)	求 人	対前年 増減率 (%)	求 職	対前年 増減率 (%)	求人 倍率 (倍)	合 計	対前年 増減率 (%)	就職 率 (%)
2年度	6,309	-19.7	2,219	-0.0	2.84	17,749	-20.9	10,877	9.0	1.63	830	-5.1	37.4
3年度	6,298	-0.2	2,307	4.0	2.73	17,467	-1.6	12,172	11.9	1.44	845	1.8	36.6
4年度	6,786	7.8	2,327	0.9	2.92	19,226	10.1	11,946	-1.9	1.61	845	0.0	36.3
5年度	6,474	-4.6	2,349	0.9	2.76	18,533	-3.6	11,962	0.1	1.55	816	-3.4	34.8
6年度	6,092	-5.9	2,355	0.3	2.59	17,013	-8.2	12,627	5.6	1.35	816	0.0	34.7
5/4～6	6,613	3.1	2,870	-1.3	2.30	18,807	2.9	12,896	-3.8	1.46	896	-3.7	31.2
5/7～9	6,463	-1.3	2,155	2.4	3.00	18,190	-1.9	11,907	-1.1	1.53	716	-9.5	33.2
5/10～12	6,426	-6.4	1,975	2.7	3.25	18,662	-3.2	11,603	2.3	1.61	800	-0.5	40.5
6/1～3	6,393	-12.6	2,396	0.9	2.67	18,473	-11.2	11,441	4.1	1.61	853	-0.1	35.6
6/4～6	5,466	-17.3	2,931	2.1	1.87	15,431	-17.9	13,433	4.2	1.15	902	0.7	30.8
6/7～9	6,041	-6.5	2,199	2.1	2.75	16,607	-8.7	12,611	5.9	1.32	760	6.1	34.6
6/10～12	6,232	-3.0	1,993	0.9	3.13	17,553	-5.9	12,388	6.8	1.42	796	-0.5	39.9
7/1～3	6,628	3.7	2,299	-4.0	2.88	18,462	-0.1	12,078	5.6	1.53	808	-5.3	35.1
7/4～6	5,865	7.3	2,848	-2.8	2.06	16,702	8.2	13,894	3.4	1.20	929	3.1	32.6
6年4月	5,993	-11.8	3,814	4.0	1.57	15,841	-16.3	13,171	4.0	1.20	952	4.3	25.0
5月	5,608	-19.1	2,826	5.6	1.98	15,593	-16.7	13,645	4.6	1.14	899	3.0	31.8
6月	4,797	-21.5	2,152	-5.1	2.23	14,860	-20.9	13,482	3.9	1.10	854	-5.2	39.7
7月	6,815	1.1	2,326	15.3	2.93	16,160	-10.8	12,858	6.9	1.26	829	19.6	35.6
8月	5,613	-11.6	1,914	-7.7	2.93	16,272	-9.6	12,376	4.9	1.31	658	0.6	34.4
9月	5,694	-9.6	2,357	-0.7	2.42	17,389	-5.7	12,599	5.9	1.38	794	-1.0	33.7
10月	6,978	-6.6	2,413	1.0	2.89	17,515	-7.3	12,852	6.5	1.36	855	-1.8	35.4
11月	6,311	3.2	1,991	2.9	3.17	17,607	-6.2	12,573	6.9	1.40	793	-0.3	39.8
12月	5,408	-5.0	1,574	-1.7	3.44	17,536	-4.3	11,738	6.9	1.49	740	0.7	47.0
7年1月	8,509	7.4	2,407	-3.1	3.54	19,180	0.6	11,855	6.9	1.62	625	-3.3	26.0
2月	5,994	2.5	2,149	-7.7	2.79	18,303	-1.7	12,029	5.9	1.52	848	-8.0	39.5
3月	5,382	-0.5	2,342	-1.5	2.30	17,902	0.9	12,349	4.0	1.45	950	-4.1	40.6
7年4月	6,720	12.1	3,675	-3.6	1.83	16,940	6.9	13,655	3.7	1.24	959	0.7	26.1
5月	5,983	6.7	2,651	-6.2	2.26	16,943	8.7	14,068	3.1	1.20	914	1.7	34.5
6月	4,891	2.0	2,217	3.0	2.21	16,222	9.2	13,959	3.5	1.16	915	7.1	41.3
7月	6,011	-11.8	2,136	-8.2	2.81	15,745	-2.6	13,112	2.0	1.20	776	-6.4	36.3
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
8年1月													
2月													
3月													

注1 年度、四半期の数値は月平均である。

注2 就職率＝就職件数/新規求職者数

正社員求人倍率等の推移

項目 年度 年月	新 規					有 効					就 職			全国：正 社員有効 求人倍率 (原数値) (倍)
	正社員求人		求職(常用)		求人倍率 (原数値) (倍)	正社員求人		求職(常用)		求人倍率 (原数値) (倍)	就職件数(充足数)		充足率 (%)	
	対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)			対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)			対前年 増減率 (%)			
2年度	6,981	-18.5	4,116	-4.2	1.70	20,241	-19.3	17,907	5.3	1.13	895	-14.8	12.8	0.83
3年度	7,429	6.4	4,126	0.3	1.80	21,375	5.6	18,642	4.1	1.15	899	0.4	12.1	0.90
4年度	7,735	4.1	4,083	-1.0	1.89	22,520	5.4	18,069	-3.1	1.25	861	-4.2	11.1	1.01
5年度	7,669	-0.8	3,936	-3.6	1.95	22,272	-1.1	17,646	-2.3	1.26	840	-2.5	11.0	1.02
6年度	7,500	-2.2	3,724	-5.4	2.01	21,875	-1.8	17,291	-2.0	1.27	757	-9.9	10.1	1.02
5/7～9	7,857	0.8	3,852	-2.5	2.04	22,502	-0.6	17,803	-2.5	1.26	839	-0.4	10.7	-
5/10～12	7,548	-3.5	3,502	-2.5	2.16	22,533	-2.2	17,222	-0.5	1.31	813	-0.9	10.8	-
6/1～3	7,623	0.2	4,015	-6.6	1.90	22,279	0.6	17,161	-1.4	1.30	836	-3.9	11.0	-
6/4～6	7,485	-2.2	4,148	-5.2	1.80	22,001	1.0	18,071	-1.8	1.22	842	-3.6	11.2	-
6/7～9	7,482	-4.8	3,687	-4.3	2.03	21,709	-3.5	17,613	-1.1	1.23	743	-11.4	9.9	-
6/10～12	7,403	-1.9	3,294	-5.9	2.25	21,745	-3.5	16,992	-1.3	1.28	731	-10.1	9.9	-
7/1～3	7,629	0.1	3,767	-6.2	2.03	22,043	-1.1	16,487	-3.9	1.34	711	-15.0	9.3	-
7/4～6	7,432	-0.7	4,092	-1.3	1.82	21,901	-0.5	17,844	-1.3	1.23	743	-11.8	10.0	-
6年4月	7,637	8.3	4,769	-2.9	1.60	22,231	3.3	18,064	-1.8	1.23	922	5.5	12.1	0.96
5月	7,736	1.7	4,112	-4.9	1.88	22,248	3.1	18,257	-1.8	1.22	813	-6.4	10.5	0.94
6月	7,081	-14.6	3,562	-8.6	1.99	21,524	-3.1	17,891	-1.8	1.20	790	-9.7	11.2	0.96
7月	7,451	0.8	3,888	1.9	1.92	21,544	-3.6	17,816	-0.4	1.21	805	-6.7	10.8	0.99
8月	7,644	-2.3	3,505	-9.0	2.18	21,717	-3.3	17,561	-1.2	1.24	731	-11.0	9.6	1.00
9月	7,350	-12.1	3,668	-5.7	2.00	21,867	-3.7	17,462	-1.7	1.25	693	-16.7	9.4	1.01
10月	7,518	3.3	3,854	-0.6	1.95	21,945	-3.4	17,710	-0.2	1.24	768	-11.9	10.2	1.03
11月	7,516	-3.5	3,297	-7.1	2.28	21,835	-4.4	17,101	-1.4	1.28	694	-11.0	9.2	1.06
12月	7,175	-5.3	2,731	-11.3	2.63	21,456	-2.6	16,165	-2.4	1.33	731	-7.2	10.2	1.11
7年1月	7,475	-1.3	3,859	-7.7	1.94	21,693	-2.5	16,198	-4.0	1.34	628	-12.8	8.4	1.08
2月	7,949	3.5	3,674	-7.8	2.16	22,299	0.0	16,434	-4.8	1.36	705	-19.2	8.9	1.07
3月	7,464	-1.9	3,768	-2.8	1.98	22,138	-0.6	16,829	-3.0	1.32	799	-12.7	10.7	1.05
7年4月	7,629	-0.1	4,891	2.6	1.56	22,070	-0.7	17,853	-1.2	1.24	791	-14.2	10.4	0.99
5月	7,640	-1.2	3,756	-8.7	2.03	22,060	-0.8	17,899	-2.0	1.23	728	-10.5	9.5	0.98
6月	7,027	-0.8	3,629	1.9	1.94	21,572	0.2	17,780	-0.6	1.21	709	-10.3	10.1	0.98
7月	7,356	-1.3	3,781	-2.8	1.95	21,440	-0.5	17,658	-0.9	1.21	743	-7.7	10.1	1.00
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
8年1月														
2月														
3月														

注1 正社員の求人倍率は、正社員の求人数をパートタイムを除く常用の求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員求人倍率より低い数値となる。

注2 充足率＝就職件数(充足数)／新規正社員求人数

新規求職者（常用）の態様別の状況（パートタイムを含む）

項目 年度 年月	新規求職者計		在職者		離職者		雇用形態別						無業者		家事、育児従事者		その他	
	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	定年		事業主都合・ 雇用期間満了		自己都合		対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)		
					対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)										
2年度	6,315	-2.8	1,732	-7.5	4,030	1.0	180	15.7	981	19.4	2,791	-5.2	554	-13.1	207	-4.4	347	-17.5
3年度	6,412	1.5	1,855	7.1	3,967	-1.6	187	3.7	829	-15.5	2,843	1.9	590	6.5	204	-1.2	386	11.1
4年度	6,389	-0.4	1,815	-2.1	3,995	0.7	176	-5.8	780	-5.9	2,942	3.5	579	-1.8	192	-6.3	388	0.5
5年度	6,269	-1.9	1,792	-1.3	3,929	-1.7	177	0.6	797	2.1	2,864	-2.7	548	-5.3	189	-1.2	359	-7.4
6年度	6,063	-3.3	1,686	-5.9	3,829	-2.5	171	-3.1	829	4.1	2,748	-4.0	548	-0.1	179	-5.5	369	2.7
5/4～6	7,222	-2.1	1,750	-1.0	4,859	-1.0	272	-4.0	1,153	3.1	3,322	-2.2	613	-12.3	218	-4.2	395	-16.3
5/7～9	5,993	-0.7	1,719	-0.2	3,752	-0.1	141	5.5	713	4.1	2,808	-1.1	521	-6.5	194	3.6	327	-11.6
5/10～12	5,464	-0.6	1,631	-0.6	3,342	-1.7	130	7.1	642	3.5	2,498	-2.9	492	7.3	170	6.5	322	7.7
6/1～3	6,397	-3.8	2,067	-2.9	3,762	-4.0	164	-0.2	679	-2.5	2,827	-4.5	567	-5.6	175	-8.5	392	-4.2
6/4～6	7,056	-2.3	1,735	-0.8	4,677	-3.7	263	-3.1	1,171	1.6	3,153	-5.1	644	5.0	217	-0.6	427	8.1
6/7～9	5,872	-2.0	1,593	-7.3	3,773	0.6	147	4.5	811	13.8	2,730	-2.8	506	-3.0	172	-11.3	333	1.9
6/10～12	5,274	-3.5	1,542	-5.4	3,237	-3.1	132	1.0	628	-2.2	2,412	-3.5	495	0.7	155	-8.8	341	5.8
7/1～3	6,050	-5.4	1,875	-9.3	3,630	-3.5	143	-12.8	708	4.2	2,698	-4.6	546	-3.8	172	-1.7	374	-4.7
7/4～6	6,918	-2.0	1,625	-6.4	4,639	-0.8	283	7.6	1,070	-8.6	3,199	1.5	654	1.6	176	-18.8	478	11.9
6年4月	8,548	0.1	1,692	-0.1	6,151	-0.4	452	3.9	1,786	7.7	3,805	-3.3	705	4.4	212	-12.0	493	13.6
5月	6,916	-1.0	1,783	2.0	4,443	-3.9	204	-11.3	1,044	-4.3	3,099	-3.3	690	12.6	242	2.1	448	19.1
6月	5,703	-7.1	1,731	-4.3	3,436	-9.1	134	-10.7	682	-3.7	2,554	-9.6	536	-2.7	196	11.4	340	-9.3
7月	6,193	6.5	1,668	2.1	4,049	9.8	155	10.7	982	29.6	2,820	4.6	476	-4.2	146	-16.6	330	2.5
8月	5,412	-8.4	1,545	-10.4	3,428	-7.0	146	-5.8	701	1.9	2,491	-9.7	439	-11.7	149	-19.5	290	-7.1
9月	6,012	-3.8	1,567	-12.9	3,843	-1.0	140	10.2	751	8.5	2,879	-2.9	602	5.6	222	-0.4	380	9.5
10月	6,253	0.1	1,654	-4.9	3,999	2.3	161	-1.2	795	3.7	2,971	2.6	600	0.2	198	-12.4	402	7.8
11月	5,274	-3.6	1,603	-0.8	3,148	-6.2	120	-0.8	568	-13.3	2,385	-4.7	523	4.6	156	-15.7	367	16.5
12月	4,296	-8.0	1,370	-10.9	2,563	-7.1	114	6.5	520	3.2	1,879	-10.3	363	-3.5	110	12.2	253	-9.0
7年1月	6,250	-5.9	1,779	-11.5	3,925	-4.5	154	-9.9	766	6.1	2,918	-6.8	546	4.2	183	5.2	363	3.7
2月	5,812	-7.8	1,929	-10.7	3,377	-5.3	129	-13.4	641	-0.2	2,527	-5.8	506	-12.6	170	-5.0	336	-16.0
3月	6,089	-2.4	1,916	-5.7	3,587	-0.6	147	-15.0	716	6.4	2,649	-0.7	586	-2.2	164	-5.2	422	-0.9
7年4月	8,544	-0.0	1,646	-2.7	6,086	-1.1	470	4.0	1,630	-8.7	3,904	2.6	812	15.2	192	-9.4	620	25.8
5月	6,383	-7.7	1,603	-10.1	4,155	-6.5	219	7.4	888	-14.9	2,963	-4.4	625	-9.4	198	-18.2	427	-4.7
6月	5,827	2.2	1,626	-6.1	3,677	7.0	161	20.1	692	1.5	2,730	6.9	524	-2.2	138	-29.6	386	13.5
7月	5,894	-4.8	1,596	-4.3	3,826	-5.5	149	-3.9	752	-23.4	2,846	0.9	472	-0.8	124	-15.1	348	5.5
8月																		
9月																		
10月																		
11月																		
12月																		
8年1月																		
2月																		
3月																		

注1 「新規求職者（常用）」とは、雇用期間の定めのない雇用、又は4ヶ月以上の雇用を希望する者（季節的な労働を除く）をいう。

注2 離職者には、離職理由が不明の者などがあるため、定年、事業主都合、自己都合の合計とは必ずしも一致しない。

新規求職者（常用）の年齢別の状況（パートタイムを含む）

項目	24歳以下		25～34歳		35～44歳		45～54歳		55～64歳		65歳以上		計	
	年度 年月	対前年 増減率 (%)												
2年度	677	-10.7	1,306	-6.9	1,167	-8.7	1,250	1.0	1,091	4.3	825	6.1	6,315	-2.8
3年度	699	3.3	1,266	-3.1	1,144	-2.0	1,285	2.8	1,088	-0.2	930	12.7	6,412	1.5
4年度	668	-4.5	1,272	0.5	1,118	-2.3	1,278	-0.5	1,103	1.4	950	2.2	6,389	-0.4
5年度	598	-10.5	1,188	-6.7	1,070	-4.3	1,245	-2.6	1,136	3.0	1,033	8.7	6,269	-1.9
6年度	553	-7.5	1,076	-9.4	1,019	-4.8	1,207	-3.1	1,159	2.0	1,050	1.7	6,063	-3.3
5/4～6	675	-11.5	1,327	-6.9	1,222	-4.3	1,369	-2.4	1,295	3.8	1,332	6.0	7,222	-2.1
5/7～9	586	-11.6	1,210	-4.1	1,051	-3.4	1,252	2.5	1,044	2.4	850	8.7	5,993	-0.7
5/10～12	517	-10.8	1,045	-5.9	934	-1.4	1,123	-0.8	1,009	6.2	835	7.4	5,464	-0.6
6/1～3	612	-8.1	1,168	-9.6	1,070	-7.5	1,237	-8.7	1,196	0.1	1,113	13.0	6,397	-3.8
6/4～6	628	-7.0	1,238	-6.7	1,127	-7.8	1,374	0.3	1,334	3.0	1,355	1.7	7,056	-2.3
6/7～9	568	-3.1	1,080	-10.7	1,004	-4.4	1,184	-5.4	1,107	6.0	928	9.3	5,872	-2.0
6/10～12	490	-5.2	932	-10.8	902	-3.5	1,062	-5.5	1,027	1.8	861	3.2	5,274	-3.5
7/1～3	524	-14.4	1,053	-9.9	1,042	-2.7	1,209	-2.2	1,167	-2.4	1,055	-5.2	6,050	-5.4
7/4～6	617	-1.8	1,192	-3.7	1,111	-1.4	1,272	-7.4	1,329	-0.3	1,396	3.0	6,918	-2.0
6年4月	722	0.4	1,355	-8.3	1,250	-6.3	1,530	-0.8	1,664	7.6	2,027	5.5	8,548	0.1
5月	635	-6.3	1,282	-2.8	1,193	-2.7	1,391	1.6	1,251	-0.6	1,164	2.6	6,916	-1.0
6月	528	-16.1	1,077	-9.0	937	-15.4	1,201	0.3	1,086	0.5	874	-7.1	5,703	-7.1
7月	610	5.2	1,118	-6.0	1,064	9.4	1,221	3.1	1,181	11.4	999	20.2	6,193	6.5
8月	537	-8.5	1,026	-14.1	897	-14.9	1,072	-13.3	1,076	6.4	804	-2.9	5,412	-8.4
9月	558	-5.7	1,096	-12.1	1,052	-6.6	1,260	-5.6	1,064	0.3	982	10.3	6,012	-3.8
10月	623	5.6	1,103	-5.2	1,061	-3.5	1,265	2.1	1,150	-0.3	1,051	4.7	6,253	0.1
11月	480	-6.8	968	-11.2	943	6.6	1,035	-11.5	1,030	2.4	818	1.2	5,274	-3.6
12月	368	-17.7	725	-17.8	701	-14.4	885	-8.0	902	3.9	715	3.2	4,296	-8.0
7年1月	535	-13.4	1,091	-11.3	1,107	-2.8	1,266	1.1	1,192	-2.0	1,059	-11.0	6,250	-5.9
2月	489	-16.6	990	-11.6	1,017	-4.4	1,211	-1.8	1,132	-9.6	973	-7.3	5,812	-7.8
3月	548	-13.4	1,077	-6.8	1,001	-0.7	1,151	-6.1	1,178	5.3	1,134	3.2	6,089	-2.4
7年4月	725	0.4	1,462	7.9	1,254	0.3	1,404	-8.2	1,644	-1.2	2,055	1.4	8,544	-0.0
5月	577	-9.1	1,072	-16.4	1,092	-8.5	1,249	-10.2	1,224	-2.2	1,169	0.4	6,383	-7.7
6月	549	4.0	1,043	-3.2	988	5.4	1,164	-3.1	1,119	3.0	964	10.3	5,827	2.2
7月	548	-10.2	1,103	-1.3	960	-9.8	1,187	-2.8	1,118	-5.3	978	-2.1	5,894	-4.8
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
8年1月														
2月														
3月														

産業別・規模別新規求人状況

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
 令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

項目	年度(月平均)		6年			7年			対前年度・前年同月増減率(%)				前年同月 比 実数	
	5年度	6年度	5月	6月	7月	5月	6月	7月	6年度	7/5月	6月	7月		
A・B 農・林・漁業	120	111	148	88	131	106	92	124	-7.5	-28.4	4.5	-5.3	▲ 7	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	8	7	5	3	8	9	7	6	-11.9	80.0	133.3	-25.0	▲ 2	
D 建設業	1,369	1,278	1,215	1,331	1,277	1,347	1,316	1,251	-6.6	10.9	-1.1	-2.0	▲ 26	
E 製造業	1,808	1,700	1,624	1,560	1,756	1,571	1,627	1,696	-6.0	-3.3	4.3	-3.4	▲ 60	
(09) 食料品	259	250	226	196	256	245	168	338	-3.5	8.4	-14.3	32.0	82	
(10) 飲料・たばこ・飼料	22	24	22	25	31	16	21	4	9.2	-27.3	-16.0	-87.1	▲ 27	
(11) 繊維	255	207	220	160	243	145	197	227	-18.7	-34.1	23.1	-6.6	▲ 16	
(12) 木材・木製品	30	24	26	22	25	20	16	22	-18.5	-23.1	-27.3	-12.0	▲ 3	
(13) 家具・装備品	27	33	10	41	41	18	45	25	20.6	80.0	9.8	-39.0	▲ 16	
(14) パルプ・紙・紙加工品	34	36	39	52	32	21	32	37	5.1	-46.2	-38.5	15.6	5	
(15) 印刷・同関連業	40	36	28	36	39	36	28	29	-10.2	28.6	-22.2	-25.6	▲ 10	
(16) 化学工業	80	74	124	63	56	108	72	43	-7.7	-12.9	14.3	-23.2	▲ 13	
(17) 石油製品・石炭製品	10	6	9	16	3	7	2	1	-42.2	-22.2	-87.5	-66.7	▲ 2	
(18) プラスチック製品	85	88	97	71	100	60	93	105	3.9	-38.1	31.0	5.0	5	
(19) ゴム製品	42	44	41	22	70	37	52	45	4.4	-9.8	136.4	-35.7	▲ 25	
(21) 窯業・土石製品	85	87	57	97	66	105	96	68	2.6	84.2	-1.0	3.0	2	
(22) 鉄鋼	77	81	54	75	93	77	107	98	5.9	42.6	42.7	5.4	5	
(23) 非鉄金属	29	29	19	52	23	13	21	30	-0.3	-31.6	-59.6	30.4	7	
(24) 金属製品	166	158	163	134	164	154	133	181	-5.0	-5.5	-0.7	10.4	17	
(25) はん用機械器具	116	105	136	75	97	108	67	123	-9.7	-20.6	-10.7	26.8	26	
(26) 生産用機械器具	117	95	76	94	109	116	93	73	-18.2	52.6	-1.1	-33.0	▲ 36	
(27) 業務用機械器具	14	16	17	12	5	17	6	7	13.3	0.0	-50.0	40.0	2	
(28) 電子部品・デバイス・電子回路	20	21	18	19	21	26	43	7	5.0	44.4	126.3	-66.7	▲ 14	
(29) 電気機械器具	90	94	59	120	97	57	139	61	4.0	-3.4	15.8	-37.1	▲ 36	
(30) 情報通信機械器具	6	13	3	3	20	35	3	2	126.5	1,066.7	0.0	-90.0	▲ 18	
(31) 輸送用機械器具	184	164	165	156	142	132	188	149	-10.9	-20.0	20.5	4.9	7	
(20・32) その他	23	18	15	19	23	18	5	21	-21.9	20.0	-73.7	-8.7	▲ 2	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	19	11	7	17	29	15	24	120.0	163.6	114.3	41.2	7	
G 情報通信業	144	117	118	124	130	124	105	76	-18.9	5.1	-15.3	-41.5	▲ 54	
H 運輸業、郵便業	1,048	1,101	1,261	956	1,035	1,330	973	998	5.0	5.5	1.8	-3.6	▲ 37	
I 卸売業・小売業	3,418	3,206	3,171	2,775	3,327	3,376	3,064	3,188	-6.2	6.5	10.4	-4.2	▲ 139	
(50~55) 卸売業	440	413	449	360	355	394	392	389	-6.3	-12.2	8.9	9.6	34	
(56~61) 小売業	2,977	2,793	2,722	2,415	2,972	2,982	2,672	2,799	-6.2	9.6	10.6	-5.8	▲ 173	
J 金融・保険業	65	60	42	62	62	114	57	42	-7.5	171.4	-8.1	-32.3	▲ 20	
K 不動産業、物品賃貸業	210	193	167	238	175	155	195	192	-7.8	-7.2	-18.1	9.7	17	
L 学術研究、専門・技術サービス業	220	230	201	258	208	231	219	254	4.4	14.9	-15.1	22.1	46	
M 宿泊業、飲食サービス業	822	866	786	607	1,120	707	705	1,000	5.4	-10.1	16.1	-10.7	▲ 120	
(76) 飲食店	322	274	322	233	273	255	246	329	-15.0	-20.8	5.6	20.5	56	
N 生活関連サービス業、娯楽業	409	355	405	429	368	305	326	358	-13.1	-24.7	-24.0	-2.7	▲ 10	
O 教育、学習支援業	157	146	131	103	152	142	120	143	-7.1	8.4	16.5	-5.9	▲ 9	
P 医療、福祉	4,255	4,128	4,003	3,690	4,642	3,836	3,405	4,227	-3.0	-4.2	-7.7	-8.9	▲ 415	
(83) 医療業	1,301	1,249	1,215	1,228	1,349	1,198	1,202	1,287	-4.0	-1.4	-2.1	-4.6	▲ 62	
(85) 社会保険・社会福祉・介護事業	2,939	2,866	2,777	2,448	3,286	2,637	2,193	2,926	-2.5	-5.0	-10.4	-11.0	▲ 360	
Q 複合サービス事業	50	59	105	51	39	155	47	75	18.1	47.6	-7.8	92.3	36	
R サービス業（他に分類されないもの）	1,096	999	982	957	1,008	1,078	972	962	-8.8	9.8	1.6	-4.6	▲ 46	
(91) 職業紹介・労働者派遣業	101	83	51	130	97	54	103	63	-17.5	5.9	-20.8	-35.1	▲ 34	
(92) その他の事業サービス業	688	621	626	514	621	684	608	552	-9.7	9.3	18.3	-11.1	▲ 69	
S・T 公務、その他	522	481	175	157	199	153	160	207	-7.9	-12.6	1.9	4.0	8	
合計	15,728	15,055	14,550	13,396	15,654	14,768	13,405	14,823	-4.3	1.5	0.1	-5.3	▲ 831	
規模別	0~29人	9,514	9,403	9,446	8,729	9,617	9,486	8,486	9,176	-1.2	0.4	-2.8	-4.6	▲ 441
	30~99人	4,300	3,842	3,515	3,042	4,319	3,756	3,092	4,015	-10.6	6.9	1.6	-7.0	▲ 304
	100~299人	1,140	1,076	946	1,148	998	948	1,203	1,030	-5.6	0.2	4.8	3.2	32
	300~499人	312	298	302	239	363	245	250	247	-4.7	-18.9	4.6	-32.0	▲ 116
	500~999人	180	178	215	95	171	195	165	149	-1.6	-9.3	73.7	-12.9	▲ 22
	1000人以上	281	259	126	143	186	138	209	206	-8.0	8.3	9.5	10.8	20

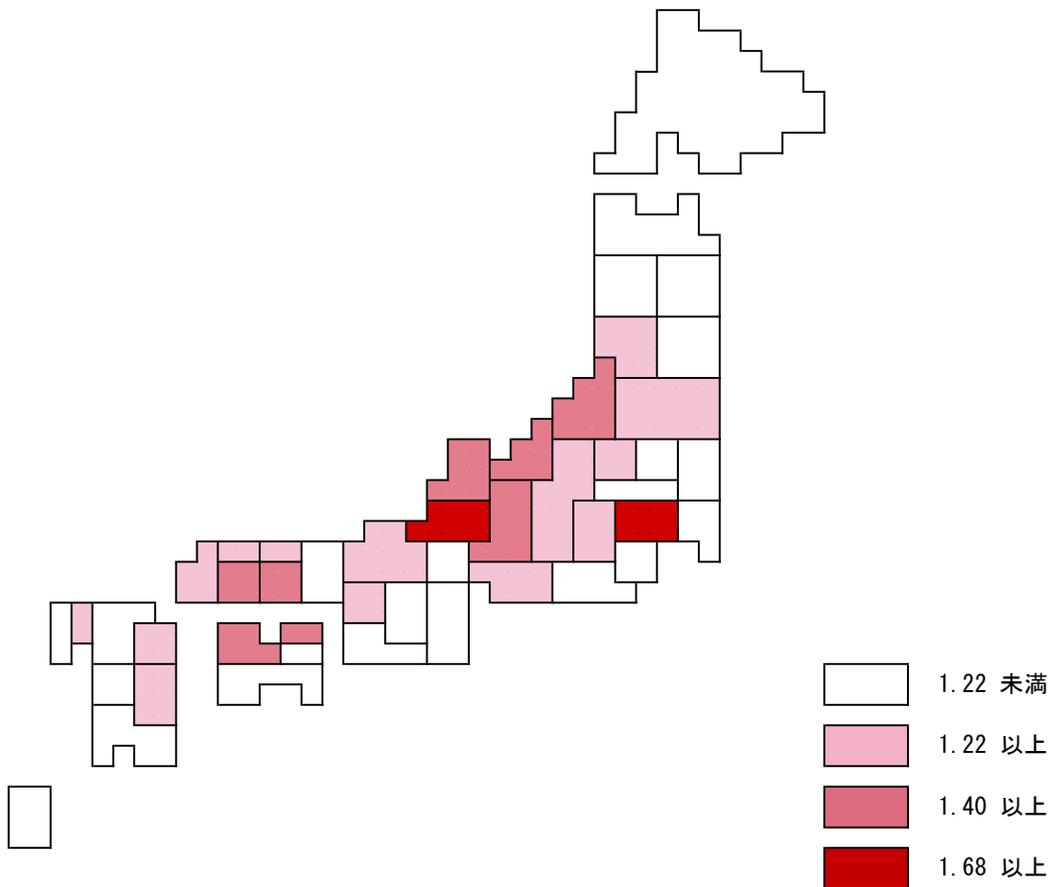
注1 計上数はパートタイムを含む。

注2 規模別欄は、事業所の従業員数に基づき計上している。

注3 対前年度増減率は、年度計に基づき計上している。

都道府県別有効求人倍率の状況(7月) 全国 1.22

1位	福井県	1.72	13位	山形県	1.29	25位	秋田県	1.21	37位	青森県	1.10
2位	東京都	1.68	13位	京都府	1.29	26位	茨城県	1.18	38位	高知県	1.07
3位	石川県	1.60	15位	福島県	1.28	26位	徳島県	1.18	38位	鹿児島県	1.07
4位	富山県	1.52	15位	山梨県	1.28	28位	宮城県	1.17	40位	滋賀県	1.06
5位	香川県	1.49	15位	長野県	1.28	28位	福岡県	1.17	41位	静岡県	1.05
6位	岐阜県	1.47	18位	群馬県	1.27	28位	熊本県	1.17	42位	埼玉県	1.02
7位	愛媛県	1.45	18位	愛知県	1.27	31位	栃木県	1.16	43位	千葉県	1.00
8位	広島県	1.44	18位	佐賀県	1.27	31位	三重県	1.16	44位	沖縄県	0.99
9位	新潟県	1.42	21位	鳥取県	1.25	33位	岩手県	1.15	45位	北海道	0.98
10位	岡山県	1.40	21位	大分県	1.25	33位	奈良県	1.15	46位	兵庫県	0.97
11位	島根県	1.39	23位	大阪府	1.22	35位	長崎県	1.14	47位	神奈川県	0.84
12位	山口県	1.37	23位	宮崎県	1.22	36位	和歌山県	1.12			



岡山県の“就業地別” 求人状況

	6/7月	8月	9月	10月	11月	12月	7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
新規求人 (原数値)	15,013	14,099	14,497	15,831	14,813	13,933	17,004	15,292	14,068	15,629	14,794	13,593	14,910
有効求人 (原数値)	42,237	41,311	41,946	42,724	43,104	42,426	43,989	44,358	43,564	42,548	42,297	41,596	41,316
有効求人倍率 (季節調整値)	1.44	1.42	1.42	1.42	1.40	1.39	1.42	1.43	1.44	1.46	1.44	1.40	1.40

注 計上数及び指数は新規学卒者を除きパートタイムを含む。

雇用保険業務状況

項目 年度 年月	① 適用事業所数		② 被保険者数		③ 資格取得者数			④ 資格喪失者数		
		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)	取得 率 (%)		対前年 増減率 (%)	喪失 率 (%)
2年度	34,513	1.6	607,646	0.6	8,099	-11.2	1.33	7,914	-5.3	1.29
3年度	34,986	1.4	603,836	-0.6	7,694	-5.0	1.27	7,813	-1.3	1.28
4年度	35,314	0.9	601,199	-0.4	8,197	6.5	1.36	8,249	5.6	1.35
5年度	35,350	0.1	600,348	-0.1	8,223	0.3	1.37	8,125	-1.5	1.34
6年度	35,294	-0.2	600,002	-0.1	7,865	-4.3	1.31	8,027	-1.2	1.32
5/4～6	35,406	0.4	599,434	-0.7	12,669	-0.1	2.11	10,870	1.0	1.78
5/7～9	35,376	0.2	601,672	-0.3	6,913	0.6	1.15	7,320	-6.0	1.20
5/10～12	35,272	-0.1	600,934	0.1	6,877	2.9	1.14	6,865	-2.2	1.13
6/1～3	35,347	-0.1	599,352	0.4	6,432	-1.8	1.07	7,444	0.1	1.23
6/4～6	35,364	-0.1	602,168	0.5	12,252	-3.3	2.03	10,648	-2.0	1.74
6/7～9	35,343	-0.1	601,320	-0.1	6,549	-5.3	1.09	7,582	3.6	1.25
6/10～12	35,184	-0.3	599,163	-0.3	6,456	-6.1	1.08	6,675	-2.8	1.10
7/1～3	35,284	-0.2	597,358	-0.3	6,205	-3.5	1.04	7,202	-3.2	1.19
7/4～6	35,328	-0.1	600,065	-0.3	11,874	-3.1	1.98	10,302	-3.2	1.69
6年4月	35,390	-0.1	600,022	1.0	18,572	23.2	3.10	17,152	-0.4	2.78
5月	35,348	-0.2	603,193	0.2	11,213	-26.4	1.86	8,023	0.0	1.31
6月	35,354	-0.1	603,289	0.2	6,972	-9.4	1.16	6,769	-8.1	1.11
7月	35,414	-0.1	602,346	0.0	7,289	1.4	1.21	8,254	11.2	1.35
8月	35,439	-0.1	601,309	-0.1	6,095	-8.9	1.01	7,125	-1.7	1.17
9月	35,175	-0.2	600,305	-0.1	6,262	-8.8	1.04	7,366	1.0	1.21
10月	35,178	-0.3	598,694	-0.2	7,446	0.1	1.24	8,952	6.7	1.47
11月	35,184	-0.2	599,172	-0.3	6,386	-9.2	1.07	5,930	-9.4	0.98
12月	35,189	-0.2	599,624	-0.4	5,536	-10.1	0.92	5,142	-9.1	0.85
7年1月	35,254	-0.2	597,834	-0.3	6,222	-1.2	1.04	8,212	-0.9	1.36
2月	35,290	-0.2	597,527	-0.3	6,038	-4.6	1.01	6,348	-6.2	1.05
3月	35,309	-0.2	596,713	-0.3	6,354	-4.7	1.06	7,046	-3.1	1.17
7年4月	35,313	-0.2	597,913	-0.4	17,963	-3.3	3.00	16,626	-3.1	2.71
5月	35,345	-0.0	601,070	-0.4	10,762	-4.0	1.79	7,540	-6.0	1.24
6月	35,327	-0.1	601,213	-0.3	6,896	-1.1	1.15	6,740	-0.4	1.11
7月	35,337	-0.2	600,622	-0.3	7,022	-3.7	1.17	7,514	-9.0	1.24
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

注1 各年度、四半期の数値は月平均である。

注2 ②の各月の数値は月末現在である。

取得率=③/②×100 喪失率=④/(②+④)×100

項目 年度 年月	④のうち			⑥			⑦		⑧			⑨ 受給率 (%)
	⑤ 解 雇			受給資格決定件数 (一般)			初回受給者数 (一般・基本分)		受給者実人員 (一般・基本分)			
	対前年 増減率 (%)	解雇 率 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)		対前年 増減率 (%)		対前年 増減率 (%)	構成比 (%)		
2年度	478	24.0	6.0	1,905	4.0	30.0	1,532	0.7	6,533	0.2	22.7	1.1
3年度	382	-20.2	4.9	1,736	-8.9	26.9	1,456	-5.0	6,722	2.9	21.8	1.1
4年度	349	-8.6	4.2	1,762	1.5	27.4	1,430	-1.8	6,238	-7.2	20.8	1.0
5年度	381	9.0	4.7	1,742	-1.1	27.1	1,442	0.8	6,321	1.3	21.0	1.0
6年度	423	11.0	5.3	1,708	-2.0	28.1	1,433	-0.6	6,558	3.7	21.9	1.1
5/4～6	600	39.1	5.5	2,299	3.8	31.7	1,783	6.4	6,179	1.1	19.7	1.0
5/7～9	325	6.9	4.4	1,644	0.2	27.3	1,487	1.6	6,981	1.5	23.5	1.1
5/10～12	270	-18.6	3.9	1,477	-5.0	26.9	1,345	-0.7	6,410	4.1	22.2	1.1
6/1～3	328	-0.7	4.4	1,549	-5.4	24.1	1,152	-6.0	5,714	-1.6	20.0	0.9
6/4～6	606	1.0	5.7	2,203	-4.2	31.1	1,727	-3.1	6,197	0.3	19.7	1.0
6/7～9	401	23.3	5.3	1,676	2.0	28.4	1,567	5.4	7,289	4.4	24.1	1.2
6/10～12	300	11.2	4.5	1,454	-1.5	27.5	1,323	-1.6	6,692	4.4	22.7	1.1
7/1～3	384	17.0	5.3	1,499	-3.2	24.7	1,116	-3.1	6,054	6.0	21.2	1.0
7/4～6	458	-24.4	4.4	2,149	-2.5	30.9	1,740	0.8	6,414	3.5	20.2	1.1
6年4月	956	-1.7	5.6	2,522	1.4	29.4	1,689	17.6	5,807	6.6	18.6	1.0
5月	417	-13.1	5.2	2,535	-0.7	36.5	1,963	-7.4	6,293	-0.9	19.7	1.0
6月	445	28.2	6.6	1,552	-16.4	27.1	1,528	-14.7	6,491	-3.6	20.7	1.1
7月	608	70.3	7.4	1,846	12.6	29.6	1,994	24.8	7,430	6.6	24.2	1.2
8月	267	-15.2	3.7	1,606	-2.5	29.6	1,461	-12.3	7,269	0.7	24.2	1.2
9月	327	7.9	4.4	1,576	-4.2	26.1	1,246	4.0	7,167	6.1	23.8	1.2
10月	287	-9.2	3.2	1,864	3.0	29.7	1,543	10.5	7,078	4.6	23.1	1.2
11月	267	1.5	4.5	1,440	-1.6	27.2	1,288	-15.3	6,548	1.1	22.0	1.1
12月	346	50.4	6.7	1,059	-8.5	24.6	1,139	2.1	6,449	7.7	23.1	1.1
7年1月	400	6.7	4.9	1,576	-7.7	25.1	1,240	0.6	6,480	5.9	23.1	1.1
2月	298	26.8	4.7	1,444	-3.4	24.8	1,093	-10.2	5,907	4.1	20.7	1.0
3月	453	21.1	6.4	1,477	2.3	24.1	1,016	1.0	5,774	8.0	19.8	1.0
7年4月	760	-20.5	4.6	2,366	-6.2	27.6	1,621	-4.0	5,891	1.4	18.7	1.0
5月	303	-27.3	4.0	2,393	-5.6	37.3	1,798	-8.4	6,352	0.9	19.8	1.0
6月	311	-30.1	4.6	1,687	8.7	28.8	1,800	17.8	7,000	7.8	22.0	1.2
7月	368	-39.5	4.9	1,726	-6.5	29.1	2,467	23.7	8,023	8.0	26.0	1.3
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
8年1月												
2月												
3月												

解雇率=⑤/④×100 ⑥の構成比=⑥/新規求職申込件数×100

⑧の構成比=⑧/有効求職者数×100 ⑨=⑧/(②+⑧)×100

全国の雇用失業情勢

項目 年度 年月	就業者数 (万人)		雇用者数 (万人)		完全 失業者 (万人)	完全 失業率 (%)	常用労働者数 対前年増減率 (%)		雇用保険受給者実人員 (千人)			
	対前年 増減率 (%)	対前年 増減率 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	対前年 増減率 (%)			岡山県 (人)	対前年 増減率 (%)				
2年度	6,664	-1.0	5,962	-1.0	198	2.9	0.7	—	476	23.0	6,533	0.2
3年度	6,706	0.1	6,013	0.3	191	2.8	1.1	—	434	-8.7	6,722	2.9
4年度	6,728	0.3	6,048	0.6	178	2.6	1.2	—	405	-6.7	6,238	-7.2
5年度	6,756	0.4	6,089	0.7	178	2.6	1.8	—	423	4.4	6,321	1.3
6年度	6,793	0.5	6,141	0.9	175	2.5	1.2	—	427	0.9	6,558	3.7
6年4月	6,750	0.1	6,087	0.5	193	2.6	1.2	0.8	393	6.5	5,807	6.6
5月	6,766	0.3	6,096	0.5	193	2.6	1.3	0.6	431	4.4	6,293	-0.9
6月	6,822	0.5	6,139	0.5	181	2.5	1.1	0.6	433	-1.1	6,491	-3.6
7月	6,795	0.3	6,113	0.5	188	2.6	1.2	1.5	487	4.7	7,430	6.6
8月	6,815	0.6	6,140	0.9	175	2.5	1.2	0.8	472	-2.7	7,269	0.7
9月	6,814	0.4	6,149	0.4	173	2.4	1.0	1.5	459	1.3	7,167	6.1
10月	6,813	0.6	6,166	1.3	170	2.5	1.0	1.0	450	-0.4	7,078	4.6
11月	6,814	0.5	6,167	1.1	164	2.5	0.9	1.2	414	-2.8	6,548	1.1
12月	6,811	0.8	6,181	1.1	154	2.5	0.9	0.8	412	1.7	6,449	7.7
7年1月	6,779	1.0	6,163	1.4	163	2.5	1.7	2.3	410	0.7	6,480	5.9
2月	6,768	0.6	6,152	1.1	165	2.4	1.6	1.3	390	-0.5	5,907	4.1
3月	6,770	0.7	6,138	1.0	180	2.5	1.7	2.3	379	0.8	5,774	8.0
7年4月	6,796	0.7	6,151	1.1	188	2.5	1.7	1.8	395	0.5	5,891	1.4
5月	6,838	1.1	6,174	1.3	183	2.5	1.7	2.8	421	-2.3	6,352	0.9
6月	6,873	0.7	6,205	1.1	176	2.5			456	5.4	7,000	7.8
7月									522	7.2	8,023	8.0
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
8年1月												
2月												
3月												
摘要	完全失業率の月別の数値は季節調整値						事業所規模5人以上		基本手当（基本分）			
資料	総務省統計局						厚生労働省		厚生労働省			
出所	「労働力調査」						「毎月勤労統計調査」		「雇用保険事業統計」			

注1 年度の数値は月平均。

項目 年度 年月	新規求人 対前年増減率 (%)		新規求職 対前年増減率 (%)		新規 求人倍率 (倍)		有効求人 対前年増減率 (%)		有効求職 対前年増減率 (%)		有効 求人倍率 (倍)	
	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 (倍)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 (倍)	岡山県 対前年増減 (%)	岡山県 対前年増減 (%)
2年度	-20.8	-20.6	-1.8	-2.8	1.90	2.33	-22.3	-21.6	9.8	6.7	1.10	1.47
3年度	9.8	3.9	0.1	1.5	2.08	2.39	9.5	2.7	3.9	7.0	1.16	1.41
4年度	9.3	5.5	-1.0	-0.3	2.30	2.53	10.8	7.3	-2.0	-2.6	1.31	1.55
5年度	-2.4	-3.1	-1.7	-2.0	2.28	2.50	-1.6	-2.8	0.1	-1.4	1.29	1.53
6年度	-3.1	-4.3	-2.1	-3.3	2.26	2.47	-3.0	-5.0	0.2	1.1	1.25	1.44
6年4月	-2.3	-0.7	3.6	0.1	2.21	2.44	-3.6	-5.7	1.7	0.5	1.26	1.47
5月	-0.6	-9.5	1.4	-0.9	2.20	2.27	-3.0	-5.9	2.4	0.9	1.25	1.45
6月	-9.4	-16.3	-8.1	-7.4	2.25	2.35	-4.4	-11.1	1.4	0.6	1.24	1.40
7月	1.2	0.9	4.7	6.6	2.24	2.49	-2.5	-6.9	2.2	2.6	1.25	1.42
8月	-6.5	-7.1	-9.2	-8.6	2.30	2.45	-4.5	-6.0	0.0	1.3	1.24	1.43
9月	-5.9	-11.1	-2.5	-3.7	2.20	2.44	-3.9	-4.9	-0.0	1.4	1.25	1.44
10月	1.2	-1.8	-0.2	0.1	2.25	2.41	-2.8	-5.5	0.1	2.5	1.25	1.42
11月	-2.6	-1.8	-4.0	-3.5	2.25	2.39	-2.1	-5.6	-0.0	2.0	1.25	1.41
12月	-3.7	-7.0	-2.1	-8.1	2.27	2.63	-1.8	-4.5	-0.5	1.3	1.25	1.41
7年1月	-0.4	2.2	-2.5	-5.8	2.32	2.68	-1.7	-2.4	-1.2	0.4	1.26	1.46
2月	-5.9	2.4	-7.9	-7.8	2.30	2.62	-3.4	-1.7	-2.5	-0.5	1.24	1.46
3月	-3.0	-0.9	-1.2	-2.3	2.32	2.59	-2.7	-0.1	-2.1	-0.1	1.26	1.48
7年4月	2.2	5.3	-1.1	-0.1	2.24	2.58	-1.6	2.5	-1.8	0.9	1.26	1.49
5月	-5.2	1.5	-4.5	-7.7	2.14	2.37	-2.1	2.7	-2.0	0.2	1.24	1.48
6月	-2.5	0.1	3.6	2.4	2.18	2.43	-1.9	3.6	-0.9	1.2	1.22	1.43
7月	-1.2	-5.3	0.3	-4.8	2.17	2.37	-2.8	-1.4	-1.0	0.3	1.22	1.40
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
8年1月												
2月												
3月												
摘要	求人倍率の月別の数値は季節調整値											
資料 出所	厚生労働省 「職業安定業務統計」											

第3回米国の関税措置に関する 中小企業支援機関の情報共有会議

説明資料

日本貿易振興機構（ジェトロ）
岡山貿易情報センター

令和7年9月2日

1 | 相談窓口の設置と情報提供

- ✓ 「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」を全海外事務所および全国の国内事務所に設置
- ✓ ウェブサイト内の特設ページを通じたトランプ政権の動向などを情報提供
- ✓ 岡山県等と協力した、セミナーの開催

<ウェブサイト内の関連コンテンツ>

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

全海外事務所および全国の国内事務所に相談窓口を設置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たっております。

- ▶ 関税措置の内容に関するご相談の申し込みページへ
- ▶ 資金繰りに関するご相談の申し込みページへ (経済産業省のウェブサイト)
- ▶ おしらせ：米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について(4月10日発表)

米国関税措置関連ニュース (ビジネス短信)

米国	カナダ・メキシコ	中国	欧州
2025年8月22日	米EU、関税合意の共同声明を発表、関税引き下げの条件や時期を明示(米国、EU)		
2025年8月22日	トランプ米政権、風力タービンに対する232条調査を開始、パブコメ募集(米国)		
2025年8月19日	米232条鉄鋼・アルミ関税、約400品目の派生品を追加、8月18日から適用開始(日本、米国)		
2025年8月19日	米エネルギー省、重要鉱物サプライチェーン強化に約10億ドルの資金提供を発表(米国)		

<セミナーの様子 (8月25日) >



2 | 米国関税に係るリンク集（ジェットロウェブサイト）

■ 特集 第2次トランプ政権の動向

⇒トランプ政権の動向にかかる様々な情報を随時ご紹介

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trump2_administration.html

■ 特集：米国関税措置への対応

⇒関税措置関連のニュース、関税政策の要旨などをご紹介

https://www.jetro.go.jp/world/us_tariff/

■ 米国関税措置に伴う日本企業相談窓口

⇒無料でのご相談に対応

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/9ee6ccdc1091f34b.html>

■ 北米ニュースレター"North American News Briefs"

⇒北米の最新ビジネス情報を配信

<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

3 専門家による現地進出・輸出等の課題に関するご相談

- ✓ 中堅・中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けて、現地在住の専門家（コーディネーター）が支援を行うサービス
～サービス名：中小企業海外展開現地支援プラットフォーム～
- ✓ 世界19カ国・地域26カ所にプラットフォームを設置（2025年4月時点）

情報提供サービス



輸出、現地進出、現地拠点運営に関するご相談に応じた情報をレポート（A4用紙2～3枚程度）またはブリーフィング（オンラインまたは対面、1時間程度）にて提供します。

企業リストアップサービス



ご要望に沿った現地パートナー候補（販売先、提携先、調達先等）をリストにして提供します。
本サービスでは原則関心度の確認は行いません。

商談アレンジ・ 現地協力機関等取次サービス



現地のパートナー候補にアプローチし、ご提案に対する関心の有無を確認し、関心を示した先には商談のアレンジを試みます。また、現地協力機関等（在外公館、商工会、政府機関、金融機関等）の紹介・取次も行います。現地の商習慣等を踏まえ、一部地域（欧州、米国、中東）では、商談アレンジサービスを提供できない場合があります。



ジェトロ プラットフォーム

<https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>



4 | 専門家（農林水産・食品分野）による輸出相談

- ✓ 農林水産物・食品の輸出を目指す企業の皆様からのご相談や課題解決に向けて、海外在住の専門家（海外コーディネーター）が支援を行うサービス
- ✓ 世界7地域（北米/欧州/中東/東南・南アジア/東アジア/大洋州/中南米）・24都市に専門家を配置（2025年4月時点）

E-mail相談



現地市場の概況、トレンド、参考価格、競合他社の有無などの情報を、ご相談の内容に応じて調査し、レポート形式で回答

海外ブリーフィング



海外出張中に現地で、もしくは日本国内からオンラインで、個別面談の形式で、ご質問に直接対応



ジェトロ コーディネーター

<https://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>



5 | オンラインでの海外販路開拓支援

- ✓ ジェトロが招待した海外バイヤー専用のオンラインカタログサイト“Japan Street”で、世界中のバイヤーに日本企業の皆様の商品を紹介
- ✓ 日本企業の皆様は、企業・商品情報と商品画像等を登録するのみ

ご利用の流れ



ジェトロ Japan Street

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html



ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

岡山貿易情報センター

ジェトロ岡山
メールマガジン



086-224-0853



OKA@jetro.go.jp



〒700-0985
岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8階

■ ご注意

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。